

平成18年東大和市議会決算特別委員会記録目次

○9月19日（第1回）

出席委員	1
欠席委員	1
事務局職員	1
出席説明員	1
本日の会議に付した案件	2
開 会	3
決算特別委員会委員長選挙	3
決算特別委員会副委員長選挙	3
第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	4
第48号議案 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4
第49号議案 平成17年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4
第50号議案 平成17年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4
第51号議案 平成17年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	4
第52号議案 平成17年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4
第53号議案 平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4
7会計決算に伴う市政報告	4
監査報告	8
第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についての内容説明	9
歳入一括質疑	26
歳出款別質疑（第1款 議会費）	30
"（第2款 総務費）	31
散 会	49
署 名	51

○9月20日（第2回）

出席委員	53
欠席委員	53
事務局職員	53
出席説明員	53

本日の会議に付した案件	54
開 会	55
第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について	55
歳出款別質疑（第2款 総務費）	55
〃 （第3款 民生費）	61
〃 （第4款 衛生費）	83
〃 （第5款 労働費）	91
〃 （第6款 農林業費）	92
〃 （第7款 商工費）	92
〃 （第8款 土木費）	95
〃 （第9款 消防費）	97
〃 （第10款 教育費）	98
〃 （第11款 公債費）	109
〃 （第12款 諸支出金）	110
〃 （第13款 予備費）	110
採決	110
第48号議案 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	110
内容説明	110
歳入歳出一括質疑	114
採決	114
第49号議案 平成17年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	114
内容説明	114
歳入歳出一括質疑	115
採決	115
第50号議案 平成17年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	115
内容説明	115
歳入歳出一括質疑	117
採決	118
第51号議案 平成17年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	118
内容説明	118
歳入歳出一括質疑	120
採決	120
第52号議案 平成17年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	120
内容説明	120
歳入歳出一括質疑	121
採決	121
第53号議案 平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	121

内容説明	121
歳入歳出一括質疑	123
採決	124
閉会	124
署名	125

東大和市議会平成18年第1回決算特別委員会記録

平成18年9月19日（火曜日）

出席委員（22名）

委員長	二宮由子君	副委員長	木下光雄君
委員	粕谷久美子君	委員	大后治雄君
委員	長瀬りつ君	委員	森田憲二君
委員	中村庄一郎君	委員	粕谷洋右君
委員	押本治雄君	委員	石川庄太郎君
委員	関野杜成君	委員	西川洋一君
委員	藤原宏子君	委員	関田貢君
委員	関田正民君	委員	尾崎信夫君
委員	佐村明美君	委員	中間建二君
委員	松浦誠君	委員	下条学君
委員	小林知久君	委員	尾崎保夫君

欠席委員（なし）

事務局職員（5名）

事務局長	石川和男君	事務局次長	西永宣昭君
議事係長	小島裕治君	主事	新井利恵君
主事	三浦文一君		

出席説明員（43名）

市長	尾又正則君	助役	小飯塚謙一君
収入役	岸永通君	教育長	佐久間栄昭君
企画財政部長	浅見敏一君	総務部長	渡辺和之君
総務部参事	並木俊則君	市民部長	高杉豊君
生活環境部長	内野章君	生活環境部参事	窪田きく江君
福祉部長	関田実君	福祉部参事	北田和雄君
都市建設部長	氏井博君	学校教育部長	並木清志君
社会教育部長	榎本豊君	代表監査委員	安島喜一君

企画課長兼政策調整担当課長	野口弘君	企画財政部 副参事	宮鍋和志君
秘書広報課長	阿部晴彦君	財政課長	関田新一君
総務部副参事	町田誠二君	文書課長	植野英夫君
情報管理課長	田口茂夫君	職員課長	田代雄己君
総務部副参事	溝呂木公一君	管財課長	広沢光政君
市民課長	池谷一君	課税課長	鎌田勇一君
納税課長	小島昇公君	市民センター 課長	小松敏博君
市民会館長	仲里章君	環境課長	木内和郎君
ごみ対策課長	乙幡正喜君	福祉推進課長	塚原健彦君
児童福祉課長	関田守男君	生活福祉課長	国友開二君
障害福祉課長	町田悦郎君	都市計画課長	内藤峰雄君
管理課長	福島啓二君	会計課長	岡部惠君
社会教育課長	小俣学君	選挙管理委員会 事務局長	高杉春行君
監査委員 事務局長	松井悟君		

本日の会議に付した案件

- 第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第48号議案 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 平成17年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 平成17年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 平成17年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第52号議案 平成17年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第53号議案 平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午前 9時47分 開会

○議長（松浦 誠君） ただいまから決算特別委員会を開催いたします。

○議長（松浦 誠君） 委員会条例第10条第2項の規定により、年長の押本治雄委員に臨時委員長の職務をお願いいたします。

〔議長退席、臨時委員長着席〕

○臨時委員長（押本治雄君） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○臨時委員長（押本治雄君） これより決算特別委員会委員長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、会議規則第116条第5項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（押本治雄君） 御異議ないものと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決します。お諮りいたします。

指名の方法については、臨時委員長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（押本治雄君） 御異議ないものと認め、よって、臨時委員長において指名することに決します。

それでは、決算特別委員会委員長に二宮由子委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時委員長において指名いたしました二宮由子委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（押本治雄君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

ただいま当選されました二宮由子委員が在席しておりますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで、二宮由子委員の委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔委員長 二宮由子君 登壇〕

○委員長（二宮由子君） ただいま決算特別委員会委員長に御推挙いただきました二宮でございます。大変ありがとうございます。委員の皆様の御協力をちょうだいいたしまして、本委員会が円滑に運営されますよう努めてまいります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

〔委員長 二宮由子君 降壇〕

○臨時委員長（押本治雄君） 委員長が決定しましたので、臨時委員長の職を解かせていただきます。

〔臨時委員長退席、委員長着席〕

○委員長（二宮由子君） 引き続き、決算特別委員会副委員長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、会議規則第116条第5項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これ

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、選挙の方法は指名推選によることに決めます。
お諮りいたします。

指名の方法については、委員長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、委員長において指名することに決めます。

それでは、決算特別委員会副委員長に、木下光雄委員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま委員長において指名いたしました木下光雄委員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま当選されました木下光雄委員が在席しておりますので、会議規則第31条第2項の規定により、本席より当選の告知をいたします。

ここで、木下光雄委員の副委員長就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副委員長 木下光雄君 登壇〕

○副委員長（木下光雄君） ただいま決算特別委員会の副委員長に推挙いただきまして、大変ありがとうございます。委員長を補佐し、議事がスムーズに進みますよう委員の皆様方の御協力をいただきながら、議事の進行に努めさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。本日は大変ありがとうございます。

〔副委員長 木下光雄君 降壇〕

○委員長（二宮由子君） 第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、第48号議案 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第49号議案 平成17年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第50号議案 平成17年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第51号議案 平成17年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、第52号議案 平成17年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、第53号議案 平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7議案を一括議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

初めに、市長より7会計決算に伴う市政報告を求めます。

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） 皆さんおはようございます。

平成17年度一般会計及び特別会計決算の御審議をいただくに当たり、その概要と市政の状況について報告申し上げます。

最初に、一般会計の全体状況について申し上げます。

平成17年度の決算額は、歳入が前年度比5.6%減の243億7,822万4,665円、歳出が5.4%減の236億1,168万2,803円となりました。歳入歳出差引額は7億6,654万1,862円となり、翌年度へ繰り越すべき財源であります繰越明許費繰越額432万円を差し引いた実質収支額は7億6,222万1,862円の黒字となりました。

次に、歳入について申し上げます。

歳入決算額は243億7,822万4,665円で、予算現額244億3,942万6,000円に対し6,120万1,335円の減額となりました。

なお、調定額に対する収入済額の割合は96.6%となっております。

市税は、約116億9,000万円で、前年度より5億9,000万円ほど増となりました。市民税個人の所得割は、税制改正に伴う所得控除額の減等により約8,000万円の増額となり、法人税割は新設法人により約3億9,000万円の増額で、市民税全体では前年度比10.7%の増となりました。また、固定資産税は、土地においては小規模住宅用地等への移行により微減となり、家屋は住宅建設及び新築住宅軽減切等により増となりました。

なお、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、都営住宅の建て替え入居等により増となり、固定資産税全体では前年度に比べて2.0%の増となりました。

地方譲与税は、44.7%増の約4億5,000万円となりました。国から市への本格的な税源移譲までの間の暫定措置として創設されている所得譲与税の増によるものであります。

地方消費税交付金は、原資となる地方消費税の減少により7.4%の減となり、約7億8,000万円となりました。自動車取得税交付金は、原資の増により6.4%の増となり、約2億円となりました。

地方交付税は、15.0%の減となりました。普通交付税の算定において、国の三位一体の改革に伴い基準財政収入額が増となったこと等によるものであります。歳入全体に占める割合は、5.2%となっております。

国庫支出金は、7.2%の増となりました。児童手当負担金や生活保護費負担金が増となったほか、次世代育成支援対策交付金が新たに創設されたことなどによるものであります。

都支出金は、3.1%の増となりました。国勢調査の実施による交付金のほか、市町村調整交付金が原資の増加等により、増となったことなどによるものであります。

繰入金は、19.7%の減となりました。財政調整基金からは約3億円を取り崩しました。また、宅地開発関連施設整備基金、緑化基金、まちづくり文化基金、長寿社会福祉基金から必要額を取り崩し、それぞれの目的に沿った事業に充当いたしました。このほか各特別会計からの前年度清算金等の繰り入れがありました。

繰越金は、10.2%増の約8億6,000万円となりました。

市債は、13億6,510万円を借り入れ、狭山緑地用地買収事業のほか6事業に充当いたしました。なお、平成17年度末の市債借入残高は約189億5,700万円で、前年度と比べ1.7%の減となりました。

次に、歳出について申し上げます。

歳出決算額は、236億1,168万2,803円となりました。歳出予算における不用額は7億4,710万3,197円で、予算現額の3.1%となっております。

投資的事業につきましては、16.6%増の約9億2,000万円となりました。主な事業は民間保育園施設整備補助事業費、学童保育所第八クラブ新築工事費、建設事業活性化住宅リフォーム助成事業費、市道舗装補修工事及び道路改修工事費、防火貯水槽設置工事費、小学校コンピュータ教室整備工事費、第四小学校便所改修工事費や狭山緑地、都市計画道路3・4・26号線及び都市計画道路3・5・20号線の用地買収費等であります。

また、投資的経費以外の事業は、滞納管理システムの導入、高齢者筋力トレーニング事業、一時保育事業、歯周疾患健診の実施、乳幼児医療費助成における所得制限撤廃の拡大、防災マップの作成、(仮称)清原図書館開館準備に係る経費、学校給食のはしの購入等でございます。

公債費は、約20億6,000万円で、前年度に比べ48.7%の大幅な減となりました。これは前年度に住民税等減

税補てん債を借りかえたことによるものでございます。地方債の許可制限の指標とされております起債制限比率は、前年度より0.5ポイント上がり10.3%となりました。なお、この比率が20%を超えると地方債が許可されないことになっております。

特別会計への繰出金は、国民健康保険事業特別会計へ10億4,665万3,154円、下水道事業特別会計には11億7,372万6,000円、老人保健特別会計へ3億1,162万6,000円、土地区画整理事業特別会計には1億8,336万3,000円、介護保険事業特別会計へ5億4,199万9,625円で、総額で32億5,736万7,779円となりました。

次に、職員人件費であります。東京都人事委員会勧告等を考慮し、マイナス0.85%の給与改定及び3月期の期末手当の0.05カ月加算を実施しました。なお、3月期の期末手当については、0.3カ月から所要の調整として0.11カ月を差し引き、0.19カ月を支給しました。

財政構造の弾力性を判断する指標の一つでございます。前年度より1.1ポイント下がり92.0%となりました。主に市税の増によるものでございます。

次に、国民健康保険事業特別会計について申し上げます。

平成17年度決算額は、歳入が前年度比7.6%増の68億9,895万2,266円、歳出が8.0%増の69億6,807万7,290円で、歳入歳出差引額は6,912万5,024円の赤字となりました。これにつきましては、平成18年度の歳入を繰り上げて歳入不足に充てました。

歳入は、国民健康保険税が前年度比1.7%増の20億6,658万2,911円、国庫支出金が7.4%減の17億2,043万5,054円、療養給付費等交付金が28.3%増の16億5,180万7,312円、繰入金の一般会計繰入金が10億4,665万3,154円でありました。

歳出は、保険給付費が48億2,118万1,897円で全体の69.2%、老人保健拠出金が13億8,811万1,536円で19.9%、介護納付金が4億6,488万9,719円で6.7%となっており、これらを合わせますと歳出決算額の95.8%を占めております。

国では平成18年度において国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくために、数年間の制度改正を行いましたが、今後も関係機関との連携を図り、国保制度の長期的な安定運営に向けてのさらなる制度改正を要望してまいります。

次に、受託水道事業特別会計について申し上げます。

平成17年度決算額は、歳入歳出とも4億226万4,797円で、前年度に比べ7,464万8,880円、15.7%の減となりました。

歳入は東京都からの受託水道事業収入でありまして、管理収入が76.3%、建設工事収入が23.7%となっております。

歳出は管網強化工事費6,082万1,250円、管路の耐震性強化のための取りかえ工事費1,640万4,150円、区画整理事業に伴う配水管移設及び新設工事費237万1,950円、道路整備等に伴う配水管移設工事費533万7,150円が主なものでございます。また、貴重な水資源を確保し損失を未然に防止するため、延長約16.7キロメートルの漏水調査を行いました。

水道事業は、東京都の受託事業として年々増加する水需要に対応するため、送・配水能力の広域的機能強化等を図っておりますが、東京都の水道業務移行計画に基づき、平成17年度末に徴収系業務及び給水装置系業務が受託廃止となり、その業務を本年4月に東京都水道局へ移行しました。

また、現在行っております施設管理系業務は、来年4月に移行することになっております。

なお、引き続き安全でおいしい水の供給等、市民生活に密着したサービスの向上に努めてまいります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

平成17年度決算額は、歳入が前年度比6.5%増の25億5,537万2,554円、歳出が6.9%増の25億4,401万2,618円で、歳入歳出差引額は1,135万9,936円の黒字となりました。歳入は、使用料及び手数料の下水道使用料が前年度比1.7%増の10億6,589万8,550円、繰入金の一般会計繰入金が2.4%増の11億7,372万6,000円、市債が104.2%増の2億7,480万円でした。

歳出は、管渠布設工事費を主な内容とする事業費が前年度比34.4%増の2億6,246万8,689円、公債費が5.6%増の17億247万7,647円となりました。

下水道事業は、昭和60年6月の供用開始から21年目となり、普及率は99.9%となっております。今後とも必要箇所の整備促進を図るとともに、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

平成17年度決算額は、歳入が前年度比5.1%増の45億5,105万6,617円、歳出が3.4%増の45億994万2,869円で、歳入歳出差引額は4,111万3,748円の黒字となりました。

歳入は、支払基金交付金が前年度比2.2%減の26億9,721万6,253円、国庫支出金が23.0%増の12億1,978万408円、都支出金が22.4%増の3億1,444万4,039円、繰入金の一般会計繰入金が19.7%増の3億1,162万6,000円でした。

歳出は、医療諸費が99.2%を占めております。老人医療費は、平成14年10月の医療制度改正に伴う対象年齢の引き上げにより、総体では減少傾向にあります。国は今後の医療制度改革により、現行の老人保健制度を平成19年度末に廃止し、平成20年度から広域連合を実施主体とする後期高齢者医療制度を創設いたします。今後とも医療受給者が安心して医療が受けられますように、関係機関とも連携を図り要望してまいります。

次に、土地区画整理事業特別会計について申し上げます。

平成17年度決算額は、歳入が前年度比4.8%減の4億6,584万3,180円、歳出が1.1%減の4億823万3,520円で、歳入歳出差引額は5,760万9,660円の黒字となりました。

歳入は、分担金及び負担金の保留地処分金が1億4,069万431円で全体の30.2%、都支出金が6,528万9,396円で14.0%、繰入金が1億8,336万3,000円で39.4%でありました。

歳出は、建築物等移転補償費を主な内容とする事業費が2億3,452万3,584円で全体の57.5%、諸支出金が立野一丁目土地区画整理事業基金積立金の増額により6,250万219円で15.3%となりました。

立野一丁目土地区画整理事業は、移転補償費、都市計画道路等の築造工事が主なものでございます。引き続き事業の推進に努めてまいります。

最後に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

平成17年度決算額は、歳入が前年度比8.6%増の30億7,130万5,469円、歳出が6.9%増の29億9,905万233円で、歳入歳出差引額は7,225万5,236円の黒字となりました。

歳入は、保険料が5億8,306万6,100円で全体の19.0%、国庫支出金が6億664万765円で19.8%、支払基金交付金が9億1,248万3,224円で29.7%、都支出金が3億5,740万978円で11.6%、繰入金が5億8,997万6,625円で19.2%でした。

歳出は、総務費が1億6,681万2,517円で全体の5.6%、保険給付費が28億1,145万6,398円で93.7%、財政安定化基金拠出金が255万1,853円で0.1%、諸支出金が1,822万9,465円で0.6%となっております。

平成17年度は、第2期東大和市介護保険事業計画の最終年度であると同時に、平成18年度からの第3期事業計画を策定し、介護保険法の改正に向けての準備を進めてきた年と位置づけられております。今後も事業の適正で円滑な実施に努めてまいります。

以上、各会計の決算の内容について報告申し上げますが、平成17年度の一般会計及び6特別会計を合わせた決算総額は、歳入が423億2,301万9,548円で前年度比1.0%の減、歳出が414億4,326万4,130円で1.0%の減となりました。

市財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありましたが、簡素にして効率的な行財政運営を基本としながら、特定目的基金等の取り崩しや市債の活用等により、市民生活に必要な事業を実施してまいりました。

財政状況は今後も一層厳しいものとなることが予想されますが、市民生活に必要な業務につきましては積極的に対処し、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜り、市政の発展に努めてまいり所存でございます。

以上、平成17年度決算の概要につきまして報告を申し上げます。各会計の内容につきましては、収入役から説明いたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

[市長 尾又正則君 降壇]

○委員長（二宮由子君） 以上で7会計決算に伴う市政報告が終わりました。

ここで監査報告を求めます。

[代表監査委員 安島喜一君 登壇]

○代表監査委員（安島喜一君） 安島でございます。

代表監査委員といたしまして、平成17年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果について御報告申し上げます。

この審査は、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成18年6月29日に市長より審査に付されたものでございます。

審査の概要は、お手元にお配りしております意見書のとおりでございますが、改めて御説明申し上げます。

審査の期間は、平成18年7月3日から平成18年8月29日まででございます。

審査の対象は、平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算、平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算、平成17年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、平成17年度各基金の運用状況を示す書類、平成17年度東大和市決算附属書類でございます。

決算審査に当たりましては、44課に対し説明聴取を行いまして、予算が適正に執行されているかどうか質疑及び調査を行うとともに、決算書類が法令等に基づいて作成されているかどうかを確認いたしました。また、各会計の決算計数に誤りがないかどうかを精査し、関係諸帳簿、証拠書類との照合を行い検証いたしました。

結果について御報告申し上げます。

審査に付された各会計決算書類及び基金の運用状況を示す書類は、関係法令に基づいて作成されており、決算数値は関係諸帳簿、証拠書類とも符合し、各会計、基金ともに誤りのないものと認められ、予算執行も適正に行われており、これに伴う会計事務もおおむね適正に処理されていることを確認いたしました。

最後になりますが意見書に記しましたとおり、当市の財政は自主財源比率が高まっている一方で、扶助費、

繰出金が増加し、これらの費目に常に経常一般財源が充当される関係にあります。今後も地方財政の枠組みの変更が進められるものと推測され、さらに構造的な圧迫要因となるものと考えられます。住民の福祉向上のため、旧に倍する英知、英断を持って切迫した事態を解決されるように切望し、平成17年度東大和市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔代表監査委員 安島喜一君 降壇〕

○委員長（二宮由子君） 監査報告が終わりました。

ただいまの監査報告に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、監査報告に対する質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時31分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、内容の説明を求めます。

〔収入役 岸 永通君 登壇〕

○収入役（岸 永通君） 平成17年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりまして、決算の内容を御説明申し上げます。

初めに、歳入であります。16ページをお開き願います。

1 款市税は、予算現額116億3,559万6,000円で、調定額は123億8,168万1,285円、収入済額は116億9,671万4,849円で、前年度に比べ5億9,526万9,436円の増であります。この主な内容は、個人市民税、法人市民税及び固定資産税などの増によるものであります。

不納欠損額、収入未済額につきましては後ほど御説明申し上げます。

各税目について御説明を申し上げます。

1 項市民税、1 目個人、1 節現年課税分は、収入済額40億6,119万2,540円で前年度に比べ9,151万5,205円の増であります。このうち普通徴収分は13億6,842万742円で、前年度に比べ3,444万5,881円、2.6%の増であります。

次に、特別徴収分ではありますが、26億9,277万1,798円で、前年度に比べ5,706万9,324円、2.2%の増であります。

普通徴収及び特別徴収とも増の理由といたしましては、税制改正による控除額の減によるものであります。

2 節滞納繰越分は、収入済額5,907万1,683円で前年度に比べ46万8,898円、0.8%の減であります。

市民税個人の収納率は91.0%であります。内訳は現年課税分97.8%、前年度分97.7%で0.1ポイントの増となり、滞納繰越分は15.9%、前年度分15.1%、0.8ポイントの増となっております。

2 目法人は、収入済額10億5,574万6,794円で、前年度に比べ4億828万6,194円の増であります。この主な理由は、法人の新設及び企業の収益増であります。法人税割額100万円以上の会社は前年度より8社ふえ、税額では3億9,766万3,600円の増額となっております。収納率は98.7%で現年課税分99.8%、前年度分99.5%で0.3ポイントの増であります。

2項1目固定資産税は、収入済額44億4,010万4,813円で、前年度に比べ6,877万7,249円、1.6%の増であります。主な理由といたしましては、固定資産税のうち土地につきましては、負担水準の均衡化による負担調整措置適用による増税分より特例適用率の高い小規模住宅用地の増による減税分が大きかったことなどにより1,555万7,539円の減額となっております。一方家屋につきましては、評価がえの前年度であることや新築戸建て住宅及びマンションなどの建設並びに新築家屋の軽減切れなどに伴い、7,164万4,482円の増額となっております。収納率は95.6%で現年課税分98.5%、前年度分98.4%で0.1ポイントの増であります。滞納繰越分は32.8%、前年度分22.6%で10.2ポイントの増であります。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、収入済額5億7,375万9,800円で、前年度に比べ3,136万3,000円、5.8%の増であります。主な理由といたしましては、都営住宅の建て替え入居及び都水道局用地の負担調整措置によるものであります。

3項1目軽自動車税は、収入済額5,536万4,400円で、前年度に比べ252万4,700円、4.8%の増であります。収納率は85.9%で現年課税分95.8%、滞納繰越分19.5%であります。

18ページをお開き願います。

4項1目市たばこ税は、収入済額4億7,833万2,115円で、前年度に比べ626万9,073円の減であります。

6項1目都市計画税は、収入済額9億7,314万2,704円で、前年度に比べ45万8,941円の減であります。この主な理由は、土地の固定資産税と同様の理由であります。収納率は95.0%で現年課税分98.5%、滞納繰越分29.5%であります。

ここで17ページに戻っていただきまして、不納欠損額、収入未済額について御説明いたします。

一番上の行の不納欠損額6,754万7,676円は、前年度に比べ4,081万4,218円、件数343件の減となっております。不納欠損の理由といたしましては、住所不明、生活困窮、財産がないなどであります。収入未済額は6億1,741万8,760円で、現年課税分1億8,147万6,970円、滞納繰越分4億3,594万1,790円で、前年度に比べ合計で3,448万5,505円の減であります。

行政報告書の123ページをお願いいたします。

市税徴収実績調書により市税全体の収納率を申し上げますと、下から6行目の総計全体での収納率は94.5%、前年度の93.6%に比べ0.9ポイントの増であります。現年課税分計の収納率98.5%は、前年度に比べ0.2ポイントの増であります。滞納繰越分計の収納率22.3%は、前年度17.9%で4.4ポイントの増となっております。市税の収納率向上につきましては、月末などの日曜日及び夜間の臨時収納窓口の実施、市税等収納推進員による早期対応、電話による催告、臨戸徴収、財産差し押さえなどを実施いたしました。さらに口座振替制度の奨励、平成18年1月から滞納管理システムの導入を図ったところであります。

決算書の20ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額4億5,301万円で、前年度に比べ1億3,990万6,000円、44.7%の増であります。

1項1目1節所得譲与税は、収入済額2億7,152万4,000円で、前年度に比べ1億4,228万9,000円、110.1%の増であります。国から市への本格的な税源移譲が実施されるまでの間の措置として、三位一体の改革による国庫補助・負担金の縮減に伴い増額となったものであります。

2項1目1節自動車重量譲与税は、収入済額1億3,451万8,000円で、前年度に比べ94万4,000円、0.7%の減であります。

3項1目1節地方道路譲与税は、収入済額4,696万8,000円で、前年度に比べ143万9,000円、3.0%の減であ

ります。

22ページをお願いいたします。

3款利子割交付金は、収入済額8,501万6,000円で、前年度に比べ784万2,000円、8.4%の減であります。

24ページをお開きください。

4款配当割交付金は、収入済額4,010万3,000円で、前年度に比べ1,578万4,000円、64.9%の増であります。

26ページをお願いいたします。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額5,847万7,000円で、前年度に比べ3,325万9,000円、131.9%の増であります。

28ページをお開きください。

6款地方消費税交付金は、収入済額7億7,842万5,000円で、前年度に比べ6,234万1,000円、7.4%の減であります。

30ページをお開きください。

7款自動車取得税交付金は、収入済額2億327万3,000円で、前年度に比べ1,228万3,000円、6.4%の増であります。なお、特別地方消費税交付金が廃止されたことに伴い、この自動車取得税交付金から前年度に比べ款番号が繰り上がるものであります。

32ページをお開きください。

8款地方特例交付金は、収入済額4億2,492万1,000円で、前年度に比べ156万5,000円、0.4%の減であります。

34ページをお開きください。

9款地方交付税は、収入済額12億7,749万5,000円で、前年度に比べ2億2,525万3,000円の減額であります。普通交付税は11億4,549万5,000円で、前年度に比べ2億1,115万3,000円、15.6%の減であります。特別交付税は、収入済額1億3,200万円で、前年度に比べ1,410万円、9.7%の減であります。

36ページをお開きください。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,755万4,000円で、前年度に比べ47万円、2.6%の減であります。

38ページをお開きください。

11款分担金及び負担金であります。収入済額3億416万796円で、前年度に比べ2,232万9,736円の増額であります。

1項1目1節社会福祉費負担金の収入済額は432万9,936円で、老人ホーム措置費のうち利用者の一部負担金であります。収入未済額の38万284円は20件分であります。

2節児童福祉費負担金は主に保育園入園者保育料で、収入済額2億9,983万860円、収納率85.2%で、前年度に比べ2,202万9,600円の増となっております。不納欠損額は732万1,700円で、前年度に比べ348万6,200円、件数30件となっております。不納欠損の理由といたしましては、住所不明、生活困窮などであります。収入未済額は4,458万1,369円、568件分であります。

40ページをお開き願います。

12款使用料及び手数料であります。収入済額が2億6,915万9,439円で、前年度に比べ115万4,516円、0.4%の減であります。

1項使用料、1目1節総務管理使用料の市民会館施設等使用料であります。収入済額が3,208万6,700円で、

前年度に比べ335万7,590円、11.7%の増であります。また、市民会館駐車場使用料につきましては、収入済額が618万6,300円で、前年度に比べ82万6,150円、15.4%の増となっております。

2目2節児童福祉使用料は、収入済額2,331万3,500円であります。不納欠損額9万9,000円は、学童保育所育成料5件分であります。収入未済額46万7,500円は、学童保育所育成料の105件分であります。

3目1節保健衛生使用料は、収入済額1,161万9,565円で、主に休日急患診療所の使用料であります。前年度に比べ104万8,951円の減は、利用者数140人の減によるものであります。

4目1節園芸振興使用料は、収入済額448万1,100円で、前年度に比べ153万2,700円の減であります。この主な理由は、奈良橋市民農園の再整備実施に伴い、その利用月数を10カ月としたこと及びファーマーズセンターの利用区画数が減少したことによるものであります。

42ページをお願いいたします。

5目2節道路橋りょう使用料は、収入済額7,718万3,351円で、道路及び特定公共物における電気、電話、都市ガスなどの占用料であります。

7目4節保健体育使用料は、収入済額2,681万5,445円で、市民体育館、市民プール、上仲原公園運動施設等の使用料であります。

2項手数料でございますが、収入済額8,378万4,957円で、前年度に比べ346万7,363円、4.0%の減であります。

1項3節戸籍住民手数料は3,033万7,400円で、住民票などの証明手数料であります。

44ページをお願いします。

2目2節清掃手数料は、収入済額4,504万777円で、前年度に比べ329万7,653円の減であります。不納欠損額27万7,904円は、ごみ処理手数料及びし尿処理手数料52件分で、時効消滅によるものであります。収入未済額306万3,450円は、ごみ処理手数料及びし尿処理手数料658件分であります。

46ページをお開きください。

次に、13款国庫支出金であります。収入済額27億8,952万4,445円で、前年度に比べ1億8,720万3,504円、7.2%の増であります。

1項国庫負担金の収入済額は24億8,079万7,149円で、前年度に比べ1億1,918万8,783円、5.0%の増であります。

もう一度最初からやらせていただきます。1項国庫負担金の収入済額は24億8,078万7,149円で、前年度に比べ1億1,918万8,783円、5.0%の増であります。

1目1節社会福祉費負担金は1億8,779万1,871円で、前年度に比べ3,807万3,593円、16.9%の減であります。減の主なものとしては、備考欄の保険基盤安定負担金1,440万817円で、前年度に比べ4,443万5,457円の減であります。これは低所得者の保険料軽減分に係る国庫負担金が都の負担となったことによるものであります。増額になった主な項目は、身体障害者補装具給付費負担金1,414万7,487円で、前年度に比べ427万3,890円の増、特別障害者手当等負担金3,453万2,550円で、前年度に比べ176万6,423円の増、知的障害者施設訓練等支援費等負担金9,462万1,087円で、前年度に比べ710万1,329円の増であります。補装具の交付件数の増、手当受給者数の増、知的障害者施設利用者数の増によるものであります。

次に、2節児童福祉費負担金でございますが、収入済額が7億7,486万4,719円で、前年度に比べ1,469万5,714円の増額となっております。主な増額の項目ですが、備考欄の児童手当負担金2億7,544万3,999円で、

前年度に比べ1,125万4,500円の増は支給対象児童数の増であります。児童扶養手当負担金は2億3,880万2,272円で、前年度に比べ913万9,447円の増額は支給対象者の増によるものであります。保育所運営費負担金は2億5,759万6,530円で、前年度に比べ620万3,375円の減で、国基準徴収金が支弁額以上に増額となったことによるものであります。

3節生活保護費負担金は、収入済額が14億8,933万2,000円で、前年度に比べ1億4,644万5,000円の増で、これは被保護世帯の増によるものであります。

次に、2項国庫補助金であります。収入済額2億8,375万9,882円で、前年度に比べ7,036万3,219円、33.0%の増であります。

2項1節社会福祉費補助金は、収入済額1億3,870万6,882円で、前年度に比べ2,136万2,219円の増額となっております。主な増の内容は、備考欄の心身障害者・児ホームヘルプサービス事業費補助金が前年度に比べ1,605万1,000円、心身障害者・児ショートステイ事業費補助金は、前年度に比べ502万5,000円で利用者の増によるものであります。

48ページをお開き願います。

備考欄の上から3行目の知的障害者地域生活援助事業費補助金は、前年度に比べ213万4,000円の増で入所者の増によるものであります。減額の主なものは、上から2行目の相互利用（通所）運営事業補助金で、前年度に比べ283万1,000円の減で、通所者が5人から3人になったことによるものであります。

2節児童福祉費補助金は、収入済額2,144万9,000円で、前年度に比べ1,403万2,000円の増額となっております。主な増額の内容であります。次世代育成支援対策交付金2,078万6,000円は平成17年度に創設された交付金で、平成16年に国が策定した子ども・子育て応援プランに基づく重点事業として、市の事業に対し交付されたものであります。

5目2節都市計画費補助金は、収入済額4,832万円で、前年度に比べ3,335万6,000円の増額となっております。主なものは都市公園等統合補助金2,500万円、地方道路整備臨時交付金2,332万円であります。

7目1節小学校費補助金の収入未済額は、国における耐震対策の補正予算に対応し、公立学校施設整備費補助金として4,178万3,000円を歳入として見込みましたが、事業が平成18年度に繰り越されることから、全額を収入未済額として翌年度の繰越額といたしました。備考欄の要保護児童就学援助費補助金は、収入済額24万6,000円であります。前年度に比べ519万8,000円の減で、三位一体の改革によるものであります。

2節中学校費補助金、備考欄の公立学校施設整備費補助金4,822万9,000円は、主に第二中学校の耐震補強工事による増額であります。備考欄の要保護生徒就学援助費補助金は、収入済額48万1,000円で、前年度に比べ349万9,000円の減額であります。三位一体の改革によるものであります。

52ページをお開き願います。

14款都支出金でございます。収入済額28億3,602万6,200円で、前年度に比べ8,489万8,900円、3.1%の増であります。

1項都負担金の収入済額は、7億2,785万9,626円で、前年度に比べ5,773万2,483円、8.6%の増であります。

1項1節社会福祉費負担金は、収入済額2億3,558万874円で、前年度に比べ4,560万2,639円の増額であります。増額の主なものは備考欄の保険基盤安定負担金で、低所得者の保険料軽減分に係る国庫負担金が廃止され、都の負担となったことに伴い、前年度に比べ4,446万661円が増額となりました。心身障害者福祉手当負担金は、前年度に比べ150万3,500円の増額であります。受給者数の増によるものであります。

2節児童福祉費負担金は、収入済額4億1,263万889円で、前年度に比べ968万4,301円の増で、備考欄の児童手当負担金277万6,917円の増、児童育成手当負担金が975万6,500円の増で、主に支給児童年齢の拡大により、支給対象児童数の増によるものであります。保育所運営費負担金は、前年度に比べ310万1,687円の減額となっています。

3節生活保護費負担金は、前年度に比べ389万6,000円の増で、被保護世帯の増によるものであります。

2目1節保健衛生費負担金は、収入済額3,717万5,863円で、前年度に比べ145万457円の減額であります。保健事業費負担金における機能訓練の実施回数の減によるものであります。

2項都補助金の収入済額は18億3,408万793円で、前年度に比べ2,833万4,713円、1.5%の減であります。

1目1節市町村振興交付金は、収入済額1億1,400万円で、前年度に比べ500万円の減額であります。これは対象事業費の一般財源総額が前年度よりも減となったためであります。

2節市町村調整交付金は、収入済額5億4,521万3,000円で、前年度に比べ5,470万8,000円の増額であります。原資の増などにより増額となったものであります。

5節多摩島しょ底力発揮事業交付金は、収入済額265万円で農商工業の活性化事業に対する交付金であります。

54ページをお開きください。

2目1節社会福祉費補助金は、収入済額3億1,124万636円で、前年度に比べ235万2,689円の減額であります。減額の主な内容であります。備考欄の上から13行目の心身障害者（児）通所訓練等事業運営費補助金は、前年度に比べ3,011万1,000円の減で、3施設が小規模授産事業に移行したことによるものであります。下から11行目の介護予防・地域支え合い事業補助金であります。前年度に比べ681万9,000円の減は、補助対象項目のうち生きがい活動支援通所事業が補助対象外経費となったことなどであり。前年度に比べ増額の主なものであります。備考欄の上から15行目の小規模通所授産施設事業運営費補助金3,239万1,000円の増は、3施設が心身障害者通所授産事業から移行により増額となりました。その3行下の心身障害者・児ホームヘルプサービス事業費補助金802万3,000円、下から10行目の心身障害者・児ショートステイ事業費補助金が利用増による265万8,000円あります。

57ページをお願いします。

備考欄の上から14行目の社会福祉法人等負担軽減措置補助事業補助金348万3,000円などあります。

2節児童福祉費補助金は、収入済額6億1,048万590円で、前年度に比べ2,733万4,810円の減額で、減額の主な内容は、備考欄の11行目の保育所運営費補助金で、前年度に比べ2,570万8,000円の減額であります。増額の主な内容は、備考欄の4行目の次世代育成支援緊急対策総合事業補助金1,527万4,000円で、平成17年度創設による増、その欄の下から2行目の認証保育所補助事業補助金は、前年度に比べ298万円の増で、主な内容は利用児童数の増であります。

3節生活保護費補助金は、前年度に比べ法外援護事業費補助金が414万5,289円の減で、夏・冬見舞金の廃止に伴うものであります。

3目1節保健衛生費補助金は、前年度に比べ2,744万787円の減額の主なものは、備考欄の定期予防接種費補助金で、前年度に比べ705万1,245円の減で、接種者数の減によるものと、前年度に循環型システム支援事業の補助金1,881万6,000円がございましたが、事業が完了したことによる減であります。

58ページをお願いします。

4目1節農業費補助金は、収入済額112万6,000円で、前年度に比べ146万7,000円の減であります。この主な理由は、農地等情報システムの導入が前年度で終了したことによる減であります。

5目商工費都補助金、1節商工費補助金は、収入済額326万6,000円で、商店街等の宣伝活動及びイベントなどに対し事業を実施したことによる補助であります。

6目1節道路橋りょう費補助金1,150万円は、市道第11号線道路改良事業費補助金であります。

2節都市計画費補助金は、収入済額1億705万6,347円で、前年度に比べ2,584万4,662円の増であります。これは都市計画道路3・4・26号線及び3・5・20号線の用地買収に係る補助金が増となったためであります。

3項委託費は2億7,408万5,781円で、前年度に比べ5,550万1,130円の増額であります。

60ページをお願いします。

1目4節選挙費委託金は、主に衆議院議員選挙及び東京都議会議員選挙に伴う委託金で5,394万5,283円であります。

5節統計調査費委託金は、主に平成17年10月に実施された国勢調査交付金に伴う委託金で3,676万1,560円であります。

62ページをお願いします。

3目1節保健衛生費委託金は2,881万7,186円で、前年度に比べ210万9,901円の減額であります。主に環境確保条例に係る市事務処理特例交付金の223万9,000円が主なものであります。

64ページをお願いします。

次に、15款財産収入であります。収入済額1億216万2,761円で、前年度に比べ3,036万8,474円の減額であります。

66ページをお願いします。

2項1目1節土地売払収入であります。収入済額9,891万9,884円で、市が所有する普通財産の1件分で544.84平方メートルを売却したことによるものであります。

68ページをお願いします。

16款寄附金であります。収入済額は458万4,826円であります。寄附金の詳細につきましては、行政報告書の20ページを後ほどごらんいただきたいと思ひます。

次に、17款繰入金であります。70ページをお願いします。

1項1目財政調整基金繰入金は、収入済額3億339万4,000円で、前年度と比べ2億2,710万円の減額であります。

3目の宅地開発関連施設整備基金繰入金は、収入済額1億円の皆増であります。公債費の公園費分に充てるために取り崩したものであります。

6目の緑化基金繰入金は、収入済額900万円で前年度と比べ500万円の増額であります。狭山緑地用地買収費が増額となったことによるものであります。

8目のまちづくり文化基金繰入金は、収入済額3,408万9,000円で、前年度に比べ2,408万9,000円の増額であります。が、(仮称)清原図書館の図書購入費などのために取り崩したものであります。

繰入金の詳細につきましては、行政報告書の19ページを後ほどごらんいただきたいと思ひます。

2項特別会計繰入金は2,919万6,615円であります。

2目の受託水道事業特別会計繰入金は、収入済額728万8,981円であります。

72ページをお願いします。

4目老人保健特別会計繰入金は414万3,250円で、前年度に比べ1,017万8,220円の減額で、前年度の精算金であります。

6目介護保険事業特別会計繰入金は1,776万4,384円で、前年度に比べ523万9,070円の減額であります。

74ページをお願いします。

18款繰越金は、収入済額8億5,816万8,471円であります。

76ページをお願いします。

19款諸収入であります。収入済額3億3,863万9,263円で、前年度に比べ829万1,475円の減であります。不納欠損額は538万2,616円で、主に生活保護費返還金61件分であります。収入未済額は4,114万2,094円で、生活保護費返還金3,391万1,064円などあります。

78ページをお願いします。

3項1目1節貸付金元利収入は、収入済額2,901万200円で、小口事業資金融資預託金、中小企業勤労者生活資金融資預託金、住宅改善資金融資預託金の満期に伴う元利収入であります。

6項1目雑入は2億8,287万3,481円で、前年度に比べ1,295万31円の減額であります。

88ページをお願いします。

20款市債は、収入済額13億6,510万円で、前年度に比べ21億4,860万円の減額であります。主に1項市債、7目住民税等減税補てん債のうち、住民税等減税補てん借換債が皆減となったことによるものであります。

現在高につきましては、行政報告書の511ページを後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上のようにいたしまして、収入済額の合計が243億7,822万4,665円で、前年度より14億3,319万6,539円の減額となっております。不納欠損額は8,062万8,896円で、前年度より3,621万8,583円の減であります。収入未済額は7億8,483万6,457円で、前年度より5,643万7,782円の減であります。

以上で歳入の御説明を終わらせていただきます。

○委員長（二宮由子君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時28分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○収入役（岸 永通君） 引き続き歳出につきまして御説明申し上げます。

具体的な内容の説明に入る前に、説明の仕方についてあらかじめお願い申し上げたいと思っております。

備考欄の各事業番号で主な事業内容を御説明させていただき、必要に応じて不用額の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、人件費についてここで一括して御説明し、各款の人件費は説明を省略させていただきます。

行政報告書の45ページをお開き願います。

職員の配置状況であります。平成17年4月1日現在の特別会計を含む全職員数であります。合計の職員数は539名で、一般会計482名、特別会計57名であります。なお、年度末では職員数に変更はありませんが、職員の人事異動により、一般会計で1名の減、特別会計で1名の増となっております。

次に、人件費であります。行政報告書の47ページの見開きをごらんいただきたいと思っております。

これは職員給与表で一般会計職員の各款の給料、職員手当など及び共済費の支出済額一覧であります。この中には老人保健特別会計の職員人件費2名分も含まれております。合計は44億8,758万6,039円で、1人当たりの平均給与額は929万1,000円ですが、退職手当組合負担金及び共済費の額を差し引いた実際に職員に支払った1人当たりの平均給与額は736万4,700円です。なお、全職員の平均在職年数は21年8カ月で、平均年齢は44歳と4カ月です。

行政報告書の関係はここで終わりまして、給与改定について申し上げます。

平成17年度の給与改定は、東京都人事委員会勧告のマイナス0.85%の給与改定及び勤勉手当の0.05カ月加算に準じて、平成18年3月1日からマイナス0.85%の給与改定を実施し、1人当たり月額約3,700円の減額を行いました。また、平成18年3月期の期末手当については0.05カ月を加算しましたが、マイナス0.85%の給与改定を平成17年4月から適用した場合の所要の調整として0.11カ月をこの期末手当から差し引いて0.19カ月を支給いたしました。なお、平成18年度以降につきましては、6月期の勤勉手当にこの0.05カ月を加算しております。

以上で人件費に関する説明は終わらせていただきます。

決算書の90ページをお開き願います。

1款議会費であります。支出済額2億7,997万9,277円で、前年度に比べ123万5,345円の減であります。執行率は98.7%です。備考欄の事業番号2の議会運営費は、本会議、常任委員会、議会報の発行に係る経費の執行であります。

92ページをお開き願います。

2款総務費は、支出済額26億7,854万7,598円で、前年度に比べ9,613万5,871円、3.7%の増であります。執行率は95.2%です。

1項総務管理費、1目一般管理費は、執行率97.7%です。

1節報酬の不用額は504万4,391円ですが、事業番号の3人事管理事務費で嘱託員の雇用月数が当初予定していた月数より少なかったことによるものであります。

7節賃金1,526万89円の不用額ですが、育児休業等の代替雇用が少なかったことによるものであります。

96ページをお開き願います。

2目文書費、1節報酬の不用額385万4,000円は、正職1名と職員課予算の嘱託員1名で対応したことによる不用額であります。

98ページをお開き願います。

3目広報費、11節需用費の149万7,410円の不用額は、市報の印刷差金であります。

100ページをお開き願います。

6目財産管理費、11節需用費の不用額198万3,273円は、事業番号1庁舎管理費における市役所駐車場区画線の整備などの修繕料の残であります。

15節工事請負費の工事内容ですが、市民ロビー屋上部カーテンウォール部等防水工事を実施いたしました。

13節委託料の不用額407万7,677円の主なものは、次ページの事業番号6財産管理事務費における庁用バス運行管理業務委託において、バスの運行回数が予定より少なかったことによる残であります。

18節の備品購入費であります。庁用自動車の購入に当たりましては、環境に優しい低公害車を2台購入いたしました。

7目企画費であります。次ページの2研究奨励事業費において職員の政策形成能力の向上及び意識改革を目的として、行政課題研究グループを設置し延べ28回の研究活動を行いました。

106ページをお願いいたします。

9目公安費、事業番号11防犯対策事業費であります。全国的な児童に対する凶悪事件の発生を受け、職員による防犯パトロールを児童の下校時に54日間実施いたしました。また、子供の安全を確保するため、関係部長で構成する子どもの安全対策委員会及び関係課長で構成する子どもの安全対策に係る検討対策部会を設置し、具体的な取り組みなどについて検討いたしました。

108ページをお願いします。

10目電算管理費、事業番号1電算処理事業費であります。情報化基盤の整備といたしまして、本庁舎と各公共施設を安全性の高い専用回線で結ぶ公共ネットワークの整備を一部実施いたしました。

11目文化振興費、事業番号1市民会館管理費は、市民会館は貸し館業務を実施しておりますが、芸術文化活動の場として多くの市民から利用いただいているところであります。

施設の利用率については、行政報告書の98ページに掲載してありますので後ほどごらんいただきたいと思います。

110ページをお開きください。

12目地域振興費、事業番号1地域振興管理事務費であります。自治会の活性化を図るため平成16年度から取り組んでまいりましたが、自治会長の代表者と検討会議を行い、平成17年12月に最終まとめを作成し、自治会長全体会議で最終確認を行ったところであります。また、20団体の自治会へ自主的活動を支援するため補助金を交付いたしました。

112ページをお願いします。

13目市民センター費であります。11節需用費193万2,413円、13節委託料442万947円の不用額は、各市民センターにおける施設管理及び事業運営の執行残であります。

18節備品購入費の不用額193万7,902円は、主に118ページの事業番号11（仮称）清原市民センター管理費における初度調弁の執行残であります。

14目女性施策費、事業番号1の男女共同参画推進事業費であります。条例に基づく男女共同参画推進月間の周知を図るため、市報やインターネットを活用し市民にPRを行いました。また、新規啓発事業として男女共同参画川柳を市民から募集し、優秀作品の表彰を行い、あわせて市役所の1階ロビーで川柳展を行いました。なお、総務省の地域政策動向調査が平成18年度にあり、全国200事業の中に当市の男女共同参画川柳の事業が選ばれました。

122ページをお願いします。

2項2目賦課徴収費の不用額1,552万2,997円は、主に事業番号1賦課事務費、事業番号2の徴収事務費における11節需用費211万2,352円、12節役務費133万280円は執行残であります。

13節委託料の1,151万4,500円は、法改正に伴う電算プログラム修正が少なかったこと、滞納管理システムプログラム作成委託料などの契約差金であります。

128ページをお願いします。

4項選挙費、5目衆議院議員選挙及び国民審査費であります。3節職員手当等の不用額567万7,323円は、主に当日投票システムを導入し、投票事務の効率化を図ったことにより、投・開票時の事務従事者数を最小限にとどめたことによるものであります。

8目東京都議会議員選挙費の3節職員手当等の不用額727万5,777円についても、同じ理由であります。

130ページをお願いします。

5項2目指定統計調査費であります。平成17年度は5年に一度の国勢調査が実施されました。1節報酬の不用額787万8,730円は、主に国勢調査において東京都から示された調査区数に対し調査を担当した調査員及び指導員の人数との差によるものであります。

136ページをお願いします。

3款民生費は、支出済額102億7,407万1,476円で、前年度に比べ5億1,874万6,651円、5.3%の増で、執行率は96.8%であります。歳出全体に占める割合は43.5%で、平成16年度に比べ4.4ポイント高くなっています。

1項1目社会福祉総務費であります。事業番号2の国民健康保険事業特別会計繰出金は10億4,665万3,154円で、前年度に比べ7,214万606円の増であります。事業番号3の老人保健特別会計繰出金は3億1,162万6,000円で、前年度に比べ5,129万6,000円の増であります。事業番号4の介護保険事業特別会計繰出金は5億4,199万9,625円で、前年度に比べ6,386万6,250円の増であります。

20節扶助費の不用額50万円は、行旅病人救護が発生しなかったことによるものであります。

19節負担金補助及び交付金の不用額763万9,878円は、主に142ページの事業番号38小規模作業所運営費等補助事業費における、心身障害者通所授産事業運営費等補助金ほか2補助金が見込みより下回ったことによるものであります。

144ページをお願いします。

3目老人福祉費は、支出済額4億3,129万68円で執行率は83.1%であります。

平成12年度から始まった介護保険制度は、3年置きに見直しが行われ、平成17年度は2期目の統括の年になっております。介護保険サービスの受給者数は年々増加しており、平成12年度当時は高齢者65歳以上の10人に1人が認定者でしたが、平成17年度には7人に1人となっております。

8節報償費の不用額133万8,641円の主なもの、146ページの事業番号6高齢者慶祝事業費において、対象年齢者が少なかったこと、148ページの16家族介護慰労事業費において、介護度4または5の認定を受けた被保険者が在宅介護を行われた場合は、家族などに1件10万円の慰労金を支給する制度であります。該当するケースがなかったことにより50万円が未執行となりました。

144ページに戻っていただきたいと思えます。

12節役務費の216万2,521円の不用額は、老人福祉電話料等助成費及び郵送料の執行残であります。

13節委託料6,654万2,756円、19節負担金補助及び交付金453万6,563円、20節扶助費1,134万3,353円の不用額であります。主に事業番号3介護予防・生きがい活動支援事業費において1,191万3,500円のうち99.8%に当たる1,189万2,500円は、生きがいデイサービス事業の委託料でございます。これは要支援、要介護に該当しない65歳以上の在宅高齢者に提供する事業であります。利用者数が見込みを大きく下回ったことによりです。

介護保険制度のスタートから6年の間に介護保険受給者の増大が見られましたが、要介護者数を可能な限り抑えるためには、介護予防の施策充実を施策の根幹とすることが重要との視点に立ち、新たに高齢者筋力トレーニング事業委託料を組み、805万円の支出がございました。トレーニングは84回実施され、延べ685人の市民

が参加いたしました。

事業番号4高齢者日常生活支援事業費の不用額1,996万3,366円につきましては、受給対象要件の見直しによる委託料642万5,716円と、他市へのアンケート調査結果を基盤として扶助費の見直しを図った結果の930万1,600円がその主体を占めております。

事業番号5在宅介護支援センター事業費で、5施設からの返還により1,577万9,338円の不用額が生じたものであります。事業の内容であります、市内五つの在宅介護支援センターにおいて各2回、合計10回の転倒予防教室を開催し、延べ178人の参加がありました。市が新たに直接開催した教室が合計23回、延べ155人、業者委託した教室が合計26回、延べ577人の参加がありました。

146ページをお願いします。

事業番号10通所介護サービス事業費は、むこうはら及びきよはら在宅サービスセンターの2施設分の通所介護サービス分の委託料でございますが、2,044万1,399円の不用額は、委託料の精算金等によるものであります。

○委員長（二宮由子君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時30分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○収入役（岸 永通君） 引き続き歳出について御説明申し上げます。

150ページをお願いいたします。

4目身体障害者福祉費は、支出済額7億685万2,186円で、執行率は94.0%であります。

20節扶助費3,820万9,165円の不用額であります、事業番号1の身体障害者施設訓練等支援事業費、事業番号2の心身障害者（児）日常生活援助事業費、事業番号4の心身障害者福祉手当支給事業費の受給者数が見込みより少なく済んだことによるものであります。

152ページをお願いします。

5目知的障害者福祉費は、支出済額2億3,952万4,010円で、執行率81.1%であります。

次ページをお願いします。

20節扶助費5,351万783円の不用額であります、事業番号1の知的障害者施設訓練等支援事業費、事業番号2の知的障害者グループホーム支援事業費の対象者が見込みより少なかったことによるものであります。

6目精神障害者福祉費は、執行率81.6%であります。

13節委託料874万103円の不用額であります、事業番号1の精神障害者地域生活支援センター運営事業費、事業番号2の精神障害者居宅生活支援事業費において、人件費、事務事業費に不用額が生じたことによるものであります。

156ページをお願いします。

2項児童福祉費は、支出済額40億7,885万9,758円で、執行率は98.0%であります。

1目児童福祉総務費であります、20節扶助費の不用額2,051万2,592円の主なものは、事業番号3児童福祉手当支給事業費で570万円、次の事業番号4の児童扶養手当支給事業費で334万6,630円、次ページの5児童育成手当支給事業費で641万6,500円であります。支給対象児童が当初見込みより少なかったことによるものであります。6乳幼児医療費助成事業費において、扶助費492万7,462円の不用額は、インフルエンザの流行が見込

みより少なく済んだことによるものであります。

なお、事業番号3児童手当支給事業費における支給対象支給額は、前年度に比べ1,700万円の増となっております。主な理由といたしましては、支給対象児童数の増によるものであります。

2目児童措置費の支出済額は17億2,009万5,703円で、前年度に比べ2,237万7,948円の増で、執行率は98.8%であります。

13節委託料の不用額1,854万7,210円は、主に事業番号1民間保育園運営委託・補助事業費における管内民間保育園の見込み児童数の減によるものであります。

事業番号2家庭福祉員事業費でございますが、平成17年度は未執行となっております。保育に欠ける3歳未満の児童を保育するため329万6,000円の事業費を計上いたしましたが、家庭福祉員の応募者がなかったことにより未執行となったものであります。

162ページをお願いします。

4目子育て支援費の事業番号1子ども家庭支援センター運営費でございますが、平成17年度に保健センターへ移設し、事業の拡大を図りました。初年度の関係から施設維持管理費が当初見込みより下回り386万7,407円の不用額となったものであります。

172ページをお願いします。

7目学童保育所費の事業番号1学童保育所運営費は、老朽化した第八クラブの改築工事を行い、あわせて施設規模の拡張により基準定員の増を図りました。

176ページをお願いします。

3項生活保護費の支出済額は20億5,429万2,202円で、前年度に比べ1億6,991万9,680円、9.0%の増であります。執行率は97.8%であります。

2目20節扶助費4,484万3,493円の不用額は、生活保護援護事業費及び法外援護事業費分であります。生活保護費支給状況における構成比であります。医療扶助が40.2%、生活扶助が38.1%となっております。

180ページをお開き願います。

4款衛生費は、支出済額18億8,827万2,225円で、前年度に比べ6,737万5,147円、3.4%の減であります。執行率は96.0%であります。

1項保健衛生費は、支出済額7億117万4,458円で、92.8%の執行率であります。

1目保健衛生総務費の13節委託料の不用額は2,237万4,396円でございますが、184ページの事業番号12機能訓練事業費において、参加数が見込みより少なかったものであります。

2目予防費は、執行率90.6%であります。

13節委託料の不用額1,690万4,645円の主なものは予防接種委託料で、受診者数が見込みより少なかったことによるものであります。

188ページをお願いします。

6目環境保全費でございますが、次ページの事業番号7環境基本計画策定事業費は、平成18年度の環境基本計画の策定に向け、環境保全審議会への諮問、庁内組織の検討、コンサルタントへの委託を行いました。

192ページをお願いします。

2項清掃費は、支出済額11億8,709万7,767円で、執行率は98.0%であります。

事業番号3のごみ減量推進事業費でございますが、剪定枝は今まで可燃ごみとして処理していましたが、有機

資源として堆肥化や土壌改良剤として活用し、ごみの減量化と資源循環型都市農業の推進を図りました。市で収集いたしました缶・瓶・紙・布などの資源物の状況であります。売り払い量が3,721トンで、売り払い金額は3,057万1,097円となっております。

2目塵芥処理費の支出済額は9億19万8,507円で、執行率99.0%であります。

事業番号1ごみ処理事業費であります。総ごみ量が2万6,265トンで前年度に比べ337トンの増となりましたが、資源物が552トンの増であります。実際に処理いたしました可燃・不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみは215トンの減となっております。市民1人1日当たりの排出ごみ量は920.7グラムであります。

また、多摩地区25市1町で組織いたします東京たま広域資源循環組合では、埋め立て処分場の延命化を図るためエコセメント事業を推進し、平成18年7月より本格稼働を始めました。東大和市では、エコセメント事業費を含め1億8,818万6,000円の組合負担金を納付いたしました。

196ページをお開きください。

5款労働費の支出済額は300万3,890円で、執行率は98.4%であります。

平成16年度末に立川公共職業安定所と協同で高齢者職業相談室を東大和就職情報室として再整備いたしました。平成17年度の利用者は1万3,626人で、就職者数は市民307名となっております。また、就職面接会を立川公共職業安定所と共催により中央公民館で2回開催いたしました。

198ページをお願いします。

6款農林業費は、支出済額6,012万3,488円で、執行率は95.7%であります。

3目農業振興費であります。環境に配慮した農業を推進するため、エコファーマー認定農業者の育成を図ったところであります。

200ページをお願いします。

4目園芸振興費であります。市民が土に親しみながら農産物の収穫、農業への理解を深めていただくため、奈良橋市民農園の再整備を実施いたしました。

202ページをお願いします。

7款商工費であります。支出済額7,596万1,239円で、執行率は94.4%であります。

2目商工振興費の執行率は93.1%であります。

事業番号1商工振興対策事業費では、住宅・店舗リフォーム助成事業を行い、市内建設業の活性化を図ったところであります。また、新・元気を出せ商店街事業及び商店街イベント助成事業を実施いたしました。

事業番号2商工会補助事業費では、商工会の実施した商店活性化事業及び東大和市駅前のイルミネーション設置事業などへの補助事業を行ったところであります。

事業番号3融資事業費では、小口事業資金融資あっせん事業として、融資の決定74件、信用保証料補助64件、小規模企業近代化資金利子補給212件を行い、小規模事業者の経営安定化を図ったところであります。

19節負担金補助及び交付金の不用額378万3,181円は、事業番号1の商工振興対策事業費において、商店街等イベント助成事業において4商店街で計画を中止したこと、新・元気を出せ商店街事業において補助対象経費が減額となったこと。事業番号3の融資事業費において、小口事業資金融資信用保証料補助金及び小規模企業近代化資金利子補給金の申請が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

206ページをお願いします。

8款土木費は、支出済額26億3,259万8,625円で、前年度に比べ8,756万7,843円、3.4%の増であります。執行

率は99.0%であります。

208ページをお願いします。

2項道路橋りょう費は、支出済額2億1,869万9,972円で、執行率は94.9%であります。

1目道路維持費の13節委託料244万2,104円の不用額は、事業番号5街路樹等管理費における街路樹せん定委託料などの契約差金であります。

210ページをお願いします。

2目道路新設改良費、17節公有財産購入費の200万円の不用額は、買収案件がなかったことによる残であります。

19節負担金補助及び交付金の不用額239万283円は、都の空堀川改修工事に伴う市道第220号線、上砂一の橋かけかえ工事における負担金の減であります。

なお、事業番号1の市内道路改良事業費における工事の詳細につきましては、行政報告書の354ページを後ほどごらんいただきたいと思ひます。

3項都市計画費は、支出済額21億1,316万9,238円で、前年度に比べ1億4,289万2,157円、7.3%の増であります。執行率は99.4%であります。

212ページの事業番号8コミュニティバス運行事業費では、微増ではありますが、年間の延べ利用者数が約18万7,000人となり、市民の交通手段として定着されております。

詳細につきましては、行政報告書365ページを後ほどごらんいただきたいと思ひます。

214ページをお願いします。

2目下水道費は、下水道事業特別会計の繰出金で11億7,372万6,000円、前年度に比べ2,743万1,000円、2.4%の増であります。

3目公園費の支出済額は1億8,412万3,635円で、執行率は96.1%であります。

216ページをお願いします。

事業番号3の狭山緑地用地買収事業費は、3,415.80平方メートルの用地買収を行いました。平成17年度末現在の延べ買収面積は8万1,454.34平方メートルとなり、事業認可面積における公有地化率は55.9%となっております。

4目街路事業費の支出済額は3億9,166万7,571円で、99.5%の執行率であります。

事業番号1都市計画道路3・4・26号線用地買収事業費は、300.28平方メートルの用地買収を行いました。平成17年度末現在の延べ買収面積は1万957.13平方メートル、買収率は95.4%となっております。

次ページをお願いします。

事業番号3の都市計画道路3・5・20号線用地買収事業費では、291.67平方メートルの用地買収を行いました。平成17年度末現在の延べ買収面積は3,800.07平方メートル、買収率は38.8%となっております。

5目土地区画整理費は、土地区画整理事業特別会計へ繰出金1億8,336万3,000円で、前年度に比べ4,939万3,000円の減であります。

222ページをお開き願ひます。

9款消防費は、支出済額10億9,121万1,259円で、前年度に比べ3,279万5,889円、2.9%の減であります。執行率は99.1%であります。

3目消防施設費であります。防災の充実を図るため、第五分団の消防ポンプ車の買いかえを行いました。

19節負担金補助及び交付金で281万504円の不用額が生じておりますが、消火栓設置費等負担金で消火栓新設件数及び補修件数が見込みより下回ったことによる残であります。

224ページをお願いします。

4目の災害対策費であります。市民の防災意識の高揚を図るため、防災情報マップを市内各戸に配布いたしました。また、震災時の水利の充実を図るため、立野南公園に耐震性防火貯水槽を設置いたしました。

11節需用費の不用額164万9,089円は、防火水槽の防水に係る修繕料について、修繕を必要とするものが発生しなかったことによる残などであります。

226ページをお開き願います。

10款教育費は、支出済額25億6,192万3,822円で、前年度に比べ4,507万4,279円、1.8%の増であります。執行率は92.7%であります。

翌年度繰越額の欄、繰越明許費8,064万円につきましては、小学校費で御説明させていただきます。

2目事務局費の支出済額は2億1,541万7,524円で、執行率は99.2%であります。

228ページをお願いします。

3目教育指導費では、習熟の程度などに応じた少人数学習指導員配置事業を実施いたしました。この事業は、児童・生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細かな指導を行い、学ぶ意欲と基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的として、研究期間の最終年度として、小学校4校、中学校2校を指定し実施いたしました。

また、学校図書館指導員配置事業を実施いたしました。この事業は、児童・生徒が積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書活動を身につけることを目的として、研究期間の最終年度として、小学校4校、中学校2校を指定し実施いたしました。

234ページをお願いします。

事業番号21の教育センター運営費では、教育情報室、さわやか教育相談室及びサポートルームの施設管理などを実施いたしました。事業費全体で不用額が233万9,549円で、執行率が50.6%であります。主な理由は、教育情報室に市費で臨時職員を配置予定でありましたが、東京都の嘱託員が配置されたため未執行となったことによるものであります。

事業番号22の情報教育推進事業費では、第四、第六、第八、第九、第十の各小学校のコンピュータ教室に各21台のパソコンをリース方式で新規導入いたしました。これにより全小・中学校へコンピュータ教室が設置され、児童・生徒の情報教育の向上を図りました。

236ページをお願いします。

2項小学校費の支出済額は4億9,976万2,301円で、執行率は81.4%であります。

1目学校管理費、11節需用費の659万1,809円、13節委託料の466万8,332円の不用額は、事業番号2の小学校運営費における小学校10校分の執行残であります。

事業番号3の小学校環境整備事業費は1億4,438万8,650円であります。第一小学校耐震補強工事について国の補正予算に対応し、平成18年度事業計画を前倒しし事業の促進を図りました。なお、事業費については繰越明許費を設定いたしました。

他の環境整備工事の内容につきましては、行政報告書の423ページを後ほどごらんいただきたいと思います。

15節工事請負費739万8,445円の不用額は、契約差金であります。

240ページをお願いします。

4目学校保健衛生費、事業番号1の健康管理事業費では、児童・生徒、教職員等の応急処置設備の充実を図るため、突然の心臓発作時に心臓の動きを正常に戻すことができる自動体外式除細動器を小学校に1台ずつ設置いたしました。また、中学校の5校につきましても1台ずつ設置いたしましたので、ここで説明させていただきます。

3項中学校費の支出済額は3億3,607万5,259円で、執行率は94.0%であります。

1目学校管理費、11節需用費の不用額529万8,973円は、事業番号2の中学校運営費における5校分の執行残であります。

242ページをお願いします。

事業番号3の中学校環境整備事業費の詳細につきましては、行政報告書の431ページを後ほどごらんいただきたいと思っております。

244ページをお願いします。

4項社会教育費の支出済額は6億3,190万2,281円で、執行率は96.8%であります。

次ページの事業番号4の成人式事業費では、新成人を祝う第52回成人式をハミングホールで開催いたしました。対象者838名、参加者499名で、59.5%の出席率でありました。

248ページをお願いします。

事業番号9の生涯学習推進計画審議会費では、現在の生涯学習推進計画が平成18年度で計画期間満了となることに伴い、生涯学習推進計画審議会を立ち上げ、次期計画を策定するための審議をいたしました。なお、審議会は現在も継続しており、本年12月に答申をいただく予定となっております。

250ページをお願いします。

2目公民館費、事業番号1の中央公民館事業費では、市民の多様な学習要求や地域の課題にこたえるため、平和について考える見学会、学校週5日制に対応した事業や高齢者の仲間づくりを目的とした事業、保育付講座及び市民企画の講座、そしてパソコン講習会などを実施いたしました。

256ページをお願いします。

3目図書館費、事業番号2の中央図書館事業費では、中央図書館、桜が丘図書館合わせて1万3,529冊の図書を購入し、年度末蔵書数は35万1,907冊となりました。また、平成19年1月の開館に向けて、(仮称)清原図書館の図書を1万928冊を購入いたしました。

258ページをお願いします。

4目郷土博物館費、事業番号2の郷土博物館事業費では、企画展示、プラネタリウム及び教育普及活動を3本柱として各種事業を行いました。企画展示は5回で1万9,198名の来館者があり、ロビー展示も3回開催いたしました。プラネタリウムは季節ごとの一般投影を初め、学習投影などを実施いたしました。教育普及活動では、自然観察会11回、学校週5日制に伴う学校教育との連携・充実を図り、講師派遣、出張事業は86件となっております。

5項保健体育費の支出済額は5億8,878万7,029円で、執行率は97.2%であります。

次ページの事業番号4のスポーツ振興事業費では、第16回多摩湖駅伝大会を平成16年度より18チーム多い195チームの参加を得て実施いたしました。不用額の主な理由であります。第36回ふれあい市民運動会が天候不順により中止となったことに伴うものであります。

264ページをお願いします。

3目学校給食費、事業番号2学校給食センター運営費であります。給食用のはしを環境などに考慮し、使い捨てはしから何回も使用できる木製のはしに切りかえを行いました。

6項幼稚園費では、支出済額1億2,188万847円で、執行率94.2%であります。

19節負担金補助及び交付金の不用額750万6,410円は、当初の見込みより対象者数が少なかったことによるものであります。

266ページをお開き願います。

11款公債費は、支出済額20億6,175万9,357円で、前年度に比べ19億5,992万3,236円、48.7%の減であります。これは住民税減税補てん債の借りに伴う繰上償還が皆減となったことによるものであります。

1項2目23節償還金利子及び割引料の776万1,478円の不用額は、歳計現金において基金の繰りかえ運用により一時借入金が少ないことによる残であります。

268ページをお開き願います。

12款諸支出金は、支出済額423万547円で、前年度に比べ128万928円の減であります。

270ページをお開き願います。

13款予備費の充当につきましては、行政報告書519ページに記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

272ページをお願いいたします。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額は244億3,942万6,000円、支出済額236億1,168万2,803円、繰越明許費8,064万円、不用額7億4,710万3,197円となるものであります。

次に、実質収支に関する調書であります。274ページをお願いします。

歳入総額243億7,822万4,665円、歳出総額236億1,168万2,803円で、歳入歳出差引額7億6,654万1,862円であります。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額432万円で、実質収支額は7億6,222万1,862円あります。

以上で御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

[収入役 岸 永通君 降壇]

○委員長（二宮由子君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時15分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入について一括して質疑を行います。

ここであらかじめ申し上げます。質疑並びに答弁に当たっては、決算書、行政報告書などのページ数を示してから発言してください。

○委員（西川洋一君） 毎回聞いておりますので、他の議員から聞くようにという御指名も何かあったようですので、いつも聞いている消費税の影響額ですね、これをお願いします。単年度と累計とですね。ページで言えば28ページ、地方消費税交付金などに関係する部分ですね。

それから、34ページの地方交付税との関係では、三位一体の改革が平成17年度決算にどうあらわれたかとい

うことをそれぞれの項目別というんでしょうかね、そういうことで出せば教えてください。

それから、あっち行ったりこっち行ったりしますけど、88ページでは市債のことが載っていますけども、市債の借りかえの問題では、当初なかなか国は借りかえということを見せてくれなかったけれども、市当局も含め努力した結果、借りかえという制度ができるようになりまして、これは何年からでしたっけ、平成12年ぐらいからですか、それからの累計でこの借りかえによる利子がどのくらい少なくなったのか、そして平成17年度ではどうだったのかということをお聞かせください。

それから、16ページ、市民税個人の関係ですけども、これは市民税個人、増収になっているということなんですけども、ここでは私聞きたいのは市民生活、いつもこれはお尋ねしていますけれども、市民生活がどういう状況にあったかということを知りたいわけなんですけども、普通税金がふえれば、所得がふえたから税金がふえると、こういう感じなんですけども、今回はそうでないんじゃないかというところを聞かせていただきたいと思います。

ついでに収納率をまず聞かせてください。全体の収納率は収入役の説明の中にあつたと思うんですが、普通徴収、特別徴収それぞれどうだったかというのを言ったかもしれないんですけど、私聞きそびれたので、これは平成17年決算及び平成16年決算との関係でもお聞かせいただきたいと思います。

それで、ここで市民税個人においては、平成16年、17年比較しますと9,150万円余りの増収になっているんですけども、だから収入それだけ所得がふえたのかというふうにも見えるんですが、行政報告書の117ページには、賦課事務事業のところで納税義務者数というのが出ています。この納税義務者数を見ますと3万5,190人ということですので、この税の増収分を納税義務者で割ると1人当たり2,500円ぐらいになるんでしょうか、納税義務者1人当たり2,500円ぐらいの市民税の増収があつたという数字です。

一方、納税義務者のところの関係で、給与所得者の1人当たり所得は昨年と比べてどうかというふうに計算してみますと、4,000円ふえているんですね。給与所得者、これは3万5,100人じゃなくて、給与所得者だけ、その中の。給与所得者の納税者といったら2万8,086人ですけども、この方1人当たり4,000円ふえている。所得が4,000円ふえている。税金は2,550円払っている。明らかにこれは収入よりもたくさんの税金を払っているということですよ。ほかの数字を見ますと、その他営業所得者等見ますと、全体としては3万5,190人の納税義務者当たり総所得を割り返すと、1人当たり1万4,000円減収になっておりますね。

こうしたことから見ると、総体では所得が減っているのに、個人市民税はふえているという関係になるんですよ。これは明らかに税制が変わったことによる市民税増と。これまでの税制が変わらず、所得がふえたから市民税がふえたのではなくて、所得は全体としては減っているのに、税制が変わったことによって個人市民税がふえていると、こういう関係ですよ。つまりこれは制度上、市民にもっと所得がふえていないにもかかわらず負担増になったということをこの決算の中では示したんじゃないかというふうには私は読んだんです。この数字を足したり、引いたり、割ったりして。この指摘に対して関係部署の方では確認できるでしょうか。

要するに市民の生活、総収入はふえていないのにもかかわらず、税負担は高くなっている。その税負担が高くなっているのは、どういう税制改正によるものか。平成17年度決算ですから、定率減税の影響じゃないんじゃないかなど。たしか平成17年度税制改正があつたとすれば、均等割の改正があつたんじゃないかなというふうには感じるんですけども、この税の増収は何によるものなのか、これを教えていただきたいと思います。

それから、ここは歳入などの関係ですので、審査意見書の8ページから10ページのところ全体にわたるんですけども、こういう内容でお聞かせください。将来にわたる市民1人当たりの負担総額、これが幾らで、26市

の中で東大和市はどういう位置にあるか。それから、1人当たりの積立金の額、これも金額と順位、26市の中ではどういった順位にあるか。経常収支比率の率と順位、同じく26市の中で東大和市の位置。公債費比率、率と順位と額ですかね、26市の中での位置。同じく財政力指数で同じような中身で教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○財政課長（関田新一君） 何か御質問を受けましたので、順序よく御答弁させていただきたいというふうに思います。

まず1点目でございますが、28ページ、地方消費税交付金に関しまして、消費税の影響額とその累計額ということにつきまして御質問を受けました。あくまでも推計数値ということで申し上げますと、平成17年度の決算におきます歳入におけるまず影響額でございますが、6,913万2,000円でございます。同じく歳出における影響額でございますが1億7,064万4,000円、差し引きをいたしますと1億151万2,000円、これが負担増となっておりますところでございます。消費税が導入をされました平成元年度からの累計の影響額でお話をいたしますと17億5,842万9,000円。

1点目は以上でございます。

2点目でございますが、地方交付税、34ページに関係をいたしまして、三位一体の改革における平成17年度の影響額についてという御質問でございましたが、三位一体の改革につきましては、地方にできることは地方にという方針のもとに、国庫補助負担金の改革、税源移譲、交付税の改革と、この三つの改革を一体に実施するというところでなされているところでございますが、まず1点目の国庫補助負担金の改革でございますが、国民健康保険の国庫負担金を初めまして九つの負担金等について見直しがなされました。平成17年度につきましては、総額で4,132万円の減額があったものと推計をしているところでございます。ちなみに平成16年度の影響額でございますが1億1,721万5,000円、これを合わせますと2年間で1億5,853万5,000円の影響額となるというふうに推計をしているところでございます。

このように地方財源が不足をするということで、所得税から住民税への税源移譲がなされるということがございまして、2点目でございますが、その税源移譲が実施されるまでのつなぎ措置といたしまして、所得譲与税というものが平成17年度につきましても交付をされたところでございます。平成17年度の交付額ですが2億7,152万4,000円、ちなみに当該平成17年度分だけの交付増要因といえますか、要因といたしましては、1億4,228万9,000円というふうに積算をしているところでございます。この結果、余り差し引きをして参考になる数字かどうかわからないんですが、税源移譲から国庫負担金等の改革で影響を受けた額を単純に引きますと1億1,298万9,000円ということで、税源移譲で収入された方が多かったというふうになっているところでございます。

もう1点目の交付税の改革についてでございますが、平成17年度につきましては、安定的な財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するという観点から、平成16年度とほぼ同様の地方交付税の総額が確保されたところでございます。

また2点目としましては、骨太の方針等に沿いまして、地方歳出の見直し、抑制が図られたということから、基準財政需要額の抑制が結果としてあらわれているところでございます。

3点目が税源移譲に伴います財政力格差を拡大するということから、適正な対応をしようということで、所得譲与税を100%基準財政収入額に算入されたという点が地方交付税の大きな改革でございました。

その次、88ページの市債の借りかえに関してでございますが、先ほどお話がございましたとおり、平成12年

度から政府資金を中心に借りかえができるようになりました。平成12年度から平成17年度までの借りかえによりまして、利子が少なくなったわけですが、その平成12年度から17年度までの累計といたしますと4億1,731万1,851円でございます。ちなみに平成17年度でございますが、1,025万7,100円ということでございます。

続きまして、将来にわたる公債費の負担状況ということでございます。将来にわたるということで、市民の将来にわたる負担状況といたしまして、地方債の未償還である現在高に債務負担行為の今後の支出予定額、これを加えたものから積立金の現在高を控除したということで、人口1人当たりの負担額を積算しております。積算結果は23万5,600円でございます。これにつきましては26市中でございますが、数値の高い方から数えまして15番目ということでございます。ちなみに平成16年度でございますが、1人当たりの負担額が23万5,000円、これは26市中で16番目でございます。

続きまして、人口1人当たりの負担ということでございますが、平成17年度末の一般会計の起債の残高でございますが、約190億円でございました。これを年度末の人口で割り返しますと、人口1人当たり約23万7,000円、世帯当たりで見えていきますと、1世帯当たり約58万円というふうになっております。これは両方の数値とも前年度から減少してきているところでございます。ただ、今後も適正な水準の維持に努めていく必要があるというふうに考えているところでございます。これにつきましては、26市でほぼ平均的な数値というふうに考えてございます。人口1人当たりの負担でございますが、26市の順位はどうかということでございますが、26市の中で負担の少ない方から数えさせていただきますと12番目ということでございます。ちなみに平成16年度は14番目でございます。

その後でございますが、26市の中での経常収支等の財政指標の比較ということでございますが、まず経常収支比率についてでございますが、財政構造の弾力性を判断する数値ということで、数値が低いほど弾力性があるというふうに考えられてございますが、適正水準につきましては80%以内が適正であろうというふうに言われているところでございますが、当市につきましては92%でございます。これにつきましては26市中、数値の高い方から数えて12番目でございます。参考までに平成16年度の数値でございますが、93.1%で10番目でございます。

同じく公債費比率でございますが、標準財政規模に対します公債費の償還に充てた一般財源の割合というふうに考えていただければ結構だと思いますが、数値についてはもちろん低い方が望ましいということで、一般的には10%を超えないところが望ましいというふうに言われているところでございます。当市につきましては11.1%ということで、26市中、数値の高い方から数えまして6番目でございます。参考までに平成16年度でございますが、12.1%、上から3番目でございます。

同じく財政力指数についてお話をいたしますと、財政力を判断する理論上の数値ということで、数値が大きいほど、財源に余裕があるというふうにされている数値でございます。もちろん1を超えますと、交付税の算定上は収入超過団体というふうな扱いを受けまして、普通交付税は交付をされないということでございます。なお、統計上は3カ年の平均数値を使用するというふうになってございます。当市につきましては0.869でございます。26市中、数値の高い方から数えまして20番目ということでございます。参考までに平成16年度につきましては同じく0.846で20番目でございます。

以上でございます。

○納税課長（小島昇公君） 16ページの収納率についてお答えさせていただきます。

平成16年度と17年度の比較でお答えをさせていただきます。

市税全体でございますが、こちらにつきましては、平成16年度が93.6%が94.5%、現年分につきましては98.3%が98.5%、滞納繰越分につきましては17.9%が22.3%、具体的なところで普通徴収でございますが、93.8%が93.9%、特別徴収が99.8%が99.9%、個人の現年計が97.7%が97.8%、個人の滞納繰越分が15.1%が15.9%……（西川洋一委員「もう一回ゆっくり言ってください」と呼ぶ）個人現年の普通徴収でございますが、平成16年度が93.8%、平成17年度が93.9%、同じく特別徴収でございますが、99.8%が99.9%にそれぞれアップしてございます。

以上でございます。

○課税課長（鎌田勇一君） 16ページの個人市民税が増になった主な要因でございますが、これは配偶者特別控除の一部廃止に伴うものであります。

以上です。

○委員（西川洋一君） 細かくありがとうございました。

1人当たりの積立金の額でもお願いします。それから収納率が0.1%上がったということは、これは金額にすると幾らになるでしょうか。ざっと計算して400万円ぐらいかなという感じはするんですけども、これは市民税個人で先ほどから言っていますので、そこをお願いします。

○財政課長（関田新一君） 大変失礼をいたしました。

積立金の市民1人当たりの額ということでございますが、積立金の額から割り戻しをいたしまして、1人当たりの額が1万8,700円ということでございます。26市中でございますが、もちろん1人当たり多い方から数えさせていただきまして23番目ということでございます。

以上でございます。

○納税課長（小島昇公君） 実際に額はということでございますが、お話のございました400万円強でございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 1点だけ、決算書16ページの市民税法人の主に所得割の部分なんですが、先ほど御説明の中で100万円を超えるのが8社ふえたとか、おっしゃっていたかと思うんですが、この所得割の部分、いま一度状況、景気の部分なんですが、所得割を支払う会社がどれぐらいふえて、それから100万円以下もふえたところ、会社数とかわかれば教えていただければと思います。

以上です。

○課税課長（鎌田勇一君） 16ページの法人市民税の関係なんですが、これにつきましては、平成16年度に比べまして100万円以上の社がですね、8社ほどふえてございます。100万円以下の社についてですね、ちょっと今の時点ではわかりませんので、御容赦願いたいと思います。

以上です。

○委員長（二宮由子君） 歳入の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、歳入の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 歳出の質疑を行います。

初めに、第1款議会費の質疑を行います。

[発言する者なし]

○委員長（二宮由子君） 議会費の質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、議会費の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第2款総務費の質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 行政報告書で伺います。

まず、47、48ページの職員給与なんですが、人数がふえていないんですけども総額が上がっています。職員は減っていないんですよ。その辺の要因について伺いたいと思います。

それから、57ページの市長車の運行についてですが、その一つ上の交際費の支出状況の公開ということで、件数だけ書いてあります。昨年よりもふえていますが、できれば内容等も載せていただけたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、市長車の運行については、今回初めて時間数が掲載されています。キロ数も平成15年、16年、17年とどんどんふえております。ですのでできればですね、3年分とか、そういう形で距離数と運行時間数も、金額は書いていないわけですから、これ入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、62ページです。

情報公開の事務事業について、情報公開請求が急増しておりますが、できればですね、他市に行きますと、1階の市民ロビーの近くに必ず情報公開コーナーというのが設置してありまして、だれでも大抵のところは見れるようになっていっているふうにしてあるんですが、そういうことはお考えにならないのでしょうか。

それから、広聴活動事業費のところですか。先ほど印刷差金が149万7,000円ほどあるということでしたが、これは見積もりが甘かったということなのでしょうか。

それから、65ページです。

同じく広聴活動事業のところ、たしかいつも市政はがきを新聞に折り込まれていたと思うんですが、平成17年度は市長への手紙というふうに変えてあったと思うんですが、受け付け件数は昨年より減っていますが、事項別の件数はふえています。たくさん書けるようにということだろうと思うんですが、印刷の経費とそれから郵便にかかった経費の額、増減について教えてください。

それから、87ページ、防犯対策事業費のところですか。補助金が毎年変わらず二つの協会に支払われているわけですね。昨年の決算の審議のときに、この二つの補助金については武蔵村山市との関係もあるので、2市で話を進めていくというふうな答弁があったのですが、どのような話し合いがされたのか伺いたいと思います。

基本的に私は団体補助ではなく、事業費補助にすべきというふうに考えますが、その辺についてのお考えを伺いたいので、それからこの防犯協会の活動の中身なんですけど、職員で防犯パトロールを実施をされたりとかしていますが、防犯協会というのは、こういう防犯パトロールを要請したりとか、協力をお願いすることはできないのでしょうか。

それから、さまざま運動の重点資料もいただいたのですが、東大和市の毎年発表になります——警視庁からの発表がありますね、地域別の犯罪件数。大体地域別に見ますと、主なものというんでしょうかね、粗暴犯、事務所荒らし、空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり、件数が全部出

ていて、地域ごとに何件あったかという件数も出ているんですが、一番多いのが自転車盗で、自転車・オートバイ盗、それから粗暴犯について一番多いのが桜が丘の地域なんですよ。そういうことについて、特にこの防犯協会では重点的にそういうところを防犯パトロールをするだとか、そういったことというのは、どこからどういうふうに働きかけをすればいいのかなというふうに思うのですが、活動状況を見ると、特にそういったひったくりについてはあったようですけども、その辺についてもう少し防犯協会の活動の内容が見えるような形にしていただけられないものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、99ページです。

市民会館の管理事業で、開館されてから一生懸命使用率を上げる努力をされてきて、ほとんどが使用率が上がっています。そういう形で職員の方が一生懸命やってこられたんだろうなというふうに思いますが、今後これにも増してですね、使用率を上げるための工夫というのが必要なというふうに思いますが、その辺についてお考えがあれば伺わせてください。

それから、102ページの都市交流事業についてですが、山都町が合併をしてしまったということであるんですが、宿泊事業、交流事業を見ますと激減しているわけですが、見直しをする時期ではないかというふうに思いますが、お考えを伺わせてください。

それから、市税の徴収の実績調書というのが123、124、その後125ページ等々書いてあるわけですが、不納欠損、徴収を一生懸命やっていたいて徴収率は上がっているんですが、不納欠損が市税についても大幅にふえているのではないのでしょうか。それと、国保についても不納欠損がやっぱり8,000万円を超すというところについてはちょっと問題ではないかなというふうに思います。意見書を見る限り、経済、生活困窮とか行方不明とかというのが出ていますが、全部が全部そうなのかなというふうに思うんですね。払いたいけれど払えない人、それから払わない人とかというのがあると思うんです。峻別しなきゃいけないと思うんですね。お金があるのに払わない人というのは悪質滞納者というんですが、やっぱりきちんと調べていけば出てくるかなというふうに思うんですよ。ですからそういったところについて、どういうふうに不納欠損を減らすためにですね、考えていらっしゃるのか伺えたらというふうに思います。

それから、130ページですね。住民票の閲覧です、住民基本台帳の。昨年より多少減ってはいますが、ここで住民基本台帳法が改正をされました。市としては取り扱い基準等々改正についてどのように考えていらっしゃるのか伺わせていただきたいと思います。

それから、148ページです。

国勢調査が行われまして、今回封入提出が東大和市もかなりの量でふえているわけですね。そうすると、法定受託事務とはいえ、自治体の事務的な負担が過大になったのではないかなというふうに思います。総務省が有識者懇談会をつくりまして、7月に改善の方向を取りまとめているんですが、市としても状況の調査の報告書の中でですね、対面調査というのは全く時世に合わないというふうなこともしっかりと意見として書いていらっしゃるようですが、都内で東京都全体でいいますと、13.3%の世帯が調査票を出していないわけですよ。人口センサスとしての意味もこれでは持たないのではないかなというふうに私は思います。人口のことは各市でわかるわけですけども、大事な統計というのは、民主主義のそういう意味では基礎であり、政策立案に必要なものですから大事にしなくてはいけないんですが、市として今後この国勢調査についてですね、お考えはこの状況報告の中にはありますが、どのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○委員長（二宮由子君）　ここで10分間休憩いたします。

午後 2時51分 休憩

午後 3時 1分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○職員課長（田代雄己君） 行政報告書の47ページ、48ページの人件費の関係で御質問いただきました。

一般会計の人件費なんですけど、今年度は2,354万8,396円ほどふえております。その主な増額の要因なんですけど、2点大きくあります。

1点目がですね、給料月額、給料がですね、910万円ほどふえております。この主な理由なんですけど、育児休業者が本来休みをとりますと無給ということになっておりますが、平成16年度に比べまして、平成17年度の方が育児休業者が少なかったというような状況になっております。人数的には、平成16年度は21人で3,640日ほど育児休業で休んでいました。平成17年度につきましては16人で2,053日休んでいました。差し引き5人、1,587日、平成17年度の方が出勤者がいたと、多かったということで、それが金額にしまして770万円ほどふえております。

もう1点ですが、退職手当の負担金であります。この主な理由は、退職金の特別負担金なんですけれども、退職時に退職手当を受けるために特別負担金を支払っております。平成17年度につきましては、退職者数が22人で、特別負担金の対象者が17人でした。総額で6,300万円ほど特別負担金をお支払いしております。平成16年度につきましては退職者が15人で特別負担金の対象者が13人でした。4,716万円ほど特別負担金を負担しております。差し引き、退職者は7人多くて、特別負担金の対象者は4人ふえていまして、それで1,580万円ほど増額になっております。

以上です。

○秘書広報課長（阿部晴彦君） 行政報告書の57ページ、1点目の交際費の関係でございますけれども、東大和市におきましては、市政運営の透明性の一層の向上を図るという目的で、交際費はホームページあるいは窓口での閲覧に供してございまして、それは既に平成11年以降実施しております。御提案の行政報告書にも内容等の掲載をということでございますけれども、今まで掲載する場合にはですね、行政報告書のボリュームの関係もございまして、またこれまでも既に閲覧、ホームページで十分交際費の内容につきましては公開をしているということから、現状のままとしていきたいと考えております。

2点目の57ページの市長車の関係でございますけれども、さきの3月の予算特別委員会でも資料の提供ということで要求に対して応じました。3年分掲載してはという趣旨のようでございますけれども、今後も各年度の決算の都度、今の形で載せていきたいと考えております。

3点目の62ページ、市報の印刷経費でございますけれども、契約の差金が生じておりますが、決して見積もりが甘かったということでは考えてはおりません。例えばですね、公正な競争の結果なわけですけれども、8ページものの市報の場合には約15%の契約差金が生じております。予算の見積もり時には、ページ当たり1.34円で見積もりをしてございましたけれども、実際の競争にかけた結果は契約金額が1.17円ほどということでございまして、結果であるというふうに認識しております。

最後の65ページの市長への手紙の関係でございますけれども、目的は行政報告書の65ページに記載したとおり、はがきから封書に改めることによりまして、差出人のプライバシーをより向上させることと、お年寄りもふえてございまして、大変はがきでは書きづらいという声もございましたので、記載欄の増加をねらったもの

です。

こちらの経費の関係でございますが、平成16年度と比較しまして、平成17年度につきましては、印刷経費が9万円のものが30万円ほどアップしておりますが、郵送料も——ごめんなさい、反対ですね。

言い直します。経費につきましては、郵便料がはがきから封書に変えることで9,000円の増となっておりますけれども、はがきを別印刷して、従来のように折り込んでいたよりもですね、今年度の平成17年度の封書を市報に刷り込む方が全体の差し引きでは約21万円の節減効果となっております。

以上です。

○文書課長（植野英夫君） 行政報告の62ページの情報公開の関係でございます。御質問者が言われるように、各市行政資料室とか、または行政資料コーナーまたは情報コーナーですか、このようなコーナーを設けて、情報公開または情報提供等しているところが多くございます。当市におきましても、各市の状況を見ながら検討したところでありますが、1階の庁舎のスペースの問題または設置する場合、そのコーナーにパソコンを備えたりとか、いろいろな器具等の備品等の設置が必要ということで、相当の金額がかかるということで、現在の状況でございます。

以上でございます。

○総務部参事（並木俊則君） 行政報告書87ページ、防犯対策事業の中の防犯協会の関係の御質問でございます。

防犯協会の補助金につきましては、ここにも記載してありますように、東大和地区防犯協会の補助金と東大和市防犯協会の補助金の2種類というふうになっております。この補助金を一本化するためには、当然のごとく、東大和市防犯協会と武蔵村山市防犯協会との調整が必要となってきております。武蔵村山市の担当課の方と調整をしている段階でございますが、両市、東大和市と武蔵村山市の防犯協会の代表者にも補助金の統合についてお話を持ちかけ、行ってきたところでございます。両市の防犯協会の仕組みを統一することが必要ということで、両市から話をしているところでございます。

その中で東大和市の防犯協会の組織につきましては、市内全域を対象として構成されておまして、市からの補助金と特別会費により運営をされております。また、武蔵村山市の防犯協会の組織については、東大和市と構成が違っておりまして、一部の自治会で構成されておまして、その自治会からの資金や特別会費により運営をされているというのが武蔵村山市の現状でございます。

防犯協会の仕組みの統一につきましては非常に難しい問題でありますので、今後も武蔵村山市と逐次調整を図っているところでございますが、武蔵村山市の方でも防犯協会の補助金額についていろいろと庁内で見直しの動きもあるようですので、今後ですね、平成19年度の当初予算あるいはその次になるかもしれませんが、この補助金額の調整を図っていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、東大和市単独では統一というのはなかなか一遍にはできないということでございます。その中で事業費に対して補助すべきじゃないかという御意見でございますが、この補助金の調整の中で事業費補助についても考えを統一していきたいというふうに思っております。

次に、防犯パトロール、今臨時職員でやっているところでございますが、その前は職員が動員をかけて防犯パトロール、全庁的に行った次第であります。当然防犯協会の方にも逐次要請はしております。子供の安全対策で不審者情報等が出た場合、すぐに防犯協会の方に連絡しまして、区域を限定した中で防犯パトロールを重点的に行ってほしい旨、要請をしているところでございます。

それと地域別の犯罪件数で、桜が丘地域等の犯罪で自転車盗が多いということで、御指摘のとおりでござい

まして、桜が丘地域というところだけでピックアップしますと、どうしても東大和市駅と玉川上水駅、両駅抱えておりますので、自転車盗の数字がどうしても件数が多くなるというふうな形になっております。この地域のパトロールについても、現在私どもで防犯パトロール、きょうも1時から4時の段階でやっておりますが、地域をですね、いろいろ犯罪状況、不審者情報等見ながらパトロールを実施しておりますし、この夏の防犯パトロールで初めて市の行政コーナーを出発して戻るということのコースで、行政コーナーで2回ですね、防犯協会と青少対の方にお願ひしまして、東大和市駅前の行政コーナーから出発・戻りで2回ほどパトロールをしたところでございます。市長もですね、教育長、あと総務部長、社会教育部長も防犯パトロールの方に参加していただきまして、2時間パトロールを桜が丘地域周辺にですね、初めて行ったという、そのようなことも防犯協会の方に要請をしているところでございます。

次に、国勢調査の関係でございますが、行政報告書の148ページになります。国勢調査事業費でございます。

御質問者がおっしゃるように、昨年の国勢調査についてはいろいろな課題が出たところでございます。現在国の方も有識者会議等頻繁に開いております、私どもにも逐次連絡が入っておりますが、国を挙げて都道府県も含めまして、次のもうすぐに迫っております国勢調査についてどのような方法がいいかというようなことで、平成17年みたいな調査のやり方はもう限界ではないかという認識は共通して持っているところでございます。私どもも都のレベルの会議あるいは市町村レベル、周辺市のブロック会議等数多く統計の会議ございまして、逐次そのような各地での意見を都の方に上げ、国の方に上げてもらうように連絡会を開いているところでございます。

その中で昨年の国勢調査の未回収率という部分でございますが、東大和市の方は未回収率というのはゼロ%でございます。マスコミ等の発表、東京都が行っておりますので、東京都の方で東大和市の未回収率というのは3.7%というような報道もされておりますが、この部分については、一度も面会をできなかった、調査できなかったという数字が1,135世帯あります。これについては東京都への報告では、一度も面会できませんでしたという数字の報告でございまして、この部分については東大和市は聞き取り調査を行いまして確認によりまして調査票を提出しております関係上、未回収率は基本的にはゼロ%というような形になっております。

以上でございます。

○市民会館長（仲里 章君） 行政報告書98ページ、市民会館管理事業、その中の施設使用状況の関係であります。

おかげをもちまして、17年度も前年度に比べまして2.1ポイントの上昇というか、使用率が上がっている状況でございます。PRにつきましては、現在も催し物予定表の発行や吹奏楽部を持つ学校等への利用の御案内等、ハミングホールの認知度を上げるように努力をしているところでございます。今後の使用率を上げるための努力といたしましても、市内を中心といたしまして、ハミングホールの認知度を上げるためにどのようにしたら認知度が上がるかということですね。この検討をしていきながら、その中でPR活動のあり方も考えながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○生活環境部参事（窪田きく江君） 行政報告書102ページ、都市交流事業ですが、交流利用者の激減により、見直しの時期ではないかというお尋ねでございますが、御案内のとおり18年1月に喜多方市と山都町が合併をいたしまして、5年間山都町が特例区としての期間がございまして、その間姉妹都市として山都町の事業の中には姉妹都市事業という項目がございまして、その特例区間の5年間を含めて今後東大和市と今までどおり姉

妹都市として継続していくかどうかという、喜多方市としての意向がまだ明らかにされていない段階でございます。喜多方市の意向が明らかになり、今後も姉妹都市を継続するということが決定した段階で利用料金等についても検討をしたいと考えております。

以上です。

○納税課長（小島昇公君） 行政報告123、124ページでございます。

不納欠損の関係で御質問いただきましたが、対前年度比で市税の方につきましては4,000万円強ですね、減額になってございます。国保につきましては75万円ほど増になっているという状況でございます。

御質問者からお話のございました「払わない」と「払えない」と、この区別をしっかりとというお話ございましたが、基本的には完納していただくと、皆さんに納めていただくということを目標に頑張っているわけですが、まず財産調査をしっかりといたしまして、資産があつてなかなか払わない人なのか、払うことができない人かというところを的確につかんで対応をさせていただいていると。納期限内に納めていただいております納税者との税の公平という観点からも、引き続きこういった観点で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○市民課長（池谷 一君） 行政報告書130ページ、住民票の閲覧についてでございますが、住民基本台帳法の一部改正がなされ、新しい住民票の閲覧制度が本年11月1日から施行されることが、先日閣議決定されております。このことから、現在法規担当と調整を開始したところでございますが、改正法では住民票の写しの閲覧がダイレクトメールを含め営利目的の閲覧が禁止されましたことから、この改正法が相当細かいところまで今回は規制を設けております。このことから当市の現行の東大和市住民基本台帳閲覧基準をどのような形で修正、改正していくかについて、今後法規担当と新制度に合致した制度に対応するように調整を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 今の住民基本台帳の閲覧の基準ですが、調整を進めて目途は——改正の目途を聞かせていただきたいと思っております。

○市民課長（池谷 一君） 11月1日施行ですので、それらにどのような形式で制定するかはまだ若干の検討が必要ですが、新しい制度を手続上11月1日に間に合うような方向で準備を進めてまいりたいと考えております。

○委員（佐村明美君） 2点ばかり伺いをいたします。

行政報告の62、63、64ページと流れていきまして65ページ、広報活動とそれから広聴活動事業についてです。

広報活動の中で、市報の果たす役割が一番市民へ行政情報を伝える大きな役割を果たしているわけですが、この63ページのところの市報の配布、当市ではこの市報の配布を一般新聞に折り込みをし配布し、またその講読をされていない方については、シルバー人材センターに委託をし即日配布されているということでもあります。長年この配布が果たして全世帯に行くのかどうかということで質問させていただいているわけですが、やはり広報は全世帯に配られて全市民に読まれていくということが一番大事な事かと思っております。

この中で、折り込み部数が2万7,250部ということとなっております。それから非講読世帯への配布が1,632部ということで、どれぐらいパーセントとして全世帯の中で配布されておられるのか、今後まだ配布されていないところに当たってはどのような形で全世帯に行き渡らそうと考えておられるのか、この17年度の事業を見ながらのお考えをお示してください。

それから、本当にこの広報は市の行政の情報を提供する、それから広聴は市民のさまざまな意見を伺いなが

ら、意見、要望、陳情等を受けながらコミュニケーションを図る、こういう形での事業だと思います。とりわけ、時代の流れとともに障害者であるとか高齢者であるとか、そういう形でくりはしてはしておりましたが、今私たち、例えば声の広報活動で視覚障害のある方でカセットテープを配布したという形になっておりますけれども、私どももだんだん行政の情報の紙を見るときにはルーペがそばに要るとか眼鏡をかけ直すとか、そういう形でだんだん高齢化が進んでいく中で、必ずしも視覚障害者だとかそういうくりではなく、高齢者もだんだんだんだんそういう形で小さな字が見えづらくなる、そういう一つの流れもあります。

そうした中で、視覚障害また高齢化のため熟年者への確実な文字を読んでいきたい、市の行政情報を読んでいきたいといった場合の新しい事業としてSPコード、文字の読み取り装置、さまざまな機械も開発されているというところで、こうしたことへの検討は17年度でされたのかどうか、今後はまたどのように考えておられるのかお伺いいたします。

それから、109ページの男女共同参画推進事業についてですけれども、先ほど説明のところでもかなり細かく17年度の事業説明をいただきました。行政報告の中でも本当に詳しくかなり事業展開を担当の方ではされている御努力の跡がうかがえるなどというふうに思っております。とりわけこの17年度は、たしか苦情処理窓口を設置をされスタートされたかと思えます。なかなかスタートした時点でPR等も大変困難を極めておられるかもしれませんが、具体的な事業、どのような相談なり等があったのか教えてください。

それから、このは一もにいについてもかなり部数を倍増されたということで、大変御努力をいただいているなどというふうに思っております。市の施設とか金融機関、市内モノレール駅とか自治会等にも配布をされたということで、ここで記載をされておりますけれども、こうしたこの事業の効果というんでしょうか、影響をどのようにとらえておられるのかお伺いいたします。

それから、112ページの報告書、たしか条例の中それから推進審議会の中でも指摘をされ、審議会のメンバーも大変御努力をいただいて報告書等作成にも御努力をされております。この行政報告の中では推進状況調査に関してはさまざまな有効性の評価基準、今後の評価法検討を行ったと記されておりますけれども、具体的にはどのように検討をされたのかお伺いいたします。

それから、庁内報の男女共同参画推進の発行を2カ月に1回ということで、かなり庁内へのPRもされているかと思うんですけれども、やはり職員へのPRとともに、こうした懇談なり研修会等も必要ではないかなというふうに考えますけれども、これらについてはまた17年度どのように事業を展開されたのかお伺いいたします。

○秘書広報課長（阿部晴彦君） 行政報告書の63ページ、市報の配布についてでございます。

17年度におきましては、自治会の会議の中でも大分、全戸配布につきまして議論がされたというふうに認識しているところでございます。その中で現状につきましてまずお話をしたいと思いますが、市報につきましては質問者が御指摘されたとおり、6大紙に新聞折り込みをして、その他新聞をおとりでない方につきましては、お申し出によりまして無料で即日配布をしております。また、公共施設などにも常に最新のものを備えつけておりますほか、市の公式のホームページ上にも現在2年分閲覧ができる状況になってございます。

確かに御指摘のとおり、8月の時点ですと約3万2,902世帯ございますけれども、印刷部数は3万1,000弱ということで開きはあるのは承知してございます。今後もどのような配布が適切なのか検討はしたいと思っております。

それで、先ほどの17年度中のどのような検討をしたかということでございますけれども、検討に際しましては、当然ながら経費の面あるいはサービスの面、さまざまな観点から他市ではどのようになっているか、そう

いうことを中心に検討しました。いろいろと試算した結果、現状の新聞折り込みに比べまして、委託をして戸別配布、いわゆる全戸配布をいたしますと約2倍ほどの経費がかかってしまうと。そのあたりがございまして、他市では民間に委託したということもございましたので、その辺の実情も業者と市からも双方情報を収集いたしました。

ところが、やはり東大和市の置かれた地理的な、あるいは業者から見た戦略上の位置づけと、導入して安くなったという立川市の状況とはそれぞれ状況が違うということで、なかなか数字的なものは経費が節減につながるというものは見出せませんでした。今後におきましても質問者がおっしゃられましたように、市報を皆さんにお読みいただいて親しまれるものにしていくと。そのためにはまず皆さんの目に触れるということが重要だということは十分認識しておりますので、いろいろな情報収集に努めて、よりよい方法を今後も探っていきたいと考えております。

続きまして、2点目の声の広報に絡みまして、SPコードのお話がございました。SPコードにつきましては情報の収集をいたしましたけれども、活字の文字を読み上げる装置が必要であるということで、近隣の市では導入している事例は17年度中の調査の中では見出せませんでした。また、他市で障害者あるいは高齢者も視野に入れてということもございますけれども、現在東大和市の声の広報につきましては、視覚障害者の2級以上の方という限定をしておりますけれども、今御指摘がありましたように、お年寄りで字を読むのが大変つらいという方につきまして内部でも検討してみたいと思いますし、ただSPコードと声の広報と比較しますと、やはり機械の音声よりも肉声による市報の語りかけの方がよいのではないかという声も聞いておりますので、その辺も総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○生活環境部参事（窪田きく江君） 109ページ、男女共同参画推進事業の、まず苦情処理窓口設置後の相談件数でございますが、PR不足かもしれませんが相談は1件でございました。内容につきましては職場のセクシュアルハラスメントというものでございます。おかげさまでこれは相談員さんの親切な対応により円満に解決いたしました。この苦情処理窓口につきましてのPRでございますが、メモ帳の表紙に苦情処理窓口を設置しましたというような表紙をつけて宣伝をしたり、あと市報あるいはポスター等で公共施設等に置いておりますが、今後もPRの方法について検討したいと思っております。

それから、は一もにいの印刷部数が倍増されたことによる効果でございますが、16年度までは2,000部ということで、市内の公共施設それと主には編集委員さんが中心となって配布をしていたという経過がございます。それで広く市民の方一般に周知がされてないのではないかとということで、倍増して自治会に回覧をさせていただきました。

この効果でございますが、市の方に直接の連絡は残念ながら入ってはきませんでしたが、編集委員さんのところに、今までこういうのがあるのを知らなかったということで、目にしてよかったというような電話があったということは編集委員さんから聞いております。今後につきましてもさらに広く市民の方に触れるように、多くの方に目にしていただけるような方法を考えたいと思っております。

それから、年次報告書の検討の方法でございますが、評価の方法についてでございますが、事業がそれぞれ違うということと、それから担当者の主観によって評価しているということで、評価のランクが一律にならないということで、もう数年来、統一した評価の方法はないかというのが検討課題でございました。

それで、昨年度につきましては推進計画の大分類、中分類、小分類をもとに、その目的に対して適合してい

たかどうかというチェックシートを一つ一つの事業ごとに担当者に書いていただきまして、それをもとに評価をしていただきました。実際のところ17年度についても同じ方法をとりましたが、まだ不十分ではないかというふうに考えております。さらに年次報告書のチェックの方法については、18年度これからも検討していきたいと。できれば推進計画が見直し作業をしておりますので、新しい推進計画、改訂版に合わせて方法も変えられればというふうに考えております。

それから、庁内報について職員の研修も必要ではないかということでございますが、研修会につきましては市民生活課がした方がいいか、職員課の研修としてやった方がいいかというのは考えていたところではございますが、18年度職員課の方から職員の研修で男女共同参画の研修を実施したいというお話がございまして、18年度は女性職員を対象、あと希望する男性職員ということで、2日間にわたって男女共同参画研修をしたところでございます。今後の職員研修につきましては職員課と協議の上、検討したいと考えております。

以上でございます。

○委員（佐村明美君） 広報活動、広聴活動のところで御説明いただきました。それで、市報の配布についていろいろと担当部としても検討をしていただいているようでありますけれども、単純に東大和市の世帯が3万2,000世帯で配布されているところが1,600とすると、まだ3,400世帯ぐらいが読んでいらないところがあるのかなって大ざっぱに思うわけですが、なかなか経費等の分もあるかとは思いますが。戸別方法のやり方としてはさまざまな、当然委託し経費をかけるということもあるかもしれませんが、残っている人たちへの戸別配布をどうしていくのか、この辺を再度もう少し検討をしていく必要があるのではないかなと思えます。

それから、声の広報のところで、今総務のところで伺いましたので、これは必ずしも広報だけではなく市全体の情報をどう高齢者なり、また目の不自由な方なり、もちろん障害のある方もそうですけれども、そういう人たちへの全体的な、特にこれは福祉部でも民生でも触れてもいいかなと思ったのですけれども、まずはここで思ったので、こちらで取り上げさせていただきました。ですから広報のみならず、全体的なとりわけ福祉部からこうしたSPコード等、読み上げ等をしっかり置きながら情報提供できる、こういう形への取り組みをと思っておりますが、再度それについての考えを教えてください。

それから、男女共同参画事業のところでは、苦情処理窓口についてはやはりかかわっていけば解決の方途が見出せるということもありますので、さまざまな形でぜひPR、男女共同参画事業というその言葉自体がなかなか難しいという、まだまだ浸透されていないというところもあるかと思っておりますので、この辺の窓口の名称等も工夫しながら、また市民へのPRをぜひして行ってください。

それから、報告書の作成の事務評価のところで、ちょっと説明をいただきましたけれども、例えば担当であると主観的な評価になっていくということもありますので、第三者評価というんでしょうか、男女共同参画の審議会なり、もしくはそういった個別の中では地域福祉審議会なんかも結構いろいろと評価もできるかと思っておりますので、そういったところと連携をとりながらも評価をしていってほしいと思いますけれども、さらに御検討ください。

以上です。

○秘書広報課長（阿部晴彦君） 行政報告書の63ページ、市報の配布についてでございますけれども、確かに数字上いろいろなホームページなどの努力もしておりますけれども、実際ごらんになっていらっしゃる方もいるのではないかと考えてはおります。市報は市の中でも重要な媒体でございますので、一人一人に行き渡る

ように今後もいろいろ工夫はしたいと考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、経費とサービ
ス面、いろいろと考えるべき観点もございますので、まずは今現在新聞をおとりになってない方にも無料で即
日お届けできるという制度を、そちらの周知を市報等でPRしてまいりたいなど。ホームページもございま
すし、いろいろな市役所のロビーにもそういう掲示も、新聞をおとりになってない方はお声をかけてくださ
いということもございまして、1階の総合案内の方でも一生懸命声をかけていただいているというのも承知して
おります。そういうことで今後も市報が行き渡る努力はしてまいりたいと思います。

2点目の声の……市報だけではなくということもございますけれども、私から申し上げられるところとして
は市報に関してでございますが、声の広報につきまして先ほど申し上げましたように、高齢者の方にも――
障害者2級以上という枠は今の時代に合っているのかどうかということも含めて、高齢者の方により読まれや
すい市報、そういうものを検討したいと思っております。

また、文字の大きさについてでございますけれども、こちらは直近の各紙の比較で見ますと上位の10紙程度
には、字が大きい方の部類には入っておりますが、これで十分なのかどうかを含めて、これからも読まれやす
い市報づくりに努力していきたいと考えております。

以上です。

○福祉部長（関田 実君） 特に視覚障害者の情報伝達ということで、福祉部関係でお話しさせていただきます。
特にSPコード、文字読み取り機能活用ということで、福祉部としても今年度中に機器を買って置きたいと考
えております。また普及啓発に努めていきたいと考えております。特に今後障害者計画を作成しなければい
けないことになっております、今年度中に。そのようなことで、まずは福祉部の方からこの案内とかそういう部
分にこういうふうな、SPコードを活用したものができたらということで今後取り組んでいきたいと考えてい
るところでございます。

以上でございます。

○生活環境部参事（窪田きく江君） 男女共同参画の苦情処理窓口の名称とそれから今後のPRについてござ
いまして、皆さんに市民の方に周知できるように考えたいと思っております。

それから、報告書の評価の方法でございますが、庁内の組織で男女共同参画推進計画連絡会というのがござ
います。17年度のチェックシートにつきましてもその推進連絡会に相談し実施したわけでございますが、現在
推進計画を見直した後の評価方法として考えておりますのは、年次報告書の様式自体も改めた上で、できれば
その内部の推進計画連絡会で評価ができるようにしたいというふうには考えております。審議会の方の意見で
ございますが、それについては条例によりまして報告書に意見をいただくという形になっておりますので、そ
のステップとしましては内部の連絡会で評価ができればというふうには考えてございます。

以上です。

○委員長（二宮由子君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時57分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（藤原宏子君） 行政報告書の方でお聞きします。

43ページの人事管理事務事業、採用と退職などがありまして、結果的に539名ということだというふうにし

うんですけども、それから、先ほど職員給与の問題が質問されてお答えがありましたけれども、これは正規職員だと思うんですね。今窓口それからいろいろ事務、一般事務も含めて臨時職員の方が多くんですけども、この臨時職員のものはどこにどんなふうに掲載されているのかちょっと教えていただきたいと思います。

それから、同じく行政報告書です。50ページから51ページにかけて職員研修事業というのがあって、それぞれ新任、現任、また一般研修があったり、あと事務研修、実務研修だとかそういったものがあるんですけども、臨時職員やパートの方に対する研修はどんなふうになっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、先ほど他の方も聞かれましたけれども、98ページからの市民会館の管理事業についてなんですけれども、使用率が全体として21%上がっているということで、この率全体に私は結構な数字ではないかなというふうに思うわけなんですけれども、そして東大和市の市民の文化度を上げていくという点で大変重要なことだというふうに思うんですが、近隣にも同様の類似したホールがあるというふうに思うんですけども、そちら辺の状況との比較はどんなふうか、検討しておられるかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、123、124、そして125にかけて市税の徴収実績調書というのがありまして、それから125ページにはそれぞれ滞納処分調べがあって、差し押さえという項目の中で給与というのがあるんですけども、この給与というのはいよいよ最終の手段だというふうに思うんですけども、給与を差し押さえられて生活ができるのかという点でとても心配をするんですけども、この内容についてどんなふうに考えておられるのか、どういう状況でこの給与の差し押さえが行われるのか、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

とりあえず以上で結構です。

○職員課長（田代雄己君） 行政報告書の43ページの関係で、臨時職員の方の人件費がどこに載っているかという御質問をいただきました。ここに載ってます人件費、行政報告書の47から48ページというのは正規職員の一般会計職員の人件費になっております。臨時職員全体の人件費につきましては、各事業ごとで予算をとっております。こちらの行政報告書上には出てきておりません。

ただ例えば決算書の93ページをお聞きいただきたいと思うんですが、1番の職員人件費という職員課の予算をとってますが、おのおの事業ごとにすべて職員課で管理する形で職員人件費が一括して計上されております。

また、3の人事管理事務費の7の賃金のところなんですけど、これは職員課で管理してます産休や育休代替の臨時職員の賃金を持っております。他の賃金につきましては各事業費ごとに計上されているというような形になっております。

行政報告書の50ページから51ページにかけまして臨時職員の研修の関係で御質問いただきました。職員課の方で臨時職員さんにつきましては短期雇用だったり、あるいは欠員の関係で6カ月を超えるような雇用をされていたり、6カ月を雇用してさらに更新している雇用があったりしまして、任用形態がまちまちになっております。その関係で職員課では臨時職員さんに対しては直接研修は行っておりません。ただし、それぞれの職場によりまして雇用形態やその職場の待遇あるいはサービスですね、その辺をおのおのの職場の方でお願いして徹底していただいているところであります。

以上です。

○市民会館長（仲里 章君） 各市の近隣の類似施設の状況についてということで御質問いただきました。行政報告書の98ページの市民会館管理事業費であります。

これにつきまして多摩公立文化施設協議会、これが17年度の各施設の調査をした結果がございますが、これにつきましては、貸し館のみではなく自主事業も含めた使用率ということになっておりますので、正確なもの

とはなっておりませんが、近隣のところでいきますと、昭島市民会館が56.5%の使用率になっております。あと、さくらホール、武蔵村山市におきましては35%程度の使用率という形になっております。立川市につきましては自主事業を多くやっておりますので、70%を超えた使用率になっておりますが、基本的に規模及びその運営のあり方がそれぞれの館によって違いますので、正確なその辺の状況というのは把握できない状況にあります。

以上であります。

○納税課長（小島昇公君） 行政報告書123ページから125ページでございます。滞納処分の中で給与の差し押さえが生活できる状況なのかという御質問でございました。

実績を申し上げますと平成17年度で3名、16年度はおりません。15年度に1名ということでございます。基本的には先ほど別の委員さんからの御質問にもお答えいたしました。税の方は御本人に払っていただくというのが前提だというふうに考えてございます。しかし、いろいろな理由がございまして、お支払いできない方の中で、納期限に納付がない場合は督促状を出ささせていただいて、さらにお支払いがない場合は催告をさせていただくと。それから個別に臨戸徴収ということでコンタクトをとらせていただいて、いろいろ御相談をお願いする中で、どうしてもお支払いができない方の処分の一つの形態として、給与を差し押さえをさせていただいている場合がございます。

ただし、御心配されておりますように、給与、例えば何十万円ある給与を差し押さえますよということで、それを全額差し押さえしてしまうというふうなことではございませんで、生活できる範囲を残した一部分を差し押さえをしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 92ページ、今前の議員が聞きました職員数、賃金の件ですけれども、総額で総労働時間及び総賃金額、正職員の。これは行政報告書は一般会計の正職員で、老健2人分が入っているという話でしたけれども、市役所全体の正職員の総労働時間及び総賃金額、それからパートの人数、1人1時間働いても1人、1人が10時間働いても1人、要するに固有名詞で何人か。その総労働時間と賃金額及び嘱託も同じように人数と金額、これは17年度決算のものでお願いします。

それから、行政報告書の80ページの平和事業費の関係ですけれども、ここは事業費全体で約72万円という少ない金額の中で一生懸命いろいろやっているということは評価するわけですけれども、ここで私は被爆者団体大和会が「平和への祈り」という文集を出したいということで、ぜひ市からも補助をお願いできないかという要請があったかどうか。あって、市はどうしたか。たしかこれはあったんじゃないかと私は思ってるんですよ。1回発行したんですけれども、大変好評で引き続きまた出したいということで今、被爆者団体努力しているわけです。特に今被爆者も高齢になり、こうした貴重な資料はやはりきちんと数多く残しておくことが大切ですので、そういう市民要望に対して……あったかどうか。あったとしたらそれに対してどうこたえたかということをお聞かせください。

それから、117ページの賦課事務事業、これは歳入のところでも聞いたんですけれども、今回は市長の認識をお伺いしたいと思います。

といいますのは、117ページ見ていただくとわかるんですけれども、これを前年との比較でずっと調べてみますと、特に給与所得者と言うともう6年、7年連続後退なんですね。今回117ページの給与所得者のところの総所得金額、これを昨年と比べて人数で割ると、歳入のところでも言いましたけれども、1人当たり4,000

円の増という状況になってます。それから、同じくこの117ページの総所得金額合計、この合計を昨年と差し引きして、そして納税義務者総数、その上の表の3万5,190人で割り返しますと、そうして1人当たりが出来ますよね、総所得。それを昨年と比べますとマイナス1万4,000円という金額なんです。引き続き全体としては下がっている。だけでも歳入のときには議論したように、市民税個人においては約9,000万円の増収になっているという答えでした。しかも収納率も上がった、上がったけれどもその収入率分による収入はおおよそ400万円ぐらいだろうと。大部分の収入増は均等割において妻分でしたっけ、その税制改正によるものだというふうな答弁だったと思うんです。

引き続きそういうことを全体として見ますと、市民の収入の状況は改善されてないどころか、政治によって税をたくさん取られるというふうになってしまっていると、そういう事態に今市民の家計はあると。これが行政報告書及び決算書から出てきた17年度の状況だと私は見るわけなんです。市長がこれまでもよく言うように、年間3万人ぐらいの自殺者もいるような、そういう市民の状況だという認識を持っておられる。まず市民の生活状況の認識を正確にして、政治がここで何をやるべきかと、こういう立場に立って政治を行う判断すると、これが大事なんで、だから市長がこの市民生活実態についてどう認識しているか、ここが大事なことじゃないかと思うので、ここんとこをぜひお聞かせいただきたいと思います。それがあって、その後の施策展開ということになると思いますので、よろしくお願いします。

それから、前の議員も滞納処分調べ、125ページ聞きましたが、私はここで見方を教えていただきたいと思うんですが、これは差し押さえのことが書いてあるわけですよ。例えば先ほどは給与の問題が出ました。給与の欄の上を見ますと、本年度執行分、債権、給与の差し押さえを執行しました。差し押さえを執行しましたというのはどういうことなのかということですね。差し押さえをするよと通告を出したまでが執行したのか、それとも取っちゃったということなのか。取ってそのうちの滞納分も含めて本年度納付分367万6,000円、3人からこれだけの納入がありました。つまり1人当たり120万円、1人平均にすればね。だけどこの計算からいくと、1人の人が大部分払っているという表になりますよね。前年度以前滞納分1人で366万円というような数字ですからね。だから1人の人が300万円近く納入したのかなというふうに読めるんですけども、そういう見方でいいのかな。そういうふうには払えるということは、それだけ能力があったのに払わないできた人かなというふうには、そういうふうには読んじゃっていいのかな。この読み方ですね。

それから、不動産のところを見ますと、本年度執行分、人数20人で税額は3,717万5,780円、本年度納付分、この関係も、不動産の本年度執行分、不動産というのは具体的にどういうものをこの場合言っているのかな。土地あるいは家屋あるいは家財、いろいろあると思うんですけども、この場合は何を言っているのか。電話は電話加入権というのは別に書いてありますから別個と。不動産を本年度執行で差し押さえた、執行したということはどういうことなのか。それと納付額との関係がどういうふうになるのかということをお聞かせいただきたいと思うんです。

それで、不動産の執行件数は極端に上がるときとそうでないときが過去を振り返ってみるとあるようですけども、全体としてふえている傾向に私は読めるんです。具体的に言いますと12年のときには150件、3人、13年には345件、7人、14年には496件、12人、15年はね上がって1,533件、28人、16年は746件、15人、17年は1,700件の20人、だんだんだんだん、でこぼこはあるけれども上がっていると、この6年間をとれば。

要するに、先ほど言ったように市民の生活はだんだん苦しい状況にある。でも徴税は厳しくなっている、こうなっていないか。この表の読み方がちょっとよくわかんないんで、執行した、納税があった、この辺の関係も

教えていただきながら、市民生活苦しい中での徴税の強化ということがあるのか。担当者の方はどなたにも同じように納税してもらいたいんですと言うけれども、ただ、払えるのに払わないのと、払えないから払えないというのと大きな違いがあると思うんですよね。そこが現実はどうなっているかというのをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（尾又正則君） 今西川委員の方から市民税は9,000万円の増であると、これは制度によるものである。ところで所得は1人当たり去年よりも1万4,000円減であると。こうした中において市長としてどう市民生活を守っていくのかという質問でありますけれども、私がいつも申し上げているように、年間3万人以上がみずから死を選んでいる。これが数年間続いております。この一要因として生活が苦しいと、そういう要素が非常に言われております。その中で国の制度の変更によって市民が負担がふえた、これはもう市としてはどうにもならないというふうに思っております。

ところで、その中にあって市ができることは、例えば受益者負担の名のもとに市民負担をさせないということだというふうに私は思っております。例えば数年前に市民プールの改定の質問がございました。私としましては、ある御父兄やいろいろな方の意見を聞いたところ、海や山に行けない家庭もあるんだと、せめて市民プールぐらいは安く使わせてほしいというふうな意見も聞きまして、それ以降、市民の立場に立ってプールの使用料上げてございません。かつまた何回も議会でもって答弁しましたように、ごみの有料化、これについても大変な市民負担であると。これについてはお互いに市と市民が協力し合ってごみを減量しよう、したがってごみの有料化はこれは避けたいというのが自分の考えでございます。

そういうわけでございまして、受益者負担の思想よりもむしろ市民の負担を避けるということが今後大事であろうというふうに私は思っております。とにかく市民本位の行革を通して、市民の立場を守ってまいりたいというふうに思っております。

○職員課長（田代雄己君） 決算書の93ページの関係で御質問いただきまして、正規職員、臨時職員、嘱託職員の人件費の決算額、そして総時間、人数ということで御質問いただきました。

17年度の決算なんですけど、まず正規職員につきまして3月31日時点で、人数539人です。時間数なんですけど、これは概算で申しわけありませんが、週に40時間、年に52週あるとしまして2,080時間、1年間に勤務するというふうな計算をさせていただきました。539人で112万1,120時間が勤務時間数です。さらに時間外勤務がありますので、時間外勤務は3万1,102時間です。合計しますと、総労働時間としましては115万2,222時間です。決算額としまして、全会計になりますので、50億1,488万307円ということになります。

続きまして臨時職員なんですけど、1年間にかかった人数といたしまして578人です。総勤務時間数が30万4,638.5時間になります。決算額としまして2億9,107万4,589円です。

嘱託員なんですけど、人数としましては65人です。時間数なんですけど、やはりこれも概算で申しわけありませんが、嘱託員の方は基本的に週30時間勤務ですので、それに52週掛けさせていただきますと、1年間1,560時間という概算で、それに人数を掛けますと10万1,400時間です。決算額としまして1億2,890万3,880円です。合計しますと、金額としましては54億3,485万8,776円です。総時間数は155万8,260.5時間になります。

以上です。

○企画課長兼政策調整担当課長（野口 弘君） 行政報告書の80ページの平和事業についてでございますが、被爆者団体大和会の方から「平和への祈り」の文集の補助の要請があったかどうかということでございますが、平成16年の6月に大和会の河野会長が当時の企画課長と担当者が面談しまして、その中で大和会の会員の方も

高齢化し、60周年の来年が最後という気持ちで考えているということで、「平和への祈り」の出版、上記の件についてルートをつけてほしいということでお話がありました。教育委員会の方にお話をするということで終わっております。企画課の方、そのときの要望ということで大和会の会員の方の体験談をビデオ撮影とかCD化し、今後の貴重な資料として保存していくことは可能かとか、それからプライバシー等の障害があるが協力していただけるかということでこちらの方からも御要望しまして、会長の方から会議にかけてみるというふうな回答をしております。

以上でございます。

○納税課長（小島昇公君） 行政報告書の125ページでございます。滞納処分関係の表の見方をという質問でございますが、一番左が前年度以前の執行分ということで、給与を例に366万5,000円が税額で、件数といいますが納期の期別でございますので、複数の税が納めていらっしゃるような場合には、1人でも件数はたくさんになるという内容でございます。人数についてはそのとおりの人数でございます。

次の欄が本年度の執行分で、差し押さえを執行するというので、例えば給与であれば差し押さえをしますよと、執行はします。ただし滞納額が例えば100万円あって、給与の差し押さえをします。ただ、その人の給与から1月に例えば10万円だけ、税としてこちらは差し押さえ処分するというのでありますと、10カ月かかります。ですから、した時期から10カ月後にならないと完納されませんので、それが年度を超えると翌年度に行ってしまうという内容でございます。

先ほど質疑の中で、1人が300万円かというふうな質疑ございましたけれども、税の関係は個人関係になりますのでいろいろあれですけれども、例えばということで大口の方がいらっしゃいますと、納税の交渉の中で分納の誓約というのを出示していただくシステムがございます。ですから、御本人が1月に幾らなら給料から取ってもらっていいですよというふうな場合がございます。ということでこの件は御容赦願いたいと思います。

不動産の関係ですけれども、土地が中心ですけれども、土地、建物になります。私どもとしましては、できれば不動産は差し押さえをした後に換価、お金にかえることが非常に難しいものでございますので、できればもっとほかのことで納税ができれば、ほかの手段を講じたいというふうに思っておりますが、何の手だてもしませんが時効消滅してしまいますので、いたし方なく不動産に関しても差し押さえをしているという状況でございます。

以上でございます。

○企画課長兼政策調整担当課長（野口 弘君） 先ほど行政報告書の80ページで、平和事業について御回答しましたが、その中で回答を教育委員会に話をする申し上げましたが、これは福祉の方へ話をするということで訂正させていただきます。

以上です。

○福祉部長（関田 実君） 原爆被爆者の会につきましては、社会福祉協議会を通しまして補助団体として6万円計上させていただいているというところでございます。

○委員（西川洋一君） 職員の時間については、労働時間及び賃金についてはおおむねわかりました。早口で言われたんでちょっとメモできなかったんですけども、わかりました。

それから、平和事業については市長、今の議論聞いて改善をお願いします。というのは御存じのように、被爆者は本当にもう高齢です。先ほども説明ありましたように、もう最後かもしれないという思いでやっているわけですので、ぜひそうした貴重な資料作成についてはそれなりの判断をお願いしたいと思います。先ほど部

長が言いましたのは被爆者団体の補助ということで、新たにつくるパンフレットへということではないということなんで、回答がなかったということですので、ぜひそれはお願いしたいと思います。

それから、125ページの滞納処分、これは給与の場合の執行したというのは、お金を現実に市役所はもう手に取ったと、こういうことでいいわけですね。給料差し押さえを執行したということは、その人の給料を市役所はお金をもう取ったと。そのうち必要な金額については納税してもらって残りを渡したと、こういう意味合いでしょうか。お金は現に取らないけども、差し押さえをしたということをもって本人の方がその中から自主的に幾ら幾ら払ったと、こういうことになるのかどうか。

それから、同じように不動産についても差し押さえを執行したということは、押さえてそれを市の方で手に入れて競売にして換金した結果、納税が17年度の場合には1,000万円あったと、こういうふうに理解するのかどうか、そここのところがもう少しよくわからなかったんでよろしくをお願いします。

○市長（尾又正則君） 大和会でありますけれども、私は市長に就任して12年間、毎年毎年この総会には出ております。せんだっても大和会の総会に出ました。それで、とにかく皆さんは実際の被爆者であると。今後とも健康に気をつけて、語部として今後も活躍してほしいと。とにかく再び我が国が戦争を起こさない、再び我が国が核の被害に遭わない、そういういろいろな意味において私はこの会とはいろいろな交流を持っております。

ところで先ほど言いましたように、語部でありますけれども、相当語部と言いましても皆さん高齢化しております、なかなか体もきかないと、思うようにいかないと。ある方は小学校や中学校に行って原爆の怖さを教えるんだけど、もう体も非常に弱ってきていると、ままならないということも訴えておられました。

そこで、考えられることは今西川議員がおっしゃったように、この方々の本当の生の原体験を残すということが必要だろうというふうに思います。その意味で、雑誌をつくれるという話でありますけれども、大和会の会長ともまたお会いしまして、どういうふうなことでやるのか、どういうふうに進めるのかちょっと意見を聞きたいというふうに思っております。ですから若干時間が欲しいというふうに思っています。

○納税課長（小島昇公君） 給与の関係でございますが、給与につきましては、例えば30万円の給与の中で5万円を差し押さえしますと、滞納が60万円あるという話になりますと12カ月かかります。ですから1月5万円ずつ給与支払者が納付をするという形で、ほかの25万円を押さえるということはございません。

それから、不動産を市で公売をして換価したのかということでございますが、市で公売したことはございません。

以上でございます。

○委員（下条 学君） 1点だけ行政報告書の85ページ、少子化対策事業のチャイルドシートの貸し出しが17年度で103件あったわけですがけれども、チャイルドシートの貸し出しを始めて何年たったのか。この103件貸し出しているわけですがけれども、貸し出しを始めた当時に購入したものをそのまままだ使っておられるのか。まあどのぐらい貸与ができるのかわかりませんが、かなり古くなっているんじゃないかなという心配があるわけです。そういった中で、貸し出しが終わった後修繕をしているのか、買いかえをしているのか、そういう方向性をちょっと教えていただきたいと思います。

○管理課長（福島啓二君） チャイルドシートの貸与の関係で御質問をいただきました。行政報告書の85ページでございます。

チャイルドシート貸し出しにつきましては、道交法の改正によりまして平成12年4月1日から6歳未満児の幼児を自動車に乗せる場合に幼児用補助装置の着用が義務づけられたことから、平成12年3月31日から1歳未

満児の乳幼児ベビーシートの無償貸与を開始いたしました。ベビーシートの購入費につきましては、少子化対策臨時特例交付金を利用し100台を購入したものでございます。現在の貸し出し可能な台数でございますが、80台ほどでございます。返還時にクリーニング等をしていただきまして、現在80台は利用可能な状況でございます。

以上でございます。

○委員（下条 学君） この当時のチャイルドシートの性能と最近ではかなり新しく、寝たままでも授乳ができるような、そういうシステムになってきているらしいんですね。今後、もう6年を経過している時点からその点を考えていくべきじゃないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。要望とします。

○委員（粕谷久美子君） 何点かお願いいたします。

行政報告書50ページです。職員研修事業についてなんですが、さまざまな事業を行って参加している職員の方もたくさんおられると思います。ただ1点だけ東大和市独自研修というのがありまして、52ページなんですが、ここの研修、人権啓発研修というのが行われているんですが、全職員対象ということではあります、参加者20人ということで、先日も福祉施設で起こった問題について、さまざまなことが今人権に関して子供たちや高齢者、障害者に関しても起きているかと思えます。そういった点でやはりこういった職員研修というのをきちんと行って、多くの職員に参加していただきたいと思えますが、この20人という数字をどのように主催された課の方は認識されたのかをお伺いしたいと思います。

それから、67ページの広聴業務です。市長への手紙、陳情、要望さまざまなことが市に寄せられているとは思いますが、こういったことが個人に返すだけではなく、市報とかホームページを通して数の多いものをまとめて、市民の目に触れるようなところで公表していくというようなことは考えていられないのかをお伺いしたいと思います。

それと、87ページです。防犯対策事業ということで行われていますが、東大和地区防犯協会補助の方の武蔵村山市との合同の方なんですが、コンビニ強盗対策訓練というのを資料もいただいて見させていただいたんですが、この対象というのはどういった形で行ったのか。コンビニに市民の方が行かれて購入時に強盗に遭ったという設定なのか、その逆にコンビニの経営者、経営している、販売している側の立場として訓練を行ったのか、そういった点についてお伺いしたいと思います。

それと防犯座談会ですね。参加者はかなり多い人数を占めているんですが、こういったことの公表みたいなものは行っているのかどうかをお伺いします。

○職員課長（田代雄己君） 行政報告書の52ページ、東大和市独自研修の全職員対象の人権啓発研修につきまして御質問をいただきました。

この人権啓発研修なんですが、これは平成17年度人権週間行事ということで、東京都人権啓発活動ネットワーク協議会が主催します人権の行事ですね、こちらに出席をしていただいたようなものになっております。内容につきましては、人権週間行事のトーク・アンド・コンサートと映画の集いということで、人権関係の映画とあと障害を持った方のピアノ演奏とお話ですか、そういうことを聞いているということで啓発を受けて帰ってくるような、そういう内容になっております。

以上です。

○秘書広報課長（阿部晴彦君） 行政報告書の67ページ、広聴業務に関してでございます。

行政報告書でお手元でございますように67ページ以降でございますが、市民の皆様あるいは団体、市民の皆様

からいろいろな手紙ですとか陳情あるいは市民ポスト、あるいはEメール、そのようないろいろな媒体を通じてどのような事項が寄せられているかということは行政報告書に記載した形で公表はしております。御質問者のおっしゃった項目の多い内容につきましての回答といたしますか、どのように市が考えているかということにつきましては、東京都の取り組みなどを見ますと、多い項目につきましてホームページに掲載していたりとかということも見受けられますので、市民へのプライバシーもございますので、その点にどのように配慮して実施しているのか調べてみたいと思います。

以上です。

○総務部参事（並木俊則君） 行政報告書87ページ、防犯対策事業の中の防犯運動でございますが、東大和地区防犯協会の方の中でございます、イのコンビニ強盗対策訓練でございますが、これにつきましては詳しくはちょっと存じ上げませんが、10月と3月に2回実施したというふうに聞いております。内容的には、コンビニの店の方の強盗対策を主にした訓練ということでございます。

それとウの防犯座談会でございますが、これにつきましては1年間通じまして延べ50日を実施したということで聞いておりますが、その公表等については、回数も多いことから内容までは存じ上げておりません。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） もう一度改めてお伺いしたいんですが、職員研修に関してなんですが、では職員の方はこの研修以外に人権に関してどのような研修を行っているのかお尋ねします。

また、広聴業務に関しましては東京都の方でも行っているということで、十分検討して公表していただきたいと思います。意外に同じようなことを思っている方もいらっしゃるんですが、そういう文章を見たりすると納得できたりする面も多いと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

○職員課長（田代雄己君） 行政報告書の51ページになりますが、職員課の方で市町村職員研修所向けの研修というのも参加をしております。その中の51ページになりますが、特別研修の中で人権啓発の研修に参加していただいているような状況です。やはり人権につきまして皆さんの意識を変えていただくということがとてもこれからも大事だと思っておりますので、積極的にこのような研修に参加してもらうような形で啓発をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（小林知久君） 何点か、まず行政報告書の72ページです。ちょっと前に話題になりましたので一応確認なんですが、庁舎管理とか契約全般です。東大和市で再委託というのがあるかどうか、大体知っているんですが、一応確認させてください。再委託ですね。ある、ないの場合、一応その方針というか、何である、ないなのかを教えてください。

それから、行政報告書の86ページです。職員交通安全推進事業、この辺管財課なんですね。講習会を通じ交通安全の意識を高め交通事故の防止に努めた、このあたりのできたのかどうかという評価をお聞かせください。

それから、行政報告書の97ページ、公共ネットワークに関してです。これは今までの整備の何カ年かにわたっているかと思えます。合計21施設と書いてありますが、あとどの辺があるんでしょうか。現状ですね、この17年度中に終わった部分を教えてください。

それから、次のページ、98ページ、市民会館管理事業、先ほど他市との比較をおっしゃっていましたが、日数でこれは使用率を見てますね。1日のうちどこかで夜だけでもやっていたら1日という計算ですよ。これ時間で午前、午後、夜間という分け方の統計をとっているかどうかと。それで、とって全部パーセントを

言ってくださいというのはいないんですが、一応とっているかどうかという部分と、あと現状今後ふやしていくとしたらどういう方針でふやすかどうか、そういうあたりの認識というか、方針をお聞かせください。

それから、103ページです。全部行政報告書です。国際交流事業です。これは市民生活課ということで読んでいくと、学習という視点が強いんですが、公民館との絡みはどうなっているんでしょうか。それから、学習とは関係ない方の交流といいますかそういう視点、その部分はちょっとばあつと見たらないんですが、難しいことは言わずに交流したいという部分はどういうふうにお考えなんでしょうか、どういうことをやられているんでしょうか、お聞かせください。

それで、あと116ページです。納税管理事務事業です。口座振替の推奨、具体的には何をやっているんでしょうか。ちょっとその下の表を見ますと、市都民税の口座加入者数の26.8%というのが国保とかにも比べて明らかに低いというあたり、口座振替の推奨というのは支払いの中に、入ってくださいねという紙が入っているのは僕も知っていますが、それ以外に何をやっているんでしょうか。あと具体的にちょっと手続を簡略化したとかそういう部分のことはやったのでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○委員長（二宮由子君） お諮りいたします。

本日の決算特別委員会は、これをもって散会したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、これをもって散会いたします。

午後 4時49分 散会

東大和市議会平成18年第2回決算特別委員会記録

平成18年9月20日（水曜日）

出席委員（22名）

委員長	二宮由子君	副委員長	木下光雄君
委員	粕谷久美子君	委員	大后治雄君
委員	長瀬りつ君	委員	森田憲二君
委員	中村庄一郎君	委員	粕谷洋右君
委員	押本治雄君	委員	石川庄太郎君
委員	関野杜成君	委員	西川洋一君
委員	藤原宏子君	委員	関田貢君
委員	関田正民君	委員	尾崎信夫君
委員	佐村明美君	委員	中間建二君
委員	松浦誠君	委員	下条学君
委員	小林知久君	委員	尾崎保夫君

欠席委員（なし）

事務局職員（4名）

事務局長	石川和男君	議事係長	小島裕治君
主事	新井利恵君	主事	三浦文一君

出席説明員（59名）

市長	尾又正則君	助役	小飯塚謙一君
収入役	岸永通君	教育長	佐久間栄昭君
企画財政部長	浅見敏一君	総務部長	渡辺和之君
総務部参事	並木俊則君	市民部長	高杉豊君
生活環境部長	内野章君	生活環境部参事	窪田きく江君
福祉部長	関田実君	福祉部参事	北田和雄君
都市建設部長	氏井博君	学校教育部長	並木清志君
学校教育部参事	真如昌美君	社会教育部長	榎本豊君
社会教育部参事	田中美光君	企画課長兼政策調整担当課長	野口弘君

企画財政部 副参事	宮 鍋 和 志 君	秘書広報課長	阿 部 晴 彦 君
財政課長	関 田 新 一 君	総務部副参事	町 田 誠 二 君
文書課長	植 野 英 夫 君	情報管理課長	田 口 茂 夫 君
職員課長	田 代 雄 己 君	総務部副参事	溝 呂 木 公 一 君
管財課長	広 沢 光 政 君	市民課長	池 谷 一 君
保険年金課長	関 口 順 孝 君	課税課長	鎌 田 勇 一 君
納税課長	小 島 昇 公 君	産業振興課長	木 下 恒 雄 君
市民センター 課長	小 松 敏 博 君	市民会館長	仲 里 章 君
環境課長	木 内 和 郎 君	ごみ対策課長	乙 幡 正 喜 君
福祉推進課長	塚 原 健 彦 君	児童福祉課長	関 田 守 男 君
福祉部副参事	吉 野 豊 子 君	福祉部副参事	桜 井 輝 幸 君
生活福祉課長	国 友 開 二 君	障害福祉課長	町 田 悦 郎 君
みのり福祉園長	染 谷 キ ヨ 子 君	健康課長	原 與 四 雄 君
都市計画課長	内 藤 峰 雄 君	管理課長	福 島 啓 二 君
建設課長	堂 垣 隆 志 君	下水道課長	柚 木 行 夫 君
区画整理課長	乙 幡 修 爾 君	水道事務所長	波 多 野 良 男 君
会計課長	岡 部 惠 君	庶務課長	大 場 正 男 君
学務課長	下 平 一 紀 君	給食課長	目 黒 文 典 君
社会教育課長	小 俣 学 君	体育課長	長 島 孝 夫 君
中央公民館長	関 田 賢 治 君	郷土博物館 副館長	猿 橋 壽 一 君
選挙管理委員会 事務局長	高 杉 春 行 君		

本日の会議に付した案件

- 第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第48号議案 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第49号議案 平成17年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第50号議案 平成17年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第51号議案 平成17年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第52号議案 平成17年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第53号議案 平成17年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

午前 9時30分 開会

○副委員長（木下光雄君） ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

○副委員長（木下光雄君） 第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

昨日に引き続き、歳出の質疑を行います。

第2款総務費の質疑を行います。

初めに、昨日の小林知久委員の質疑に対する答弁から行います。

○管財課長（広沢光政君） 昨日、2点ほど御質疑をいただきました。

まず1点目、行政報告書72ページ、契約事務事業につきまして、委託業務における再委託があるのかどうかという点でございます。これにつきまして、当市の委託契約約款には再委託の禁止の条項が盛り込まれてございます。内容といたしましては、委託業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することを禁止しているものでございますので、当市と委託業務契約を締結しております業者につきましては、全部または主要な部分の再委託はしていないというふうに認識しております。

次に、行政報告書86ページの職員の交通安全推進事業についてでございますが、職員に対しましては年2回、安全運転の意識高揚を図るため、運転者講習会を開催しております。平成17年度では7月13日と11月16日に開催いたしました。年々参加者数もふえております。また、市長からも、庁議を初め管理職を対象とした年末年始の訓示等において、日ごろより安全運転の励行につきまして、注意を喚起していただいております。そのほか春・秋の交通安全週間には、庁内通知により交通安全についてPRするとともに、庁用車の貸し出しの際には安全運転をお願いするなど、声かけも行っております。交通安全の意識の高揚につきましては幾らやっても十分であるということはありませんので、今後も引き続き注意を促していきたいと思っております。

以上でございます。

○情報管理課長（田口茂夫君） 行政報告書97ページ、公共ネットワークの整備についてでございます。本事業は平成17年度及び18年度の2カ年事業であります。平成17年度におきましては、小・中学校及び平成18年度で完全事務移管をされる予定の水道事務所を除く市内公共施設21施設の整備を実施いたしました。例としましては、各市民センター、保育園、公民館等でございます。また、平成18年度になります。6月に清原市民センター、9月に第二小学校を除く小・中学校の整備を実施しております。第二小学校におきましては、平成19年2月ごろの事務室の移転に合わせて実施していきたいと考えております。このようなことから、本年度をもちまして、すべての市内公共施設の整備が完了いたします。

以上でございます。

○市民会館長（仲里 章君） 行政報告書98ページ、市民会館管理事業、この件につきまして、2点ほど質疑をいただきました。

まず1点目、使用区分ごとの資料はあるかということの御質疑ですが、これにつきましては、ございます。

次に、今後のPRということについて御質疑をいただきましたが、きのうも申し上げましたが、ハミングホールの認知度も上がってきておりますので、この認知度をさらに上げるよう、職員一丸となって努力していきたいと考えております。

以上であります。

○生活環境部参事（窪田きく江君） 行政報告書 103 ページ、国際交流事業について御質疑をいただきました。

国際交流事業で日本語ボランティア養成研修をしているが、公民館との事業との御質疑をいただきましたが、この日本語ボランティアの養成講座は主に在住外国人の方に日本語を覚えてもらう、あるいは習慣を覚えてもらうがために、それを教えるためのボランティアを養成するための講座となつてございますので、公民館のいわゆる学習とは性格が違うというふうと考えてございます。

講座以外のその他の事業でございますが、この国際交流事業につきましては平成 2 年度から取り組みをしております。当初は市内在住の外国人の方と市民との座談会や、あるいは窓口での外国の方との対応をスムーズにするためということで、職員に対する外国語講座等をしてきた経過はございます。ここ 10 年ほどは、先ほどのボランティアを育成するための講座をしてきておりますが、現在はおかげさまでかなりある程度のボランティアが養成できたのではないかとということで、一定の成果を得たと考えてございます。

それ以外の事業につきましては、平成 12 年度から検討を始めているところでございますが、ボランティアの育成についても、今後についても必要とは考えてございます。19 年度以降については、育成講座とそれ以外の講座、隔年にする、あるいは併用にするというようなことを含めて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○納税課長（小島昇公君） 行政報告書 116 ページでございます。口座振替の推奨につきましては、基本的にあらゆる機会をとらえてお願いしているところでございます。具体的には納税通知書発送時、納税に窓口にお見えになったとき、納税交渉のとき、これらをとらえましてお願いしているところでございます。従前は金融機関のみで取り扱いをしてございましたが、平成 17 年度から納税課の窓口でも扱えるように、システムの方を改善いたしております。また平成 18 年度になりますけど、5 月 17 日には東京都及び他の市町村とともに、同一歩調で納税キャンペーンを実施しております。市長を先頭に、東大和市としましては口座の依頼の推奨をいたしております。さらに今月 25 日から桜が丘の大型マンションの住民届を受け付ける機会をとらえまして、配布資料の中に口座の依頼書も同封いたしまして、推奨に努めるということでございます。

以上でございます。

○委員（小林知久君） 幾つか再質疑をさせていただきます。

行政報告書 72 ページ、73 ページあたり、委託の部分ですが、再委託は禁止されているということで、あと全部または主要、一括は禁止と。このあたり主要、一括というのはどういうふうに見られるのか。または一部だったらやっているというのは、認識としてはお持ちなんではないでしょうか。今こんな業種だとかこういうところは再委託しているよというようなのがあれば教えてください。この辺基準が非常に難しいと思いますが、どういうふうな方針でチェックしているんでしょうか、教えてください。

それから 86 ページの交通安全推進事業です。正直ですね、運転者講習会はビデオ見るだけですと、非常に遠い世界の話に見えるかと思えます。去年おとしなんか事故がありました。職員でやっている方がいますので、そういう具体的なケースをもとに、もう少し具体的な話をしたらいいのではないかななんて思うんですが、そういった事例とか取り組みというのはやられたのでしょうか、お聞かせください。

それから市民会館に関してですが、行政報告書 98 ページです。PR で認知度の向上をさせなくてはいけないということで、ちょっとその前の時間帯別の分析との絡みなんですけど、今利用率が低い時間帯というのは具体的にどういう時間帯になるんでしょうか。これは詳細ではなくて結構ですので、教えてください。あと利用率の低い、大ホールなんだろうけども、そのあたりを教えてください。

それから国際交流事業で公民館との連携はないというお話なのですが、情報としてはお持ちなんですか。恐らく公民館活動もされている方々なのかなという——日本語ボランティアの方ですね。と思うんですが、そういう情報の集約はされているんでしょうか。

それからここ 10 年、外国人の方は相当ふえているようです、市内でも。そういったのに対して新しく日本語を教える、外国人の方に日本語を教えるボランティアですよね。ですのでそれ以外のといいますか、要は先生の養成というのはつまらないもので——必要ですがお友達にはなれないところもあるかと思います。そういう部分じゃなくて、もうちょっとフランクな交流という部分はどういうふうにやられているんでしょうか、お聞かせください。

行政報告書の 116 ページですが、窓口でも受け付けと。これは確認なんです、口座振替の申し込みが窓口でできるようになったということですよ。前は銀行に行かなければいけなかったんだけど、市役所でもできるようになったということかと思いますが、その部分確認でお聞かせください。

以上です。

○**管財課長（広沢光政君）** 行政報告書 72 ページの契約事務事業についてでございますが、基本的に再委託の関係について、全部また主要な部分という形になっておりますが、委託の骨組みの中の主要部分を占める部分というとらえ方というふうに考えてございます。私ども契約の方で担当課の方から契約依頼を受けまして契約を締結する。締結された後には、担当課の方が契約に基づいた形で委託業務を遂行していくわけでございますが、そういった中で、担当課の方で依頼された業務の内容が果たしてそれが全部、主要な部分というものは、担当課の方で判断されることだというふうに認識してございます。ちなみに、例えばの例なんです、樹木の剪定なんかでこういった委託業務契約がございますが、剪定をした後の剪定枝といいますか、葉っぱとかそういったものについての処分といいますか、そういった部分につきまして、産廃業者なんかにお問い合わせすると、元請さんが、そういった例がございます。

それから 2 点目、86 ページの職員の安全運転の関係でございますが、過去に職員が庁用自動車で起こしたそういった事故の関係でございますけれども、私どもは運転者講習会の際には東大和警察署の職員の方に講師をお願いしているわけでございますが、講習会の始まる前に講師の方とお話をさせていただきまして、当市の方で職員の起こした事故、そういった状況を講師の方にお話しした上で、そういったものを一つ事例にとりながら、講話の方でお話をさせていただいているというようところでございます。

以上でございます。

失礼しました。市長からもそういった形については、厳しくその辺の報告をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○**市民会館長（仲里 章君）** 行政報告書 98 ページ、市民会館管理事業の中の各施設の使用区分の状況の中で利用の低い部分はどこかという御質問だったと思います。これにつきましては平日、土日、祝日、大ホールにつきましては、両方当てはまるのが少ないと思われませんが、やはり夜間の部分が平均より少なくなっているというような状況でございます。

以上でございます。

○**生活環境部参事（窪田きく江君）** 行政報告書 103 ページ、国際交流事業でございますが、公民館活動との情報集約はしているかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、ボランティアの育成を主眼

に置きまして、講座を終わった後、ボランティアをやっていただけるかという前提で講座をしておりますので、公民館との情報集約はしてございません。

それから外国人がふえて、先生の養成ではなくフランクな交流をという御質疑でございますが、実はかなりボランティアの方が多くなっているという現実がございます。実際に三つのボランティアグループに活動していただいております、その中に所属していただいて活動していただいているんですが、その三つのグループに通ってくる外国人の方それぞれお一人お一人の内容によって、対応の仕方が違います。例えば、日本語の検定を受けたいという前提の方には、それに向けた勉強をマン・ツー・マンです。それから日本語を覚えたいという方については日本語を教えたり習慣を教えたりする。それから文字を覚えたいとか、その通ってくる外国人の方が何をしたいのかに応じて、それぞれ対応している状態がございます。それから三つのグループを私も見学しておりますけれども、ただ勉強しているというだけではなく、その中で料理教室を試みたりパーティーを試みたり、そのようなフランクな交流もしております。

以上でございます。

○納税課長（小島昇公君） 行政報告書 116 ページでございます。お話のあったとおりでございます。納税課の窓口で申請を受け付けることができるということでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎保夫君） 二つほど聞かせてください。

参考資料でいただきましたものの最初にあります、行革の主な取り組みと節減額のわかるものの中の 19 番目の項目と各種業務委託の見直し、それから 20 番の事務管理経費の節減という二つですが、17 年度の効果がそれぞれ 5,125 万 1,000 円と 1,359 万 1,000 円と二つ出ていますが、特に金額的に効果の大きかった委託と、それからあと経費について、ベスト 3 を教えていただければと。同様に 18 年度どのようなものを見積もったのか、ベスト 3 を教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○企画財政部副参事（宮鍋和志君） 今回出ささせていただきました資料について、御説明申し上げます。

19 番の各種業務委託の見直しの件でございます。

17 年度の節減効果として 5,125 万 1,000 円を見込んでございます。これにつきまして、主なものでございますが、17 年度につきましては、生きがいデイサービス事業委託料で 1,050 万円。こちらは単価契約を精査し、節減に努めたということでございます。それからあとは機能訓練事業委託料 857 万 2,000 円。こちらについても委託単価を精査し、減額に努めました。引き続きまして、主なものとしまして、電算プログラム修正等業務委託料、保険年金課の方でございますが、こちらは 430 万 5,000 円。仕様書等の見直しにより減額に努めました。

次に、18 年度各種業務委託料の方でございますが、18 年度は 4,000 万円ということで見込んでございますが、生きがいデイサービス事業委託料 1,258 万 5,000 円。こちらは委託先を 4 施設から 3 施設にしまして、利用者実績に合わせ精査したということでございます。引き続きまして、生活支援ホームヘルパー派遣委託料、こちらは 1,090 万 9,000 円。引き続きまして、市民会館自主事業委託 611 万 5,000 円。こちらにつきましては共同主催事業の開催をふやすことにより節減に努めたということでございます。

これらが合計になりまして、すべてで 38 件で約 4,000 万円ということになってございます。

引き続きまして、20 番の事務管理経費の節減でございます。

こちらは 17 年度が 1,359 万 1,000 円ということで見込んでございます。こちらは細かく申し上げますと、

事務管理費経費の節減ということで、主に1,004万8,000円を見込んでございます。内容は旅費の節減とか交際費の節減、需用費の節減等これらで1,004万8,000円。それから引き続きまして、臨時職員の減による人件費等の削減ということで、給食課等で主に見込んでございますが、289万4,000円。それからその他として64万9,000円、こちらは予算書の参考資料でございますが、庁内印刷に変えるとか加除式例規集の電子化とか集中管理車両の買いかえで、軽自動車に切りかえることによって維持管理費を削減するとか、そういうことありまして64万9,000円、その他ということで削減を見込んでございます。

次に、18年度の方でございますが、同じく事務管理費経費の節減でございますが、主にやはりこちらは事務管理費の節減ということで1,200万円程度を見込んでございますが、主なものは旅費の削減が30万7,000円、交際費で24万円、それから需用費の節減ですが、こちらが1,107万4,000円でございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 2点伺います。

一つは行政報告書85ページの交通安全推進事業でございますが、昨今飲酒による交通事故が連日報道されておりますけれども、17年度において、本市においての交通安全推進事業の中で特に飲酒運転に限って何らかの取り組みがなされたかどうかということと、また飲酒による交通事故の発生状況について、もし市内の状況でつかんでいるものがあれば教えていただきたいと思っております。

それからもう一点が行政報告書134ページの選挙管理委員会運営事業以降の選挙の執行に関することなんですけれども、17年度も各種の選挙がありましたけれども、期日前投票の投票所の設置に関して、本市においては現在1カ所ですけれども、行政においては、投票率を上げる効果ですとか、また市の状況によって、投票所を幾つか設けているケースがありますけれども、本市においては選挙管理委員会の中でそういう議論が、また検討がなされた経緯があるかどうか、この点についてお尋ねしたいと思っております。

○管理課長（福島啓二君） 行政報告書85ページ、交通安全推進事業につきまして、飲酒運転の取り組みについてでございますけれども、通常私どもは市民向けの運転者講習会を春・秋4回実施してございます。その中で、特に飲酒ということではないんですけれども、交通安全についていろいろ警察官の講話であったり、ビデオを上映しているところでございます。その中で飲酒のことについても若干触れられるということでございます。

飲酒に伴う交通事故の状況でございますけれども、私どもではその部分については具体的に把握してございませんが、東大和署管内の交通事故発生状況、これは全体になってまいりますけれども、平成17年度におきましては発生が541件というような状況でございました。そのうち飲酒運転が何件かということにつきましては、申しわけありません、把握してございません。

以上でございます。

○選挙管理委員会事務局長（高杉春行君） 行政報告書134ページ以降ということですが、期日前投票所につきましては、事務局の中では各市の状況等資料として収集し、研究を続けております。ただ増設そのものにつきましては、委員会としては正式に議論等はしたことはございません。また増設をするに当たって、場所の確保でありますとか困難さ、この辺のところの一つにはネックになろうかと思っております。ただあくまで期日前投票所の利用者数というのはふえておりますので、今後も引き続き研究させていただきます。

以上です。

○委員（中間建二君） 交通安全推進事業につきましては、17年度につきましては特段飲酒に限ってはなかつ

たということなのですが、今後当然、今非常に大きく話題になっておりますので、求められてくるかと思うんですが、この点について、いわゆる特にお酒の小売の関係ですとか、またお酒を提供する飲食店等との連携、そうなりますと商工会との連携等々が求められてくるかと思うんですけれども、こういう点についての考え方を確認させていただきたいのと、あと先ほど期日前投票の投票所の確保につきましては、さまざま課題もあるかと思うんですけれども、投票率を上げていくという意味では当然効果はあるかと思っておりますので、場所の問題ということをおっしゃっていらっしゃいましたが、今度期日前投票の投票所をふやす方向で考えていく場合に、課題となることがもし明確になっておりましたら、御説明いただきたいと思っております。

○管理課長（福島啓二君） ただいま御質問いただきました 85 ページ、交通安全推進事業でございますけれども、飲酒運転をなくすための取り組みにつきましては、今後東大和警察署及び関係機関と調整した上で、どのような方法がとれるかどうか検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（高杉春行君） 現在1カ所期日前投票所を設置しているところがあります。選挙管理委員会事務局の場所ですね、いわゆる会議棟です。こちらは市の中心部に位置しております、今後仮にふやすということで課題として上げるとしますと、例えばあくまで利便性の部分を考えますと、駅周辺であるとかそういったところがイメージされる場所です。ですけれども、駅周辺につきましては、あくまで公共施設でありますとか場所の確保が、東大和市の現状においては困難な状況になっております。

それで市内の地理的要因を考えますと、市の中心部に今現在期日前投票所がありますので、例えば東西南北でありますとか配置する場合、計画を立てることがまず重要かと思っております。ただ今現在はそこまでの状況に至っておりません。現状の場所で、5,000名以上の期日前投票所の人数をさばけておる状況が一つにはございません。

以上です。

○委員（尾崎信夫君） まず47ページの職員給与、これは一般会計のみの数字となっているわけですが、これとあとは嘱託等の賃金、補正予算または予算ではトータルの数字がわかるようになっているわけですが、これは行政報告書のあり方からするならば、ぜひそういう数字もきちっと出されていただけませんか。特に嘱託の部分についてもやはりその辺が明確になることが大事だろうと思っておりますので、その点についてどうお考えなのか。

それから106ページの上北台、南街市民センターについては、その他については午前、午後、夜間合計の数字は出ているんですけれども、この上北台と南街市民センターだけはトータル数字しか出ていないんですが、この辺は状況はつかんでいらっしゃるのでしょうか。その点についてお尋ねします。

○職員課長（田代雄己君） 行政報告書の47ページ、48ページの一般会計の職員の人件費の関係に伴いまして、御質疑いただきました。

全会計あるいは臨職さんの賃金、嘱託さんの報酬、全体的な把握がしづらいという御指摘をいただきましたので、今後そういう資料が出せるかどうか、またどのような形で出せるかということを含めまして、研究して、検討していきたいと考えております。

以上です。

○市民センター課長（小松敏博君） 行政報告書106ページ以降の市民センターの利用状況ということでお尋ねいただきまして、その中で上北台と南街の状況ということですが、御案内のように上北台と南街につきまして

は現在は公民館利用ということになっておりますので、地区会館としてのカウントはいたしませんで、なお書きでもって公民館の利用者数を載せてあります。ちなみに上北台の公民館の利用者は2万6,450人、南街につきましては3万8,846人の方の利用があったということです。

○委員（尾崎信夫君） ぜひ囑託のやはりこれからはきちっと、職員課では統制されていないというお話でしたので、それらをどうするのかというのは大事なことなんだろうと思いますので、その辺をぜひ検討していただきたいということと、上北台と南街については、じゃあ公民館の方に出ているということでもいいんですか、利用者数については、そういうことでもいいんでしょうか。

○市民センター課長（小松敏博君） 行政報告書106ページ以降の関係ですが、今御質問いただいたとおり、公民館の方のとらえになっております。

○副委員長（木下光雄君） 総務費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（木下光雄君） 御異議ないものと認め、総務費の質疑を終了いたします。

ここで、説明員の交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時 4分 休憩

午前10時 6分 開議

○副委員長（木下光雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第3款民生費の質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 155ページ、民生委員さんの活動事業というので資料をいただきました。大変なお仕事、相談件数もたくさんあって大変だろうなと思うんですが、いただいた資料によりますと、かなり地域によってお1人の方が担当される人口割合というのでしょうか、ばらつきがあるように思います。1人で2,000人を超す地域もあれば500人ぐらいで済む地域もありますが、この辺の理由についてちょっと教えていただきたいと思います。

それからシルバー人材の単価については報告をいただきました。他市で東京都の最低賃金を下回っている場合があるというのがあったものですから、単価を調べさせていただきました。労基法の対象にはならないんですが、やはりきちんと法令遵守という意味でお聞きしました。うちは下回っていないので、というところですが、160ページの一番上の行と2行目なんですが、シルバー人材なんですけれども、受注の件数は伸びているのに就業率が落ちていますが、この理由について伺いたいと思います。

それからその隣の161ページ、社会福祉協議会です。この執行状況及び成果というところで何行か書いてありますが、昨年と全く同じ文章になっています。下から2行目のところで、社会福祉協議会の透明性の確保等が提起されたということなので、お取り組みはこれからなのかなとは思いますが、具体的内容について教えてください。

それからホームページは見ました、社協の。162ページのホームページの下にある福祉バスですね。やめられたんですね、事業を。別に利用者がいなくなったわけでもないけれども、利用者が限定されてきたということ。これは福祉有償運送に移行する考え方があったのかどうか、東大和市の状況を教えてください。

それから176ページです。高齢者日常生活支援事業の中で、火災安全システムのところで、機器の給付とか火災の自動通報、何か実績がないようですが、理由を伺いたいと思います。

それからその下の生活支援ホームヘルプサービス事業、これは 17 年度の節減額のところで、先ほど御説明があったんですけど、3 施設で利用が激減しています。約半分ぐらいになっていますよね。この辺の理由について伺いたいと思います。

それから 178 ページの一番上です。食事サービスの総事業費のところですが、補助金の交付状況の中で、事業費が半減しているのに人件費が 120 万円もふえた理由を教えてください。

それからさわやかサービスの総事業費も特に減っているんです。人件費も減っていますが事務費も減っています。この辺の理由がわかりましたら教えてください。同じくさわやかサービスの中の利用者、協力者、これらも減っています。この辺の理由について伺わせてください。

それから 189 ページです。一番上の表なんですけれど、通所介護サービス事業で 2 カ所ですね、これは。これの 1 カ所の方、向会の方なんですけど、目標値が掲げられています、7,500 名というふうに。けれども、表を見ると 4,464 ということで目標値に達していないですが、その理由として、入浴設備が重度の方のためのものになっているので、というふうなことが書いてありますが、この辺についてどのようにお考えになっていらっしゃるのか伺いたいと思います。

それから 195 ページです。心身障害者日常生活援助事業の中で、20 節の扶助費の不用額というのが、たしかのうの説明で 3,820 万円超あったと思います。受給者数の減という説明だったのですが、中身について詳しく教えてください。

それからその次のページの 196 ページです。居宅介護事業の中で、身体障害者のところです。(1) 移動介護というのがあります。身体介護を伴わないものというところで、利用者の方が 12 名、年々ふえているだろうというふうに思います。この近辺の市の移動介護事業について調べてみましたが、当市は比較的用户さんの御都合を考えて、使いやすいようにということで、要綱も設けなければ、上限も設けないようなところもあるようですが、その方の御事情に合わせてしていらっしゃるようですが、事業者はどこなのでしょうか、伺いたいと思います。

それから 215 ページです。精神障害者の地域生活支援センター運営事業の中で、利用者さんがふえています。人件費を含めて不用額が出ています。職員体制と、それから有資格者の人数を教えてください。

以上です。

○福祉推進課長（塚原健彦君） 何点か御質問いただきました。

まず行政報告書 155 ページの民生（児童）委員の活動内容についてでございます。人口と比較して、お 1 人当たりの担当が 500 から 2,000 ぐらい開きがあるという御指摘でございますけれども、こちらにつきましては、やはり市の急速な市街化が伴っておりまして、随時担当区域の状況を見て、600 人前後で考えているところでございますけれども、人口の局地的な急増に私どもの方の事務がなかなか追いつかないというのが現状でございます。今後とも公平な担当区域を考慮いたしまして、作業を続けさせていただきたいと思います。

続きまして行政報告書 160 ページでございます。シルバー人材センターの関係で、受注件数がふえているにもかかわらず就業率が低下しているという御質問でございますけれども、やはりいいですか、同じ方の就業が比較的例として多いということが、この辺にかかわってきているものと考えております。

続きまして行政報告書 161 ページ、透明性に関することでございます。御指摘のとおり 16 年度と文言を変えた部分が社会福祉協議会の透明性の確保ということでございます。これから検討していくと思うが、というお言葉をいただきましたけれども、平成 18 年度の事業計画書が社会福祉協議会で、これは毎年つくられてい

るわけですが、その中で「社会福祉協議会のあり方や事業の進むべき方向を明確化した」という文言がございまして、「社会福祉は多様な事業者が参入・競合する時代となり、社会福祉協議会も補助金等の依存から自主財源の確保が求められるようになった。それには時代に適合した事業等の推進及び経営感覚が求められる。地域福祉における公益的な役割と社会福祉法人としての経営感覚を取り入れながら、地域福祉の中核として、行政の市内のあらゆる福祉の社会資源と連携し、地域福祉を推進したい」という決意が表明された内容でございます。さらに「自主的に経営基盤の強化を図る」、「提供するサービスの質の向上並びに経営の透明性の確保を図る」という文言が、先ほど申しました平成 18 年度の東大和市社会福祉協議会の事業計画でうたわれてございますので、今後理事会ですとか評議員会もございまして、市の方もこういった透明性の確保というものとともに協力していければと考えております。

それから同じく行政報告書 161 ページの「あおぞら号」の廃止についてでございます。福祉有償運送への移行の予定があったのだろうかという御質問でございますけれども、当初はその方向で社会福祉協議会の方も努力していたようでございますけれども、やはり福祉有償運送の条件というものがございまして、社会福祉協議会ではその条件を満たし切れなかったということで、断念したという経過があったというふうに聞いております。

以上でございます。

○福祉部参事（北田和雄君） 何点か御質問いただきました。

まず行政報告 176 ページの火災安全システムの設置でございますが、これにつきましては、おおむね 65 歳以上の高齢者及び高齢世帯の方に機器給付——火災警報機、自動通報装置などを給付するものですが、今回申請がなかったために、機器給付事業については件数が上がっておりません。今後市報等で周知をさらに進めたいと思っております。

同じく 176 ページの生活支援ホームヘルプサービス事業の利用者の減でございますが、これにつきましては、介護保険法が改正されまして、身体機能の自立レベルによって、介護予防の観点から生活機能の低下をさせる可能性のある家事援助の代行は行わない方向で見直しました。その結果、対象者が減少したということでございます。

続きまして 178 ページの高齢者食事サービスの人件費の関係でございますが、これにつきましては、16 年の 4 月に担当職員が嘱託から正職に変わったために、人件費が伸びた状況でございます。

続きまして 178 ページのさわやかサービス事業でございますが、利用者の減少でございますが、御希望される方が 17 年については少なかったということでございますが、介護保険の関係で今後軽度者の利用が見込まれるというふうには考えております。協力員についても現状人数は 16 年度と変わっておりませんが、今後高齢化などしておりますので、新たな協力員の確保が課題だというふうには認識しております。

あと 189 ページ通所介護サービス、特にむこうはらでございますが、これにつきましては、御質問者御指摘のとおり重度介護の入浴施設がないということと、あと近隣に同様の事業所があるため、なかなか利用率が上がってこない状況ではございますが、今後につきましては、介護予防の事業も入ってきますので、さらに周知などを図ることで、利用率の向上を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 3 点ほどでございますが、まず 1 点目の行政報告書 195 ページの不用額の内容でございますが、主なものを何点か御説明させていただきます。

まず1点目でございますけれども、福祉タクシーの助成事業におきまして、約1,000万円でございます。次に、心身障害者自動車ガソリン（軽油）費助成事業におきまして、約400万円でございます。次に、ホームヘルプ等の事業におきまして、約440万円でございます。次に、重度身体障害者（児）の住宅設備費の給付事業がございますが、こちらで約260万円でございます。

続きまして行政報告書の196ページの移動介護の事業所の関係でございますけれども、現在移動介護を提供していただいている事業所数につきましては、約16事業所ということで把握してございます。

3番目の行政報告書の215ページ以降の精神障害者地域生活支援センターの職員の関係と資格の関係でございますけれども、施設におきましては施設長、それから精神保健福祉士以降支援する職員ということでございまして、職員体制といたしましては、常勤相当職といたしまして3名、それ以外の職員が3名でございまして、施設長におきましては保健師、精神保健福祉士におきましては、当然でございますけれども、精神保健福祉士という状況でございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） シルバー人材の160ページですが、就業率の関係ですが、同じ人が多いというのはわかるような気もするんですが、会員さんの入退会の状況もあって、やっぱり入っていらっしゃる方の人数も減っていますので、なるべくシルバー人材に登録したけど仕事がないとおっしゃっている人の方が何か何回回数が多いような気もするんです。ですので、その辺については公平にというか、公平なのがいいのかどうかは別として、ちょっと考えていただけないかなというふうに思います。

それから社会福祉協議会の事業計画の中で、今度から補助に頼らないで自立を目指すのだということが書いてあるということですので、経営感覚を取り入れていくということになると、要するに経営上利益が上がらない事業は廃止していくという方向も考えられるわけですよ。そういったものもわかりましたら教えてください、もしあれば。社会福祉協議会がどういう事業をやめて、どういう事業をやっているのかということも教えていただきたいと思います。

それから高齢者の食事サービス事業の補助なんですが、人件費のところでは嘱託から正職に変わったというふうな理由でしたけれども、正職にしなければいけなかった理由を教えてください。

通所介護のサービス事業のところのむこうはらなんですが、先ほど御説明がありましたけれども、重度の要介護者のためのおふろだったので利用が上がりなかつたというふうな書き方なんです。重度の方のためのおふろがないから利用が上がりなかつたのではなくて、重度の方のおふろしかないもんだから利用が上がりなかつたというふうな書き方がありますが、その辺についてもう一度伺いたいと思います。

それから195ページ20節の扶助費の不用額の件ですが、受給者数の減ということは、つまり福祉タクシーやガソリン代の補助を例えば下限を上げた、違うか、上限を下げた、あれ、どっちなんだろう、どっちかにしたから減ったわけですよ。その辺について、どうしたから福祉タクシーが1,000万円減ったのか、それからガソリン代が400万円減ったのか、中身を教えてください。

○福祉推進課長（塚原健彦君） 再質疑の関係で、まずシルバーの件でございます。

お話のとおり、会員さんの伸びというものは非常に微々たるもので、これは東京都全体で同様の傾向が出ているというふう聞いております。仕事を続けていきたいという、生きがいとして持っておられる方の組織でございますので、幅広くお仕事が行き渡るように、シルバー人材センターの方と話をしていきたいと考えております。

それから社会福祉協議会の経営に合わないといいますが、そういった見込みで廃止される予定の事業はあるのかという御質問でございますけれども、私どもの方にはまだ、これは採算が合わないからというような理由づけで、この事業をやめるという話はきておりません。先ほど御質問の中身でございましたあおぞら号ですね、こちらにつきましては18年3月31日で事業廃止となった経過がございますが、こちらについては協力会員を集めて研修を受けていただいたり、二種免許を持たなければという条件がございました関係で、そういったものが廃止されております。それからそのほかには敬老はがきが、これは採算の関係ではございませんけれども、廃止の方向が打ち出されている。そのほかには事業廃止の話は私の方では聞いておりません。

以上でございます。

○福祉部参事（北田和雄君） 178 ページの高齢者の食事サービスの嘱託から正職への変更の件でございますが、食事サービスにつきましてはお弁当をただ単に配布するというのではなくて、高齢者の安否確認等を行っております関係上、さらに内容の充実を図るということで、嘱託から正職化というふうに、一応認識はしております。

それから189ページのむこうはら通所サービス事業の関係でございますが、どうも失礼いたしました、御質問のとおり、入浴施設については重度要介護者のもののため、軽度の方が利用できないということで、なかなか利用が図れないということでございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 195 ページ日常生活援助事業の関係の中の不用額の関係でございますけれども、先ほどタクシー事業につきまして1,000万円とお答え申し上げましたが、けたを間違えまして100万円でございますので、御訂正をお願いいたします。

なお、不用額の発生する要因でございますけれども、タクシーの例で御説明申し上げますと、平成15年度、約2万5,000枚、16年度、約2万7,000枚というような利用状況の中で、3万枚の見込みを予算計上したところでございますけれども、結果的に2万8,000枚ほどという形の中で、不用額が出た結果でございます。福祉サービス経費につきましては、対象者の方も増加してございます。また利用の状況もでございます関係で、当初予算におきましては、過去の実績等を踏まえながら、一部今後の予測を立てながら計上しているという状況でございます。以上の結果の中で精査してございますけれども、各種事業におきまして不用額が発生したという状況でございます。

以上でございます。

○福祉推進課長（塚原健彦君） 大変申しわけありません。2点ほど修正といいますが、訂正をさせていただければと思います。

まず民生委員さんの受け持ちの関係でございますけれども、先ほど私の方で600人前後と申し上げましたが、これは600世帯の誤りでございますので、よろしく願いいたします。

それからあおぞら号の廃止に絡みまして、二種免が必要だということを申し上げましたけれども、これは当初の条件でございまして、現在は二種免の条件は外されております。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○副委員長（木下光雄君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 開議

○副委員長（木下光雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（藤原宏子君） 行政報告書の163ページですけれども、4のふれあいのまちづくり事業ということで、補助対象になることについて、コーディネーターの配置及び住民参加による地域福祉事業となっています。この内容、見守り・声かけ活動にかかる経費というふうになっているんですけれども、見守り・声かけ活動というのは、私も地域の皆さんにいろいろ協力しながらやろうとして、民生委員からも、この見守り・声かけの対象をどのようにつかんでいくのかという点で、とても難しいというふうに言われています。

そういったときに、ひとり暮らしだとかの高齢者であるという情報をどのようにつかんでいくのか、個人情報の問題との絡みで大変難しいことがあります。私もここ10年、20年といますと、それなりに皆さん、あつと思つ間に80歳とかになっていらっしゃるって、先日も団地の中で孤独死といひますか、病気ででしたけれど、亡くなられる方もいらっしゃるって、とてもやっぱり心配なんです、そういう高齢者のひとり暮らしの把握をどのようにしていかれているのか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

それから次、行政報告書の179ページなんですけれども、12番です。高齢者の理・美容券の交付というのがあります。これは過去には高齢者一般の皆さんに理・美容券を配付していたわけなんですけれども、これは常時ねたきりの状態またはこれに準ずる状態にある在宅の65歳以上の要介護高齢者に理・美容券を交付し、保健衛生の向上と生活の安定を助長し、福祉の増進を図つたと、こういうふうになっていますけれども、これは1人当たり年4枚支給ということなんです。年4枚支給ということは、少なくとも3カ月に1回、床屋さんに来てもらうか、そういう状況になると思ひますけれども、3カ月に1回、床屋さんなり美容師さんに来ていただいてやっていただいて、保健衛生の向上と生活の安定を助長できるかなと。3カ月に1回ではやっぱり1人年4枚ですから、これについてはもう少しやっぱり考える必要があるんじゃないかなというふうに思ひますけれども、この点どうでしょうか。

それから行政報告書の195ページですが、3の1の4の②心身障害者（児）の日常生活援助事業があります。この心身障害者（児）の緊急一時保護事業ということは、大変そういう障害者の方を抱えていらっしゃる御家庭の皆さんはこの緊急一時保護の要望が強いんですけれども、これは介護人の家庭で一時保護を行つていっているんですけれども、これは一時入所施設ではないのかどうか、介護人さんの家庭に限つてということであるのか、その緊急一時入所の施設を利用する場合、どういうところがあつて、どんなふうになるのか教えてください。

それから196ページですが、ここのところで、この年度、支援費を支給したというのが幾つかあります。2番、3番、それから4番などです。支援費の支給をしたということなんです、この支援費支給問題はその後自立支援法でこれはどういうふうになっていくのか。この支援費の支給については、個人の負担、業者の負担と、それから市の方の負担などの関係をちょっと教えてください。

それから今196ページのことを申し上げましたけれども、ほかにも211ページにも知的障害者の問題も含めていろいろあります。そのことについて教えていただきたいと思ひます。

それから199ページなんですけれども、11番に酸素の購入費助成事業があります。それで、酸素の購入費を一部助成することにより、経済的負担を軽減し、社会復帰等の促進を図つた。しかし、申請者がなく、実績はなかつた、と書いてあるわけです。やっぱりこの酸素の問題は以前からも言われて、この酸素の助成事業というのは大変重要なんじゃないかと思ひますけれども、申請者がなく、実績はなかつた、というのは、これ

はどういうことなのか教えていただきたいと思います。

それでいろいろ読んでいきますと、何々の促進を図った、と書いてあって、その後に申請者がなく、実績はなかった、と随分たくさん書かれているんですけど、実績はなかったということは、そういった促進を図ったことにはならないんじゃないかというふうにちょっと思いますので、これは文章的に、実績がなかった場合にはもう少し書き方を変えた方がいいんじゃないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

次 220 ページの乳幼児医療費の助成事業なんですけれども、これについては、この年 10 月から所得制限なしの年齢を 4 歳未満に引き上げました。ということで、ここにも書かれているわけなんですけれども、ここで東大和市が先進的に 1 歳、周辺市よりも進んでやったんだと思うんですが、18 年度になってから、ほかの市も 4 歳未満までの所得制限なしに足並みがそろってきたし、また周辺、奥多摩町、日の出町とかそういったところは就学前まで所得制限なしにして、そしてなおかつ子供の入院食事代の助成なんかも行っているわけなんですけれども、これについて、市長はどんなふうを考えられますか、お聞きしたいと思います。

それから 229 ページなんですけれども、認証保育所の補助事業というのがあります。この認証保育所については、過去にもいろいろ私も質問させていただいたんですけども、この認証保育所、30 人までとか 60 人までとか、61 人以上とかいろいろあります。それで、これについては保育所の規模はいろいろだと思いますけれども、総じて 187 人が利用しているということで、これはよろしいのでしょうか。こんなふうにたくさんの方が利用はしているようになったんですけども、これの箇所数というのはどのぐらいになっているのか、それからこれらの所在地、市内・市外など、認証保育所の場合は職場の近くとかというふうになったりしているんですけども、この所在地についてはどんな状況になっているのかお聞きしたいと思います。

それから認証保育所の保育料は市とかかわりはないかもわからないんですが、保護者負担というのは大変大きいと思うんですが、平均的にそれぞれの年齢の保護者負担はどのような状況になっているのか教えてください。

254 ページですが、児童・生徒の法外援護事業というのがあって、この年、夏と冬の見舞金が廃止されたということなんですけれども、これは全体として、都の 10 分の 10 の事業だというふうに思いますけれども、この夏と冬の見舞金が廃止されたのはどういう状況だったのでしょうか、お尋ねします。

それからその下の生活保護援護事業なんですけれども、生活保護は年々、この数年の間に大変ふえてきていると思うんです。申請件数が 145 件で、取り下げ件数が 5 件とあります。それから保護の開始が 140 で、保護廃止が 88 というふうになっています。この申請件数と取り下げの理由ですけども、ちょっとお聞きしたいと思います。

申請については、今生活保護の申請を受けるか受けないかが全国的にも大変問題になってきておりますが、東大和市の場合は、この生活保護の申請を受け付けるケースワーカーの人数がどのぐらいいらっしゃるのか、それをお聞きしたいと思います。足りているのかどうか、1 人当たりの相談時間数、人によっては大変長くなることもあると思うんですけども、そのことをちょっとお聞きしたいと思います。また、家庭の訪問も一人一人いらっしゃると思うんですけども、そういったことを含めて職員の人数は、ケースワーカーの人数は足りているというふうに考えられているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○助役（小飯塚謙一君） 220 ページの乳幼児医療費助成制度の関係でございますが、市では単独分としまして、年々年齢の拡大を進めてきたわけでございますが、現状ではなかなか困難であるというふうに考えているとこ

でございます。こういう中で、東京都や他市の自治体の動向を見た中で、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○福祉推進課長（塚原健彦君） 行政報告書 163 ページ、ふれあいのまちづくりの関係で、おひとり暮らしの高齢者の方の把握の関係で御質疑をいただきました。現在のところはこういった協力員さん、あるいは民生（児童）委員さんの家庭訪問、それから PR といったところで把握している現状でございます。

以上でございます。

○福祉部参事（北田和雄君） 行政報告 179 ページの高齢者理・美容券の交付でございますが、16 年度に比べまして、17 年度は交付枚数で 19 枚ほどふえてございます。対象は、御質問者御指摘のとおり、常時のねたきりまたはこれに準ずる高齢者ということでございまして、ここに保健衛生の向上と生活の安定を助成し、福祉の増進を図ったというふうに表現してございますが、保健衛生の向上、生活の安定の一助になったということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 行政報告書 195 ページでございますけれども、緊急一時保護の内容でございますけれども、こちらの事業につきましては、御利用者が登録されておられます家庭には、一時的に日中保護する内容でございます。なお、施設におきますショートステイにつきましては、行政報告書の 197 ページに実績の一覧を整理してございます。

続きまして、196 ページの関連の支援費の関係でございますけれども、この 4 月から障害者自立支援法が施行されまして、費用負担に係ります内容が大きく変わってまいりました。従前は応能負担ということでございましたけれども、サービス料と所得に着目した負担の仕組みということで、1 割の定率と上限が設定された内容でございます。市におきましては、申請に基づきまして支給決定をいたしまして、御利用者が利用者負担を事業者にお支払いいただく、事業者の費用分につきましては、市から事業者にお支払いするという形でございます。なお、市が支出いたしました事業費につきましては、国並びに都の補助金等が充当されるという仕組みでございます。

続きまして、211 ページの知的障害者の援護施設関係の事業でございますけれども、入所あるいは通所にかかわります更生施設、授産施設等についての支援の経費でございます。こちらの経費につきましても、費用の利用者負担につきましては、従前の制度から障害者自立支援法の制度に一元化されて、変わってきているところでございます。

続きまして行政報告書の 199 ページ、酸素購入費の助成でございますけれども、こちらの事業につきましては、市の方で実施してございます日常生活用具給付事業によりまして、酸素吸入装置を給付してございますけれども、これの給付を受けられた方に対しまして実施している事業でございます関係で、昨年度におきましては申請がなかったということでございます。

続きまして、全体の事業の中におきまして、図った、しかし事業が実績としてなかったということの表現でございますけれども、「事業を実施いたしました」という内容で、「図った」というふうに記載したところでございますけれども、ごらんいただく中で不適切というような御指摘がございますので、全体を見据えつつ、また、行政報告書の所管部課とも調整いたしまして、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○児童福祉課長（関田守男君） 行政報告書 229 ページ、認証保育所の関係でございます。まず 1 点目の人数の関係でございます。合計 187 は年間の延べ人数でございます、利用者ですね。

それから箇所、所在地というお話でございます。認証保育所につきましては A 型と B 型がございます。A 型につきましては、ゼロ歳から 5 歳、規模といたしまして 20 から 120 名の規模ということで、民間事業者等の経営となっております。また B 型につきましては、個人経営が可能で、ゼロ歳から 2 歳を対象といたしまして、規模的には 6 名から 29 名ということになってございます。いずれの設置基準にいたしましても、認可保育所に準じてございます。そこで、所在地と場所でございますが、まず A 型でございますが、26 市で見ますと、昭島市、東大和市、武蔵村山市 3 市を除きましてすべての市に設置がございます。合計 66 カ所でございます。これは瑞穂町を含めて 66 カ所でございます。それから B 型でございますが、B 型につきましては当市にはございませんが、26 市中 15 市で設置がございます。箇所は 30 カ所ほどございます。

それから保育料の関係でございますが、これにつきましては、利用者と施設の契約ということになってございまして、おおむね 4 万円から 8 万円ぐらい、かなり幅がございます。平均的には 5 万円前後じゃないかと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○生活福祉課長（国友開二君） 生活保護関連で御質問を 3 点ほどいただきました。

行政報告書の 254 ページでございます。1 点目は法外援護事業に関する夏と冬の見舞金の関係でございます。これにつきましては、16 年度行政報告にも載っておりますが、夏季見舞金、冬季見舞金で 603 万 1,850 円が減額になっております。これは東京都の法外事業でありまして、それが廃止されまして、平成 17 年 9 月から自立支援促進事業として、被保護者への就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援事業を実施することとなりました。

それから高校の進学率が高くなってきたということで、平成 17 年度から従来法外でやっていたものを生業扶助で高校就学費を出せるようになりました。これは行政報告の中で、255 ページの 3 の生業扶助のところの数字を見ていただきたいと思うんですが、昨年度、16 年度が 29 万 7,410 円に比べまして、17 年度が 702 万 3,382 円ほどふえております。これは高校就学費の支出ということで、この分がふえたことになっております。

それから 2 点目の質問でございますけれども、生活保護が増加しているということで、年々非常に増加していることは事実でございます。取り下げ 5 件の理由につきましてはの御質問でございます。取り下げにつきましては、17 年度中に 5 件ほどございました。その内訳につきましては、いわゆる入院給付金により生活可能、生命保険の貸し付けで生活可能ということとか、定期預金が判明して、それで生活が可能と。あと親の援助で生活可能。あと預貯金の判明でということでございます。この 5 件については以上の理由でございます。

それから 3 点目の御質問で、生活保護の受給者の方がふえている中で、3 月末現在で 1 人のケースワーカーは 89 ケース持っております。ケースワーカーの数はことしの 4 月以降 9 名になりました。経験年数が、来たばかりでわからないということもありまして、訪問になかなか行けない状況がありますけれども、忙しい状況の中で、なるべく被保護者の方と接しながら訪問活動を上げていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 3 点お伺いします。

176 ページの一番下の 6 生活支援ホームヘルプサービス事業、前の議員がお聞きして、この関連で大きく減

った要因は介護保険法改正による基準等見直しによるというふうに聞こえたものですので、もう少し正確に——私の聞き方が間違っていたのかどうか、介護保険法改正は18年度からということですので、17年度にあったのは居住費の増はあったと思うんですけども、この関連ではなかったんじゃないかと。利用者数についていえば約半分、延べ派遣回数でいえば3分の2減、延べ時間でも4分の3減というような数字になっていますので、これは介護保険の外の事業ということでやっているはずなので、これがどうなったか。ここから減ってどこかへいつているのか。もしいつていれば、その行く先をどういう事業になっているかというのを教えてください。

それから2点目は、186ページの上から二つ目のカ、居宅介護支援事業利用実績、きよはらの。これも激減しているようなので、この説明もお願いします。

それからもう一点は、207ページの一番上の原子爆弾被爆者見舞金支給事業、これは昨日の被爆者関係の議論もありましたけども、ここで私は被爆者の方の生活実態というのを、市としてどの程度つかんでおられるのか。例えば年齢、健康状態、その方の収入、要するに生活がどういう状況にあるか、そういうことをつかんだ上での施策が必要でないかというふうに思いますので、どのようにつかんでおられるかというのをお聞きしたいと思います。

○福祉部参事（北田和雄君） まず行政報告176ページの生活支援ホームヘルプサービスの件でございますが、先ほど御説明がちょっと不足しまして申しわけございませんでした。この事業につきましては、介護保険の要支援・要介護に該当しない方で、比較的軽度な心身機能の低下が見られる高齢者に対して簡単な家事援助を行っていたものでございます。御質問者御指摘のとおり、17年度の介護保険法の改正は17年10月のホテルコストの導入で、要支援1・2の導入は18年4月でございました。

ただ見直しの検討が17年から行われておりまして、その中で身体的機能が自立レベルにあり、介護予防の観点から、生活機能低下をさせる可能性のある家事援助をできるだけ少なくして、御本人で自立の方向で介護予防に比重を移すという方向が出ておりましたので、それに合わせた方向でこの事業も見直しをしました。その結果、18年3月末では対象者が4人になりました。その4人のうち3名がさわやかサービスの方に移行しております。1名については、自分で家事をなさっていくということで制度がなったところでございます。

続きまして186ページの居宅介護支援事業者利用実績でございますが、これにつきましては、昨年と比べて大分減っております。これにつきましても、介護保険法の18年4月の改正で地域包括支援センターというものが導入が検討されておりましたので、それらの関係でこちらの方の事業所では実績が落ちたということがございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 行政報告書207ページ、原子爆弾被爆者見舞金支給事業に関連いたしまして、被爆者の方の生活あるいは健康、収入の状況の把握という御質問でございます。

私どものこの見舞金の制度におきましては、申請をいただいた皆様の御住所、年齢等につきましては一定の整理をしております。また障害福祉課におきましては、東京都の原子爆弾被爆者等援護事務に係る事務につきましてもの進達等を行っております。東京都の施策でございますけれども、関連する書類等の受け付けも実施しているところでございます。

障害を担当する課といたしまして、原子爆弾の方という形だけで、世帯の状況のすべての把握をこちらからは積極的にはいたしませんけれども、窓口においてになりますときに、あるいはそういったこ

と、あるいは他の要因によりまして障害が出たというような場合には、いつでも御相談、支援に乗る体制をとっております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 176 ページの生活支援ホームヘルプサービス事業ですけども、この事業の考え方は、高齢者の生活を支える、介護保険が導入されて、介護保険から外れた人を市の独自施策で援助していこうと、こういう本来の性格ですよ。介護保険の18年度の改悪は、介護保険からできるだけ対象者を外そうという作業を今やったわけですよ。要支援及び要介護1の人を介護予防の方に移すという形で。ですから介護保険から外れる人がさらに本当は多くなるわけですよ。市が独自に——こういう言い方をしているかどうか、救済しなければならないというか、援助しなければならない方が。今までの生活、介護してもらわなきゃならないという状況から、認定が変わっただけで外されてしまった。そういう人が介護保険にかかれない、介護予防にもかかれない、外へ枠から出てくる。当然その枠から出たのは市の独自施策で、この事業で受けなきゃならないところでしょう。ところが、介護保険の考え方が変わっちゃったから、自立支援でもっと自分が頑張れと、介護保険にもかかれない、同じようにそこから外れた人も、市はその人も救済しない、これは余りひどいんじゃないですか。市長そういうことですよ、ここの今答弁は。

これは見直しの結果、18年3月から一気に3人になったということでしょう。利用者、17年度では16人だったのが、4人になったということですよ。そのうち3人がさわやかサービスと言いましたか、そちらで施策の恩恵を受けているということですから、12人が外れている。また市の施策の外に放り出されたということですよ。こういう決算になったということですよ。市長、やっぱり考える必要がありますよ、これは。制度が後退した中で——これ変な言い方だけど、放り出されて、制度から枠外に出てしまったということですからね。これはこの結果から、これは17年度決算ですけども、この結果から次の施策が生まれるわけだから、次どうするかという判断ですよ。これはぜひ市長に判断していただきたいと思います。

それから186ページの居宅介護支援事業、これも地域包括支援センターに移行したというふうに言われたんですけども、私の理解が不十分ならあれですけど、地域包括支援センターはこの介護の作業をやる場所になっているのでしょうか。もしなっていたら、その分がそちらに移行した、相談だけじゃないということですよ、今移行したということは。そういうふうにあるのでしょうか。そこのところはやっぱり明確にしてもらって、移った部分の費用はそちらに移動しているというふうに判断できるんで、それはどこに出ているかということを示してください。

それから207ページの原因被爆者の問題は、私は生活がこの方が大変だからほかの人たちと同じように当然見てもらうというのは、その考えはいいですよ。でも、やはり原爆の被害を受けたがゆえに、その人が外に言い知れないいろいろな苦労を重ねてきた人でもまたあるんです。自分の体験を後世に残すために話してください、話すというその作業すら、そのことさえできなかった方なんですよ。自分の子供、孫に影響が出ちゃうんじゃないかと、自分がそういうことを話せば、あの人は被爆された方の孫ですよとなれば、そのことが結婚や就職に影響してしまうんじゃないかということで語れないで、そういう人なんですよ。これはやはりもう少し特別に見て、やはりしかるべき援助の手を差し伸べる必要があると思いますので、特につかんでおりませんという話でしたから、そこはぜひ改善をお願いし、市長からもそうした特別な配慮もする施策の方向にあってほしいと思うんですが、よろしくお願いします。いかがでしょうか。

○福祉部参事（北田和雄君） まず176ページの生活支援ホームヘルプサービスでございますが、この事業につ

きましては、要支援・要介護に該当しない方を対象に従来やっていますが、介護予防の観点から、できる限り自立できることは自立でという方向性が出ましたので、それに合わせて基準の見直し等を行った結果、対象者が少なくなったということをごさいます、この中でも介護保険の要支援1・2を受けていらっしゃる方もいらっしゃいますので、その方たちは介護保険の方でホームヘルプサービスを受けているという現状でございまして、御本人である程度できる方々は、さわやかサービスの方に移行したという現状でございまして、

それから186ページの居宅介護支援事業利用実績の関係でございまして、ちょっと御説明が不足しまして、申しわけございませんでしたが、18年4月にこのきよはらにつきましては、地域包括支援センターというふうに移行になります。在宅介護支援センターきよはらというものが廃止になるということがありましたので、利用実績を抑えてきたということございまして、包括支援センターにつきましては、相談業務を行う場所であるというふうに認識しております。

以上でございまして。

○市長（尾又正則君） 今西川委員の方から、被爆者に対する社会的サービス、すなわち結婚、就職または自分の過去を語れないということでもありますけれども、私も当市の被爆者の会の大和会の皆さんとは総会または常時いろんな会合で会っていますけれども、そういう御指摘はかなり当たっているというふうに実感しております。したがって、せんだって大和会の総会に出たんでありますけれども、従来どおり、今後とも被爆者の方に対する施策については、よく大和会とも話し合っやっていきたいというふうに思っております。

○副委員長（木下光雄君） 10分間休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午前11時33分 開議

○副委員長（木下光雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（尾崎信夫君） 1点、169ページの小規模作業所の補助事業ですが、これは1日平均何人とう出ておりますけれども、この数字を見ていきますと、補助金額がそれぞれ1日の利用者のこれは平均だから、なかなか何とも言えないんですが、この施設の利用者数というのは、申請数——利用者数、延べ人員じゃなくて、実質何人が利用して、延べ人数が幾らというふうにさせていただいて……。その数かもしおわかりになれば、

この補助金額が、それぞれ平均利用者数から見ると、場所によっては第二みんなの家なんていうのは13.5人、1日平均、それで一番金額が多いわけですけども、この辺の補助金の金額の差というのはどこにあるのでしょうか。例えば利用者の人数によって補助金が出されているとするならば、その分金額が変わってきてもしかるべきだと思うわけですけども、この辺の補助金の算出の仕方、根拠というのはどういうふうになっているのかお尋ねしたいと思います。特に第三みんなの家は14.2で、これは似通った施設なわけですから、14.2人で金額が一番少なくなっている、この辺の理由がもしおわかりになれば、御説明いただきたいと思ひます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 行政報告書169ページ、小規模作業所運営費等補助事業でございましてけれども、ただいま御質問がございまして、その中の3小規模通所授産施設の関係の補助金でございましてけれども、こちらの補助金につきましては、5月1日時点の在籍と申しますか、そういったものを基本に単価がございまして、それによりまして積算してございまして、基本的にはこれらの法人につきましては、小規模社会福祉法人でございまして、定員が19名ということございまして、19名掛ける単価掛ける12カ月をもちまして、基本的

な経費を積算してございます。また運営費の加算がございまして、内容によりまして加算いたしました金額をもとに年間の補助額を積算しております。補助金の算出につきましては以上でございます。

なお、御利用状況でございますけれども、身体障害の方の状況によりまして、脳血管障害等の方が多く御利用されている関係がございまして、季節あるいは身体の状況によりまして、若干施設によりまして御利用の状況が変わってまいっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） 聞き方が悪かったかもしれないですけども、小規模作業所を運営する側からすれば、正直言うと人数の多いところ、その施設のあり方によって、小規模作業所のあり方によって、補助金の算出方法というのは違っているんですか。要するにこれを見ますと、みんなの家はもともと1番目の身障通所施設であったわけですけど、それが変わったわけですけど、それらの作業所のあり方によって、補助金のあり方が変わっていくのか。例えば、東京都の補助金のあり方についても差があるのかどうかということについて、それもあわせてお尋ねしたいんですが。もしおわかりになれば。

○障害福祉課長（町田悦郎君） この中で精神と身体、知的がございまして、精神と身体、知的につきましても、若干取り扱いが異なっております。先ほど御説明申し上げました基本経費でございますけれども、お1人当たり9万6,758円の利用者数、19人がマックスでございまして、これに乗じまして年間12カ月という形で基本経費の算出をする仕組みはほぼ同じでございまして、知的の作業所といたしましてはというのがございまして、こちらは単価が9万6,698円という内容でございます。みんなの家は9万6,758円という単価でございます。以上でございます。

○委員（小林知久君） 何点か。

まず行政報告書の155ページなんですが、民生委員の部分です。次のページにわたって民生委員さんはいろんな相談を受けられています。これは総合相談に近い形になると思うんですが、福祉推進課としては現場を持っていないという中で、民生委員さんのそういう総合的なさまざまな部分の相談というのを福祉部としてどういった形で役割、バックアップしているのでしょうか。件数以外でしっかり内容を把握して、担当課に振るなどという作業をされているのでしょうか、お聞かせください。

同じページと、あと235ページの子ども家庭支援センターと絡むんですが、この155ページの中で、児童福祉法の改正に伴い児童虐待防止への取り組みが市町村に期待されることになるという部分で、特に児童委員さんの虐待に関する情報と、あと235ページですが、子ども家庭支援センターの方の虐待に関する情報、こういったあたりを児童福祉課の方でどういった形でバックアップしているのか、そういう体制、どういう形でやられたのかをお聞かせください。これはそれぞれ民生委員さんと家庭支援センターの担当の方のみでこなす部分、処理する問題ではありませんので、そこを、体制をお聞かせください。

それから161ページです。社会福祉協議会の運営補助事業です。ちっちゃい1番の職員人件費補助に関して、管理職員を含めた庶務担当者などにかかわる人件費と書いてありますが、この「など」であらわされる部分は何になるのでしょうか。社会福祉協議会としてのあり方というのは書いてあるんですが、非常に漠然としています。市として、社会福祉協議会はどういうふうにあってほしいという期待のもとに、人件費補助などをしていっているのでしょうか。その辺をもうちょっと具体的にお聞かせください。

先ほどの福祉バスの話、他の委員の方もありました。この見直しの中で、幾つかの事業を廃止するというお話を聞いております。私もお見受けするに、赤字だから廃止するという視点が強いように感じられます。これ

は市役所もそうですが、赤字だからやめるということではありません。そういった部分、自主財源自主財源という話ばかりが聞こえてきますが、自主財源を求めるために利益の出ることをやるという部分に対して補助しているのでしょうか、民間団体の利益のために補助しているのでしょうか、その部分をお聞かせください。

それからこれは確認ですが、163 ページの同じ社協です。ふれあいのまちづくり事業費、4 番であります、コーディネーターの配置というのは、これは確認ですが、専従で1名欲しいという認識でよろしいのでしょうか、お聞かせください。

166 ページです。社会福祉管理事務事業ですね。身体障害者、知的障害者に関する福祉の総合相談を行ったということです。いろんな相談を受けていただくのは結構なんです、この下に障害者数しか出ていないんですが、どの程度相談業務があったんでしょうか。支援費の支給に関するアセスメントとちょっと分けづらいところはあるかと思うんですが、その辺の把握はされているのでしょうか、お聞かせください。

それから次のページ、168 ページです。のぞみ集会所運営事業です。これは使用料・賃借料で 236 万円というのが、これは何でしょうか。33 回の利用で全部で 280 万円かかっているというのは、これは利用している方にタクシー代出して、ほかの場所をお願いしますと言った方が安いかもしれないぐらい、ちょっと残念な状況なんです、このあたり、回数はこれですべてなんででしょうか。それから利用促進のための広報とか、あと利用できない理由というか、そういう把握はされているのでしょうか、お聞かせください。

それから 254 ページです。生活保護援護事業と法外援護事業の部分です。法外援護事業の中の就労支援ですとか社会参加活動支援その他が出ております。それに対して、これは自立を促すという部分で、実際自立できた方というのはいらっしゃるのでしょうか。生活保護援護事業の方の表の中の保護廃止の、これは多くの方は亡くなってしまったかと思うんですが、その中で自立した方で廃止という方もいらっしゃるのでしょうか。その辺お聞かせください。

以上です。

○福祉推進課長（塚原健彦君） 行政報告 155 ページ、民生委員が担当しました相談についてでございますけれども、全部が全部というわけではございませんけれども、内容によりまして、担当課の方と調整するということはしております。

それから行政報告の 161 ページでございますけれども、社会福祉協議会のあり方という御質問だったと思いますけれども、やはり社会福祉協議会そのものの組織の強みというんでしょうか、他の社会福祉法人に比べてやはり、これまで行政とタイアップして事業を行ってきたという歴史的な経緯から、人事面でも厚みのある組織ということでは、やはり市の福祉事業を行うに当たりましては個人的なといいますか、比較的小規模な福祉作業所等ではなかなか取り組みが困難と思われるような事業に、積極的に取り組んでいきたいということと、やはり先駆的な福祉事業というものを考え出して、そちらに取り組んでいければよろしいかなというふうに考えております。

それから事業の廃止につきましてでございますけれども、先ほど別の委員さんからも御質問がございました関係にもなるかと思いますが、透明性あるいは経営感覚といったものが、ここにきていろんな方面からの声をちょうだいして、社会福祉協議会の方も動き出したという現状であろうかと思えます。現時点での補助金についてはまだ従来型の補助事業といいますか、そういった内容であるというふうに認識しております。

それから行政報告の 163 ページのふれあいのまちづくり事業につきましては、コーディネーターの事業職員の専従ということで把握しております。

以上でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 行政報告書 168 ページ、のぞみ集会所の関係の御質問でございます。ここに載っております 236 万 736 円でございますけれども、こちらの施設にかかります土地につきましては、こちらを借用しております関係で、年間の用地の借上料でございます。

また広報でございますけれども、過去に御利用いただきました内容の状況を見ますと、多くの障害者団体の方に御利用いただいているところでございます。そういった皆様におかれましては、こういった施設があり、あるいは御利用できるということは既に御承知でございまして、御利用してきていただいておりますので、昨今若干御利用の状況が下がってきておりますけれども、詳細については調査してございませんが、場合によりましては団体の活動の状況等を反映していると理解してございます。

また今のをあわせまして、利用の低下の状況の把握ということでございますけれども、個別には皆様からどういった形で御利用が減っているかというようなことについては、現時点ではお聞きはしてございません。ただ施設的にも、整備いたしましてから二十数年がたつてございまして、大分老朽化してきているということは実態としてございます。

それから相談の状況でございますけれども、行政報告書 166 ページの関連でございますが、障害者の数だけということでございますけれども、窓口におきましてはさまざまな手帳、あるいは手当を含めまして御相談をいただいているところでございますので、今後につきましては、ただいま細かい数字としてお答えするものは手元にはございませんので、お答えできませんけれども、今後につきましては、相談を行っている課でもございますので、そういった状況を計上していく、整理していくということにつきましては検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○児童福祉課長（関田守男君） 行政報告書 235 ページ、子ども家庭支援センター事業でございます。先ほど民生（児童）委員の関連でございます。児童虐待防止法の改正に伴いまして、昨年東大和市児童虐待防止協議会を立ち上げてございます。この中で防止協議会のメンバー、22 機関が入ってございますが、その中の一つといたしまして、東大和市民生委員・児童委員協議会を加えてございます。さらに地域部会を設定いたしまして、研修会、あるいは情報交換等を行うわけでございますが、その中にも児童委員さんの名簿を連ねまして、対応しているところでございます。

以上でございます。

○生活福祉課長（国友開二君） 行政報告 254 ページの御質問でございます。法外援護事業、その中の自立促進事業を実施いたしまして、自立廃止があったかどうかというような御質問です。これは就労支援が 5 件、社会参加活動支援が 1 件、地域生活移行支援が 17 件、合計 23 件になっています。その内訳を見ますと、就労支援につきましてはいわゆる被服費、スーツですね。仕事をする上で、スーツがないということで、それが 5 件。それから社会参加活動費というのは、これはシルバー人材センターの年間会費を 1,000 円、1 件です。それから地域生活移行支援につきましては、ほとんどが火災保険料——生活保護上、火災保険料が出ませんので、この中で出しているという内容でございます。これによりまして、生活保護は自立したか廃止したかということですが、就労に結びついてはいますけれども、自立には至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○副委員長（木下光雄君） ここで、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午後 1 時 30 分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉推進課長（塚原健彦君） 小林委員さんから御質問をいただいた中で、社会福祉協議会に関する人件費の御質問について、まだお答え申し上げてございませんでしたので、お答えさせていただければと思います。人件費の補助目的についての御質問ということで承りましたけれども、その中で管理職員を含めた庶務担当者等ということで、その内訳でございますけれども、事務局長、事務局次長それぞれ 1 名、以上が管理職員でございます。それから係長 2 名、庶務担当者 1 名、以上が東大和市の社会福祉協議会運営費等補助要綱の中で運営に係る人件費ということで補助対象としてございますので、それに従った形で人件費を補助しております。以上でございます。

○委員（小林知久君） それでは、幾つか再質疑ということをさせていただきますが、まず 155 ページの民生委員活動事業に関して、これは特に児童虐待防止の部分でお聞きしておりましたが、内容により各担当課につないでいくという働き、これはちょっと再度伺いますが、制度化はされているのでしょうか。例えば民生委員さんの会議から上がった案件が課長決裁のもと各担当課に回るですとか、そういった制度として、この民生委員さんを助ける動きというのがあるのでしょうか。ごめんなさい、これは児童委員さんも含めていますが。

235 ページの子ども家庭支援センター運営の部分での虐待の部分でもそうですが、協議会に民生委員さんが入っているということで、協議会に入っているというのは割と大きな話かと思うんですが、現場でちょっとした疑問ですとかトラブルですとかそういったものに対応する制度、今言ったような連絡会議があつてとかそういうのはどうなんでしょうか。できればそういうのをしっかり整えていただきたいと思いますが、お聞かせください。

それから 161 ページの社会福祉協議会に関してですが、ここの執行状況及び成果の中で、監査委員によるもろもろの提起、今後検討していく必要があるということですが、当然運営にかかわる補助 5 人分、5 人の常勤の職員がそういう運営という部分をやるということは、相当いろいろなことができるかと思いますが、やることの中に今後検討していく提起された問題というのが当然入っていて、市としても補助がそういうところに生かされていくというふうな補助であるという認識でよろしいのでしょうか、お聞かせください。

あわせてその次のページの 163 ページでちょっと聞きましたが、ほかの部分もありますが、ふれあいのまちづくり事業で専従で 1 名という認識で補助していると、このあたりも当然市としては、職員がしっかりいて、事業運営をしているというチェックを働かせているという認識でよろしいでしょうか、お聞かせください。

それから 166 ページの社会福祉管理事務事業に関しては、これはぜひ把握してください。どういった内容があるという部分が、今アンケートなどでも出ている総合相談というところの一つの答えになってくるかと思えます。お願いします。これは御答弁は結構です。

168 ページののぞみ集会所に関してですが、土地の借上代で 236 万円ということで、約月 20 万円ということで、これは平米単価は幾らになるのでしょうか。あと利用の促進が図られていないという理由の把握、詳細は把握していないということですが、これはぜひしていくべきと考えますが、このあたりはどうなんでしょうか。

それから 254 ページの法外援護事業と生活保護援護事業に関して、これはちょっとつけ加えとしまして、保

護廃止では、じゃあ自立で保護廃止というのは、残念ながらもならないということなんでしょうか。そこだけ確認でお聞かせください。

以上です。

○福祉推進課長（塚原健彦君） 行政報告書 155 ページの民生委員さんとの連携と申しますか、そういう制度があるのかという御質問でございましたけれども、現在のところはございません。これは相談内容すべてについて、そういった制度が整えられていないのが現状でございます。

それから同じく行政報告 161 ページの社会福祉協議会の補助金に関しまして、透明性の確保に関する文言が、5人の人件費補助対象も含めてなのかという御確認をいただきましたけれども、こちらにつきましては、御質問のとおり、局長、次長、係長、庶務担当ということで、こちらにつきましては、確かに職務の守備範囲は広いという職員であろうと認識しております。そういった中でも、やはり人件費を補助ということでは税金を投入してございますので、こういったものも含めまして、将来的に、御質問のとおり、透明性の確保を進めていくための手法といったものを考えなくてはいけないというふうに考えております。

それからふれあいのまちづくりの職員の専従の問題ですけれども、こちらに交付申請が上げられたときでございますけれども、その中でもやはり職務担当内容をチェックはさせていただいております。前年度との比較の上で交付を決定するということをしております。その中では、こちらに上げられてきている中では専従と取り扱ってよろしいかなという内容でございますので、現在のところは専従という形で認識して、人件費を補助している状況でございます。

以上でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） のぞみ集会所の用地の借り上げに係ります単価の問題でございますけれども、年間 236 万 736 円で借り上げをしております。面積が 661.21 平方メートルでございます。割り返しますと、平米当たり 3,570 円という状況でございます。また今後の利用状況、利用の少ない状況が結果として出ておりますけれども、こういったことにつきましては、機会を得まして、これまで御利用されました団体等から確認してまいりたいと思います。

以上でございます。

○生活福祉課長（国友開二君） 行政報告書 254 ページの法外援護についてのことの再質問でございます。自立支援という言葉には、就労による経済的な自立ということと、日常生活、生活を自立するということと、今度、自分の生活だけじゃなくて、社会生活の自立というそういう概念を含んだものの自立促進事業でございます。先ほど委員さんの言われた経済的な自立から生活保護の廃止ということにつきましては、一度は自立するんですが、また戻ってこられるという方を自立と言っていいのかどうか分かりませんが、そういう意味での自立は現在のところございません。

以上です。

○委員（粕谷久美子君） 2点お願いします。

155 ページの民生（児童）委員活動についてなんですが、資料をいただきました。民生（児童）委員の方々は、資料の中でこの芋窪、蔵敷、奈良橋というふうに区分けしてあるんですが、この区分けの中のこのメンバーで活動されているのか教えていただきたいと思っております。

相談件数が多い地区、少ない地区がさまざまありますが、毎年同じ地域に相談が集中しているのかどうかというところも教えていただきたいと思っております。

それとあと民生（児童）委員さんは、高齢者の方への相談とか児童委員としての役割というのがかなり比重が重いとありますが、個人的に自営の方とか職場があるというようなことで仕事を持っていらっしゃる方がいらっしゃるかどうかということと、あとは、そうしますと地域外のところを担当するというような方もいらっしゃるのです、そういった方たちの活動の仕方というんですか、そういったものも教えていただきたいと思いません。

あと日常的に地域で活動しているということで、何人かの方に比重がすごくかかってしまうというような状況がないのか。それとあと 17 年度に半数くらいの方がかわられたと思います。3年で交代するということなので、次の人選をどのようにされていくお考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

それとあとは 198 ページです、行政報告書の。この福祉タクシーの協力企業に対する協力というのは、どういったことを相手の企業に伝えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

その2点、お願いします。

○福祉推進課長（塚原健彦君） まず行政報告 155 ページに関します、お手元にお配りさせていただきました資料の関係でございます。区分につきましては、お手元の地区に書き添えましたメンバーの方が張りついているということでとらえていただいて結構でございますが、大体芋窪なら芋窪、南街なら南街というふうに分けられればよかったです、何人かの方、56 人の民生委員さんと 4 名の主任児童委員さんがいらっしゃるわけですが、56 人の民生委員さんの方ですが、何人かの方が地域といいますか——を二つ、例えば向原と中央とかそういった形でお持ちですので、区分けとして、お手元の一覧表のような形で担当区分を表示させていただきました。

それと相談件数の多い、少ないということでございますけれども、これは相談について民生委員さんが活動された部分については、件数については自己申告制と申しますか、そういった形をお願いしている次第でございますので、民生委員さん御自身の判断による場所もあろうかと思えます。いろいろな形態で相談を持ちかけられる方もおいででしょうし、こういう内容は、これは例えばですけれども、市に報告するほどのものではないかなと判断する方もいらっしゃるのではないかなというふうに思えます。

それからあとこれは全部が全部ということではございませんけれども、相談件数が比較的低いところが、何か所かでございますけれども、自治会さんですとか、あるいはそれに類するような組織があるようなんですが、そういったところが非常にしっかりと御近所同士、お隣同士との連携をとっているというところで、民生委員さんの方まで相談が上がってこないというところがあるようにも聞いております。

それから民生委員さん御自身が個人的にお仕事をお持ちかという御質問かと思えますけれども、年齢的に第一線を退いた方もいらっしゃいますけれども、個人的にお仕事をしている民生委員さんもいらっしゃいます。

地域外の活動の仕方ということについては、把握はしてございませんので、調べさせていただければと思います。

それから偏ったといいますか、一人の民生委員さんに比重がかかるという件でございますけれども、これは一覧表をお渡ししているとおりで、担当区域というものをしっかり守っていただくというお約束をしておりますけれども、やはり会長さん——これは東部、西部に東大和市の場合は分けてございますけれども、特に東大和市全域の会長さんなんですが、そういった方、あるいは大きな団地の中で活動されている方というのは、比較的件数が多くなっているように思っております。

それから御質問のとおり、17 年度ですか、民生委員さんの入れかえがございまして、正直なところ、やは

り民生委員さんは大変お忙しくなり、また御負担も強くなるということで、確保には相当事務局職員も苦労した経過がございます。次の交代時期につきましても、現行の委員さんの慰留も含めまして、どうしてもという方についてはさまざまな情報を得まして、候補者をなるだけ多く確保した上で、推薦委員会の方にかけていただいて、将来的にも支障のない住民の方への活動などができるように考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○障害福祉課長（町田悦郎君） 行政報告書198ページ、福祉タクシー助成事業でございますけれども、協力企業への協力の依頼の内容でございますが、本事業につきましても、毎年度協力事業が1年ということでございますので、年度の初めに市が実施をいたします事業の内容、あるいは取りまとめをしていただきまして、請求をしていただくための手数料というのがございますので、こういったものの料金等を整理いたしまして、事業に御協力をいただけますかどうかということで御確認、御依頼をしているところでございます。

その後、御協力の御返事がいただきました企業におきましては、細かい事務の詳細を御案内いたしますとともに、具体的な事業に際しましては、例えば乗務員に対しまして手帳の提示がありましたときには、割引の制度等がございますので、こういった部分についても教育をしていただきたいというようなことも、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 福祉タクシーの助成に関してなんですが、事務的なことというのをきちんとお伝えしてるということでしたが、ちょっとこれは心身障害者（児）に対しての助成になってはいるんですが、利用する側ではなくて相手の事業者に対して、ちょっとサービスをしっかりしていただきたいというふうに思うんですが、車いすで乗ったり、介助者がいるにもかかわらず、とても何か嫌な顔をするって——乗ることがとても嫌になってしまうような状況をつくられたりとか、あと先日なんですけど、東大和高校の前でガードパイプありますよね、あその前で、歩道ではなく車道につえをついた高齢者の人をおろすような、そういう不適切な行為をされている方が乗務員の方もいらっしゃいます。そういった意味では、事業者に対して行政として思いやりのある、そういった行動をとるような申し入れもきちんとしていただきたいというふうに思います。そのことに関して、市長いかがでしょうか。

○市長（尾又正則君） 今の粕谷委員さんからの件でありますけれども、今のタクシーの乗務員のそういう行為というのは、非常に問題があるというふうには私は思っております。やはり障害を持った方を乗せる以上は、当然、それにふさわしいドライバーの心得が必要であろうというふうに思っております。したがって近隣のタクシー会社には私の名前をもって指導といいますか、お願いをするようにさせていただきます。

○委員（佐村明美君） 何点かお伺いをいたします。

初めに行政報告でお伺いしたいわけですが、173ページの介護予防・生きがい活動支援事業でありますけれども、この事業はたしか介護保険制度が導入をされて、そしてその介護保険に該当しない人たちへのそうした介護予防に対する事業として、展開をされてきたかと思えます。しかし、長年こういう形で進められてきた事業が利用希望者が少ないという評価も、ここで行政報告がされておりますし、また実績の評価で、その批評も決定をされてきておりますが、こうしたこれまでのこうした事業に対する17年度、またこれまでの間のこの事業に対する反省点なり、そうした評価なりをどのように認識をされたのか。また介護保険制度の改正に当たっては介護予防システムへの転換ということで、これらのこうした事業を反省し、また次への事業に生かしていかなければならないと思っておりますけれども、これらをどのように連動させていこうとされているのか、お

伺いたします。

それから174ページの高齢者筋力向上トレーニング事業がこの年度実施されたわけですが、第1期、第2期、第3期という形で定員10人で第3期を実施されました。この後のここで受けた方々への後のフォローを——幾らここで受けたとしても、後事業展開がされなければまたもとに戻ってしまうということで、このフォロー事業をしっかりとしていく必要があるかと思っておりますけれども、このトレーニング事業の評価、また次への事業にどのように連動させていかれるのか、伺いたします。

それから220ページの乳幼児医療費助成事業です。この行政報告にありますように単独分としてこの年度、10月から4歳未満児をたしか所得制限を撤廃をされて、無料化へ1歳引き上げて事業を執行されたと思っております。この行政報告では単独事業分として人数では出ているんですが、恐らくこの9月、10月の差がふえた人数であるかと思いますが、その事業費についてももう少し詳細を示してください。それからこの事業費を執行するに当たって、たしか平成14年から少子化対策の観点で、3歳未満児の一部負担割合が3割から2割へと引き下げられた経過があります。もしわかれば、この一般財源でこれまで負担していた3割から2割へ引き下げたことによる負担の軽減がどこまで図られ、またこの17年度事業の中では、この3割から2割へ引き下げられたこの影響はどのようになっているのか、伺いをいたします。

それから235ページの子ども家庭支援センター運営事業のところ、この年度保健センター、たしか移動されて1年間いろいろと事業をかなりさまざまな事業展開をされております。この報告書236ページにもありますように、相談事業、講座、また交流スペース等さまざまな事業を展開されたわけですが、特に相談事業については出張で、各児童館や集会所へ出向いての相談事業も展開されているわけですが、この交流スペースの中で例えば子ども家庭支援センターで行った場合、行政報告の中では子供と保護者では同じぐらいの数ということで、また手狭っていうんでしょうか、この事業の様子を見ながら、この交流事業の拡大をしていきたいというふうにおっしゃっていたかと思っておりますけれども、この年度事業を執行され、その評価、また課題についてどのように取り組んでいかれようとするのか、伺いをいたします。

それから237ページのさわやかサービスの子育て支援運営補助事業の中で報告をいただいております。特に238ページのところの支援内容について、細かく明記をされております。とりわけこの内容を月別でずっと見させていただいておりますが、特にこの産前産後の保育園のお迎えとその後の預かり、それから産前産後の保育、それから産前産後の家事ということで、やはりニーズとしては産前産後への家庭への市民のニーズが高いのかなというふうに、この行政報告からは押されるわけですが、この産前産後の家事については、さわやかサービスは子供を協力員さんのところで預かる事業と認識しておりますが、さらにこの家事については、その家庭へ出向いての支援をされておられるのかどうか、その点について伺いをいたします。

それから240ページの一時保育事業についてですが、1年間こういう形で一時保育事業を実施されました。大変利用者が多いなという感じをいたしております。大変多いということは、大変市民から喜ばれ、しっかりと利用されていることかと思っておりますけれども、この1年間執行されたその評価、それからそれに当たってのやはりいい点、それからまた課題も見えてくるかと思っております。18年度は土曜日も開庁ということもありましたけれども、この事業の今後の課題に対してどのように取り組んでいかれるのか、その点について伺いをいたします。

以上です。

○福祉部参事（北田和雄君） まず行政報告173ページの生きがいデイサービス事業の関係でございますが、御

質問者御指摘のとおり、利用者が目標値に対しましては少し少ない状況にはございますが、今までそれなりの実績を残してきたというふうには、一応評価をしているところでございます。ただ周知等いろいろ今後考えなきゃならない点もあるかと思いますので、利用者がふえるよう、今後も努力をしていきたいというふうを考えております。あと174ページの高齢者筋力向上トレーニング事業でございますが、平成18年度から特定高齢者あるいは一般高齢者向けに筋力事業等もございますので、そちらの方につなげていければなというふうを考えてございます。

以上でございます。

○児童福祉課長（関田守男君） 行政報告書220ページでございます。乳幼児医療助成でございます。これにつきましては、2番のところで助成の支払い状況がございます。補助対象そして単独補助ということで説明をさせていただいておりますが、前年に比較いたしますと、補助対象につきましては420万円ほど増加してございます。また単独事業につきましては約120万円ほどの増加、合計で540万円ほどの増加となっております。

3歳からの影響額ということでございましたが、これにつきましては17年10月から3歳未満児から4歳未満児まで、市単独事業につきまして所得制限を撤廃いたしてございます。この影響につきましては、結果といたしまして医療費の請求が参りますのが2カ月おくれということでございまして、こちらに示してございます数字につきましては、平成17年10月から1月分までということでございます。1月分が3月に請求ということになってございまして、そこで締めるというようなルールになってございます。その影響額が120万円ほどとなっております。それから過去の影響額の推計につきましては、ちょっと手持ちの資料ございませんので、申しわけございませんが、私の方からはちょっとお答えできません。

それから235ページでございます。これにつきましては、子ども家庭支援センターの運営事業で236ページの交流スペースに関しまして、評価とそれから課題ということでございます。交流スペースにつきましては平成17年4月から開館いたしてございます。利用者につきましてお示しいたしましたが、合計で3,400、保護者数にいたしまして3,021の利用がございまして、これにつきましては下にも示してございますが、アンケート調査を実施いたしまして、利用者の声を集約しているところでございます。これにつきましてはほぼ好評を得ているところでございますが、今後の課題といたしましては何点かは確かにございました。そういったことで、今後こういった調査を行う中で改善を図っていききたいと、そんなふうを考えてございます。

それから237ページのさわやかサービス事業でございます。238ページに内容の詳細が出てございますが、委員の御指摘のように産前産後のお迎えでありますとか、あるいは産前産後の家事援助というようなことで、これらのいわゆる——あと保育園のお迎えなんかもございますが、需要といたしまして産前産後関係でも全体の20%弱を占めてございます。これにつきましては、家事援助につきましては家庭に出向きまして、対応しているところでございます。

それから240ページの一時保育事業の評価と課題でございます。これにつきましても平成17年4月から実施しております。正職1名、臨時職員2名で対応しているところでございます。現在定数にいたしましておおむね5名ということで、原則5名ということで6名程度までの対応は可能となっております。課題でございますが、スペースの関係もございまして、定員の枠の拡大等も検討しなければいけないのかなど、そんなふうになっているところでございます。

以上でございます。

○委員（佐村明美君） 介護予防の173ページの生きがい活動支援事業については、ぜひこういった総括評価を

していただきながら、ぜひ介護予防システムへと連動ができるようにしていただきたいと思ひますし、今筋力向上トレーニング事業については転倒予防教室等もいろいろさまざまな事業を組み合わせながら、やはり1カ所ではなく各地域ごとに拠点整備をしていく必要があるかと思ひますので、それらも検討していく必要があるかと思ひます。

それから220ページの乳幼児医療費助成、先ほど私伺ったのと答弁がちょっとまだ足りないんですけども、再度ちょっと伺ひたいと思ひますが、この17年度に4歳未満、1歳引き上げて所得制限を撤廃されて、その影響額、負担した額が結果として120万円だったということによろしいのでしょうか。そういう理解でよろしいでしょうか。

で、先ほど伺った答弁漏れの中で、14年10月1日から一部負担割合が3歳未満児については3割から2割、そのほか4歳未満ですけども、その3歳未満児についてのこの3割から2割に引き下げられたことによって、市が一般財源から負担する金額が少なくなっている、影響というか平たく言えば少なくなっている、この辺をたしか当初では2,000万円ぐらいが軽くなるだろうというふうな見通しがあつて、その一部を活用しながら4歳未満児への費用負担にしていきたいということだったかと思ひますが、14年10月1日ということは、おおむね15、16、17年度の3カ年でこの3割から2割負担への影響額というんでしょうか、これについてはかなりの負担が軽くなっているかと思ひますね、この3年間で。また17年度においても、そういう形で負担が軽くなっており、また実際のこの影響額、負担額が120万円とすると、かなりそれらの負担が軽くなった分については、どのような事業展開に使われたのかどうかですね——と思ひます。

こうしたことから見れば、先ほど合わせると約500万円ぐらいでしょうか、負担が1歳引き上げるとかかるということですが、こうした過去のデータから見ていっても、私はこれは就学前まで、しっかりとこれはできた——結果的にですね、結果的にこれは就学前まで、17年度のこうしたこれまでの事業の、それから金額を決算を見ていくと、執行ができたのではないかというふうに私は思っておりますけれど、それらについてはどのように理事者側では考えておられるのか。また、今後それらを生かして就学前まで引き上げていこうとされるのか。毎回東京都の動向なり、他市の動向を見てということの御答弁もあるようですけれども、これは17年度の決算状況を見れば、私は執行がさらに就学前まで引き上げてすることができた事業ではなかったか、このように考えております。

それから子ども家庭支援センターのところについては、いろいろと課題を市民の利用者からの声も聞いてるということで、この具体的なお話はちょっと説明いただいておりますけれども、しっかりとそれを聞いていただきながら、より本当に子ども家庭支援センターが子育て家庭への総合拠点としての働きができるように、しっかりと進めていただきたいと思ひます。ここは要望で結構です。

それからさわやかサービスの子育て支援事業のところの説明、ちょっと若干いただきましたけれども、この産前産後のそういった事業への利用者が約20%に達しているということで、これはもう新たな——例えば産後ヘルパー派遣とか、そういった支援への事業を立ち上げる、こういうふうなニーズがもう高くなっているのではないかと、このデータから見れば。そうしたことへの検討ができないかどうか、伺ひをいたします。

それから一時保育については定員枠の拡大ということで課題、おっしゃっておられましたけれども、利用者からもお子さん2人を預けたりまたすると最近では2カ月待ちだとか、なかなか順番が回ってこない、それだけこの枠に対して利用者が多いという、こういったいい意味では好評なんだと思ひますね。大変子育て家庭への保育園以外のお母さん方に、大変これは利用者が多いということだと思ひますので、この定員の枠の拡

大を次への事業の展開にぜひ生かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（北田和雄君） まず173ページの生きがいデイサービス事業でございますが、今後とも利用率が上がるように努力をしてみたいというふうを考えております。

あと174ページの高齢者筋力トレーニング向上事業の関係でございますが、18年4月の介護保険法改正で介護予防というものが非常に中心になってまいりまして、地域支援事業、介護予防事業等が取り上げましたので、これらとの連携を図りながら、順次そうさせていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○児童福祉課長（関田守男君） 220ページの乳幼児の関係でございます。これにつきましては3歳未満児から4歳未満児の影響額、これにつきまして先ほどもお話しいたしました、10月から半年なわけでありましたが、実質は請求が2カ月おくれでございますので、4カ月分の影響額ということでございます。119万6,819円ほど増額となっております。

それから237ページ、さわやかサービスの関係でございます。産前産後のヘルプがかなり需要が多いということで事業展開でございますが、これにつきましては子育て家庭支援センターの先駆型の事業展開といたしまして、こういった事業も加わってまいります。私どもは予定といたしまして、要望といたしまして先駆型への移行を担当部署といたしましては要望しているところでございますので、そういった関連も含めまして対応したいと、そのように思っております。

それから240ページの一時的保育事業の関係でございます。これにつきましては、現在正職1、臨職2で対応しておるところでございますが、年齢児1歳に対しまして保育士——1歳を5名で1人の保育士が必要と、こういった基準がございます。そうしたことから、多年齢児を抱えておるわけございまして、そうしたことで3名の保育士で対応してございます。スペースにつきましては定数上、若干のゆとりはあるということで、原則5名といたしまして5名から6名にした経緯がございます。今後この枠の中でできるかどうかということを検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○助役（小飯塚謙一君） 220ページの乳幼児の関係でございます。数字的には今担当の方へ聞いたんですが、3割から2割に引き下げた金額をつかんでないようでございます。御質問者のおっしゃることでは、この数字で3割から2割に引き下げたことによって、この財源を要するに就学前までに充当できないかと、そういう趣旨だと思いますが、先ほどもお答えしましたが、現状ではなかなか困難というふうに理解してるところでございます。福祉全体の事業の展開の中で、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） 民生費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） ここで10分間休憩をいたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時26分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉推進課長（塚原健彦君） 申しわけありません。1点訂正をお願いしたい件ですけれども、先ほど民生費

の中で、私の方から民生委員の改選時期を平成17年度と申し上げましたけれども、平成16年度の間違いでございましたので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第4款衛生費の質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 済みません、261ページです。医師会、歯科医師会、薬剤師会に変わらず補助金を出しているわけですが、補助金の事業効果というのがなかなか見えてこないという部分があります。できれば医師会なんですけど、たくさん今いろんなお医者さんがふえてきているというか、東大和市にもあると思うんですけど、例えばロコミとかで、あの先生は丁寧に説明してくれるわよとかっていうロコミが聞ける人はいいですけど、そうじゃない人はどうやって判断していいかわからないと思うんですよ。だから、医学部なんかの教授になりますと全部専門とか、そういったものがインターネットでも見れるんですが、できましたら開業医の方の御専門と、それから卒業された大学と、もしその主要な論文など出されていれば、そういったものを載せた、ホームページにでも医師会の方の御紹介みたいな形で載せていただければ、そういうものを見て判断することも可能ですが、そういったことは考えられたことはあるでしょうか。

それから268ページです。乳児の健康診査、5番ですね、6カ月児と9カ月児があります。これらの単価と事務費と、それから費用弁償の額を教えてください。

それから271ページです。これは3歳かな、3歳児健診。その269ページに1歳半の歯科の健診があります。昨年と比べると虫歯の罹患率、去年は5人に1人強みたいなのが17年度は5人に1人弱ぐらいになっていますが、ただ1歳半から3歳ぐらいまでの間に、虫歯になる子がすごく多いような気がいたします。虫歯については、生え変わるから虫歯でもいいって話ではないだろうというふうに思いますので、しっかりと指導をするのが一番いいんじゃないかなというふうに思いますが、その指導という面について充実しているのかどうか、伺いたいと思います。

それから273ページです。成人保健事業で健康手帳を交付をされていますが、昨年よりも100冊ほどふえているわけですが、毎年新しいものを交付をされているのか、それとも一度いただいたのをずっと使うということであれば、累積の人数なども載せていただけるといいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから2番目の健康相談ですね、電話・窓口相談（3）の出張相談、あります。出張相談が昨年までは4カ所でやっていたのを——おとしですよね、のを1カ所にされたせいなのかどうか、健康相談がふえているようですが、この辺のかかわりを教えてください。

それから279ページです。成人健康診査の中の基本健康診査（個別）なんですけど、多分相変わらず自由診療だからということで、以下の診療報酬点数に1.35を掛けてやっていたらしゃるんでしょうが、自由診療であれば、うちは1点10円でやりますとか、うちは1.25にしてくれとか、そういう医者があってもいいんじゃないかと思うんですが、一律に13円50銭というふうにしているのはいかがかなと私は思うんですが、それで、これは昨年いただいた資料なんですけれども、委託料を計算するのに当たって基本検査の5,020円に、あと細々尿検査からずっと始まって13.5円を掛けたもので出てきた合計額に、それに受診した方の数九千何百人というのを掛けて、出てきた金額に消費税がかかっているんですが、判断料とか結果指導料ってあるんですが、こういうものに消費税というのはかかるものなのでしょうか。根拠を教えてください。

それから286ページです。8の歯周疾患検診です。ちょっと利用が少ないのがとても残念で、制度が始まったばかりだからかなとは思いますが、痛くなったら歯医者さんに行くのではなくて、やっぱり自分の歯でか

んで物を食べるというのがとても大事なことになっていますので、半年に1回あるいは8カ月に1回とかという形で、検診をすることはとても大切なことだというふうに思いますので、できれば多くの方に、定員750名のうち264名しか利用されていないので、とてももったいないなというふうに思いますので、ぜひこの辺、充実をさせていただく方法を考えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

それから292ページです。休日急患診療所の運営事業についてです。補助金の72万円については報告をいただいています、5年間の利用者の推移を見ると、多けりゃいいのか少なけりゃいいのかという話ではないんですが、14年はずっと利用が減ってきていますが、このあたりはどのように考えていらっしゃるのか、伺いたしたいと思います。

それから309ページです。資源物の再利用のところですが、1番のところ。リサイクル協会に引き渡したところの市の負担率なんですが、食品用のトレイと容器包装プラスチックの市負担率は下がっているんですけど、支払い単価が上がったのはなぜでしょうか、教えていただきたいと思います。

○健康課長(原 與四雄君) まず行政報告書261ページの補助金の関係でございますが、そこで医師の情報ですね、開業医の専門とか出身大学とか、あるいは論文をどんなものを書いたのかとかいうようなことを、ホームページでも載せたらどうかということでございますが、現状としては市民から確かに問い合わせはございます。というのは、どこの医療機関がいいんだということで、保健センターとしてはそういうことにつきましては、やはりお答えはできませんということで回答しております。どういう診療をしてるのかということはお答えしています。内科だとか小児科だとか、そういうことでございます。今後につきましては、これはやはり個人の情報でございますので、医師会とも話し合いながら研究させていただきたいというふうに思っています。

次に268ページ乳幼児健康診査、6カ月児、9カ月児の単価でございますが、健康診査は6,470円、それから事務費が84円というふうになっております。そして医師への執務なんですが、2万7,800円という状況でございます。

それから271ページ、虫歯に関することでございますが、御指摘のとおり当市は、三多摩の中で虫歯の罹患率というのがトップクラスになっております。非常に悪い状況でございます、歯科医師会との意見交換会の中でもその辺が話題になりました。今後どういうふうにしてそれを引き下げていくかということが課題になっておりますので、特に小学校、中学校含めて、これからの検討課題というふうにとらえております。

次、273ページ、健康手帳のことでございますが、これにつきましてはふえていくわけでございますが、健康に対する関心が高まったということも当然あると思います。それから内容としましては、新規が739冊、それから再交付が15冊ということで、再交付については定期的ながん検診など受けていますと、手帳が5年がいっぱいになるということで、再交付をさせていただいているという状況でございます。累計について掲載したらどうかということもございますけども、その辺のこともございますので、研究させてもらいたいというふうに思っております。

次に、同じく273ページの電話相談と次の(3)の出張相談の関係でございますが、17年度は向原市民センターだけ出張相談をしております。16年度までは新堀地区会館、南街老人福祉館、上北台老人福祉館で実施していたところでございます。実質的に、これらの内容を見ますとお年寄りがほとんどでございまして、ほとんどの方が医療にかかっている方、それで趣味、娯楽に興じているところを相談——保健師とか栄養士が行ってるわけですけども、声をかけてやっとなっていただいているという状況でございました。

それで医療にかかっているほとんどの方が医療かかっておりますので、実際のところは健康相談というものは

ほとんど実がなく、血圧の測定ぐらいで終わってしまったということが実態でございまして、これらについては法律的にやっついこうということで、向原市民センターに少し絞らせていただいたという事情がございます。それと反動して相談がふえたのではないかとございまして、直接的な結びつきはないんだろうというふうに思っております。相談の方は逆にお年寄りでなくて中年とか女性の方とか、そういう方がふえているような傾向がございます。

279ページの個別健診のことでございまして、これにつきましては昨年提出しました資料がございましており、おっしゃるとおり診療につきまして1.35という補正係数を掛けさせていただいております。これは従来から御指摘いただいていたところでございますが、これについては17年度も変動なく実施しているところでございます。なお全体についての税の対象ということはどうなのかという、その根拠ということなんですが、これについては相対的に税の対象になるということで、かけさせていただいているというふうに判断しております。

それから286ページ、歯周疾患でございまして、当初750人を予定していたところでございまして、実際スタートしたところ264名であったということで、全体が4,200弱あったものですから、受診率としては非常に低くなってしまったということがございます。こういうことを踏まえまして、今年度につきましてはことしの実績の1.2倍ということで320名程度を定員に変えさせていただいております。今やっているところなんでございまして、昨年よりかなり浸透してきたとか、そういうことございまして、320をほぼクリアしそうで、やや不足するのではないかと情報を歯科医師会の方からいただいております。そういう状況でございまして、さらに充実させる必要があるというふうに感じております。

それから292ページ、休日急患診療所の5年の推移、利用者数の減少ということなんですが、極端な減少ではないんですが、やや減りつつあるというのが実態でございまして、これらにつきましては、周辺の医療機関が整備されつつあるというようなことも原因なのかなというふうに思っております。なお休日診のPRには努めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○ごみ対策課長（乙幡正喜君） 309ページの資源物の再利用の件でございます。その中で食品用トレイ、それから容器包装プラスチックの件でございます。この単価が去年と比べて下がってるんじゃないかという御指摘でございます。（長瀬りつ委員「単価が下がってるじゃなくて単価が上がってる」と呼ぶ）わかりました。失礼いたしました。理由は食品用のトレイが量が減っております。金額にしまして約4,795円、それから容器包装プラスチックが1万4,068円、金額が減っております。これは量が食品用トレイが0.7トン、容器包装プラスチックが0.3トン減ったために、支出額が減になったということでございます。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 量が減ると単価が上がるの。去年と比べて単価が上がってるんですよ、食品トレイとプラスチックが。負担率は下がったからよかったなと思うんですけど、単価が上がってるので、その単価の上昇した理由を教えてください。

それから一番最初の開業医さんの情報提供についてですが、やはりお問い合わせがあるということであれば、やっぱり親切じゃないんじゃないかなというふうに思いますし、今いろんな情報を本当にネットでとれますし、そういう意味では大病院であれば、大学病院だとかそういったところであれば確かにとれるんですが、やっぱり地元でかかりたいというふうに思われたときに、判断する材料というのはそれなりには必要だというふうに思いますし、御専門だとか卒業大学名だとかというのは、それほどプライバシーにはかかわりはないんじゃない

かなというふうには私に思いますので、なおかつその中に学生のころに例えばこういうことについて論文を発表したことがあるとか、学会で発表したことがあるとか、そういったものとか、もちろんそれに付随していただければ判断する材料にはなるというふうには思いますので、もう少しここがいいですよって、当然市役所としては言えないですから、御本人が判断されていかれるのが一番いいわけですので、ぜひ医師会の方には働きかけをしていただけないか——逆に宣伝になるんじゃないかなというふうに思うんですよ、市のホームページで出すんだから、と思うんです、私は。いかがでしょうか。

それから子供の1歳半の子と3歳の子の虫歯の多さということですが、やはり1歳半のときにでも3歳までの間にしっかりと指導をしていただくようにするには、やっぱり人が足りないんでしょうかね。何とか人をふやせないものかどうか、専門職が要るのでしょうか、その辺についてはどういうふう担当としては考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○健康課長（原 與四雄君） 最初の開業医の情報でございますが、内容もいろいろあるかと思っております、それらについては医師会と具体的に話をさせていただきたいと思っております。

次に虫歯のことでございますが、指導が必要ではないかと、また人の体制あるいは専門職の配置ということなんです、現在歯科衛生士がおりますが、これについては正職員ではございませんで嘱託として1名雇い上げております。その者を中心に事業展開しているところでございます。それで、あとにつきましては歯科衛生士の資格を持つ臨時職員ですが、11名ほどおりますので、それが交互に勤務しているという状況でございます、正職はゼロということでございます。

○ごみ対策課長（乙幡正喜君） 支払い単価の件でございますが——失礼しました、行政報告書309ページでございます。支払い単価につきましては、日本容器包装リサイクル協会が平成17年度の入札を上げました際に、総排出量、入札額等から単価を割り振って各市に通知してございます。したがって、容リ協の契約単価の相違によるものと考えております。

以上でございます。

○委員（藤原宏子君） 273ページの乳幼児健診なんです、前から3～4カ月、また1歳6カ月、3歳児の健診で未受診者というのが毎回あるわけなんです、この未受診者の内訳という点では健康だから受けないとか、そういう項目があるように思うんですけども、私はやっぱりこの未受診者というのは一番親子の関係であるとか、問題があるんじゃないかなというふうに思います。それで、この未受診者の後追いといいますか、それはどんなふうになっているのか、お聞きしたいと思います。例えば3～4カ月、1歳6カ月の健診で、今やっぱり問題になっている児童虐待の問題なんかも、保健師さんが検診をされることで発見をされるということも多いと聞いていますから、この未受診者の後追いをやはり徹底的にやる必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから278ページなんですけれども、成人健康診査ですね。これは胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がん、いろいろあるわけなんです、男性に最近特に多い前立腺がんの検診もぜひ入れてほしいという声があるので、私はやっぱり一歩これ進める必要があるんじゃないかというふうに思っています。それから子宮がん検診はことし受けた人は来年は受けられないんだということが、ことしから決まったように教えてもらいました。そんなことで、なぜこれまで毎年やっていた子宮がん検診を2年に1回にすることにしたのか、そのことを教えていただきたいと思っております。

それからもう一つ、307ページのごみの減量推進事業なんですけれども、現在小平・村山・大和衛生組合へ

の1人当たりのごみの投入量ですけれども、現在725.5グラムというふうに東大和市の場合なっています。それであるの2市についていうと680.4、それから662.0グラムと、こういうふうに17年度はなっているというふうに思います。これまでずっと推移を見てみますと、東大和市の場合、平成10年と11年には3市の中でも大変低い1人当たりの値が683.4グラム、684.4グラムということで、大変減量が顕著に見られるんですけれども、その後他の2市と比べますと大変東大和市の場合だけ下がっていないという状況があります。これについてはどんなふうに考えられるか、ちょっとそこんところを。私はここはどうしてもやっぱごみの減量推進を進めなきゃいけないと思いますけども、この平成10年、11年というのは私も覚えてますけれども、担当課が自治会や何かに向いて、大変事細かに減量について指導されたというふうに思います。そういう点でちょっとどんなふうに考えて今後進めようと思っているのか、お聞きしたいと思います。

○健康課長（原 與四雄君） 行政報告書273ページの乳幼児健康診査の未受診者の状況でございますが、これらの方については市の保健センターの方で直接御自宅を訪問したり、あるいは電話で全数をつかんでいる状況でございます。それで状態はどうか、お話ができれば全部伺わしていただいているということでございます。どうしても留守だとかということで、全然連絡つかないというような場合につきましては、置き手紙させていただいたりということで、できるだけ受診していただくように勧めているところでございます。

やはり御指摘のように虐待につながるケースが、そういう中に高いんじゃないかということもありますので、これまでの経験上連絡が全くつかなかったというような御家庭が17ケースがあったということがあります。そういうこともありますので、この未受診者の状況把握につきましては、重点を置いて進めさせていただきたいと思っております。

それから278ページの成人健診事業でございますが、前立腺がんの検診ということでございますけれども、現在のところ武蔵村山市と多摩市で実施しているという状況を全般的には聞いております。これにつきましては、まだちょっとその評価ということが明らかになっていない部分もございまして、研究させていただきたいと思っております。

それから子宮がん検診が今年度から隔年検診となったが、その理由ということなんですが、これにつきましては厚生労働省の検診についての指針というのが示されておりまして、これによって子宮がん検診は隔年でよいということを示されましたので、それに沿ってやっているということでございます。なお乳がん検診についても同様でございます。

以上です。

○ごみ対策課長（乙幡正喜君） 307ページのごみの量でございます。こちらは前年度と比べまして総ごみ排出量が337トンふえてございます。理由といたしまして、内訳を言いますと可燃ごみが前年比289トンの減、不燃ごみがマイナス18トン、粗大ごみがプラス98トン、有害ごみがマイナス6トンとなっております。資源ごみにつきましては対前年比522トンふえております。これは新聞紙、段ボール、雑誌、雑紙等が対前年比で20.2%ふえてございます。

平成11年度より小平・村山・大和衛生組合に搬入している市民1人当たりのごみの搬入量が増加してございます。これは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの増加が考えられます。特に不燃ごみの中のプラスチック類の割合がふえていると思われまして、この搬入量の中には資源ごみの数値は入ってございません。リサイクル率でございますが、平成11年度は22.7%でございましたが、平成17年度は24.3%でございます。資源物のリサイクルが進んだものと考えられます。

今後の減量の方策でございますが、発生抑制が挙げられると思います。生ごみの水切りを行うことにより約400トンの減量が考えられます。また、ごみの分別を徹底し、資源物のリサイクルを行う必要があるということでございます。引き続き出前講座等を実施いたしまして、減量の啓発等を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 2点お聞かせください。

278ページの成人健康診査、各種がん等の検診があるわけですが、それぞれ定員があつて、それで受診者数とこうなりますから、定員を設けるのは予算つくる上で当然必要かなというふうに思うんです。ついて、ここで聞きたいのは定員を設けるからには、申し込みを受けてオーバーしたら切るということになるかなというふうに思うんですけれども、それぞれの項目とところで定員以上に申し込みがあつたのかどうか。私はできれば定員は予算上は設けても、希望がある人はみんな受けてもらった方がいいんじゃないかと、そういうふうにならないかと、この結果を見ると、そういうふうにも可能性があるわけですよ。ですからその辺の実情がどうなってるか教えてください。

それから302ページと303ページ、二酸化窒素濃度及び道路騒音・振動、これはそれぞれ改善は難しいのかもしれないけれども、測定結果が一応基準値を超えてる場所があるわけで、この対策は立っておられるんでしょうけれども、大変難しいかなと思うんですが、この年度どのような対策を立てて、進捗があつたのかどうか教えてください。

○健康課長（原 與四雄君） 278ページですか、がん検診等の申し込み状況でございますが、定員をオーバーしているものにつきましては肺がん検診、これが600のところは106名の方が抽せん漏れということになっております。それから乳がん、これにつきましては定員が450というところがオーバーが58名という状況になっております。その二つだけでございます。

制限を設けなくていいんじゃないかというお話ですが、やはり計画的な執行ですね、受診者側とそれからがん検診を委託を受けて実施する機関側もでございますので、その辺の定数は今後も続けていきたいというふうに考えております。

○環境課長（木内和郎君） 302ページのまず二酸化窒素濃度の関係でございます。二酸化窒素濃度、これ平成16年度に比ばましてこの年はかなり大幅に上昇しております。また環境基準値を超えた地点も5カ所になっておりますが、この二酸化窒素濃度、ここに書いてございますように0.07から0.066ppmの範囲で推移してございます。全地域で昨年より悪化してございまして、特に新青梅街道では全5地点で環境基準を超えております。この傾向はここ数年悪化の傾向にございます。

ただ、この二酸化窒素濃度なんです、交通量に比例いたしまして高濃度になる傾向があるわけなんです、ただ単に交通量だけでなく、走行する車種あるいは渋滞等によっても測定結果が左右されます。さらに天気ですね、晴雨、風向、風速、こういった気象条件にも非常に影響を受けやすい調査となっております。この年度の調査当日なんです、これ気象庁に問い合わせしてみましたところ、平均風速が1.1から1.4とほとんど無風に近い状態であつたということで、汚染物質が拡散せずに濃度が高くなつたことが推測できます。

二酸化窒素濃度の環境基準の評価なんです、これは長期的評価が求められておまして、年間の測定時間が6,000時間未満のものについては、直接評価はできないとされております。こうしたことから、この東大和市で行つております二酸化窒素濃度、上昇傾向ではありますが、この結果のみをもって環境基準を超えているという評価はできないと考えてございます。なお、東京都で実施しております自動車排ガス測定局、これは新

青梅街道の東村山部分にあるんですが、ここではこれほどの濃度の増加は見られておりません。

それから303ページの道路騒音・振動・交通調査の関係なんですが、奈良橋庚申塚交差点の騒音は要請限度を超過しておりまして、係る場合、騒音規制法第17条の規定によりまして、自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることによりまして、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会等に対しまして道交法の規定による措置、あるいは道路の構造が改善することによって騒音が減少すると考える場合には、道路管理者に意見を述べることができるとされております。この17年度の結果をもちまして道路管理者でございます東京都に対して、せんだって低騒音舗装への打ち直し等、騒音レベルの低減措置の実施について要望してるところでございます。なお、東京都の方でも新青梅街道、西の方から東にかけて交差点の打ち直し、あるいは道路の低騒音舗装の打ち直しを順次進めているという、口頭ですが、回答をいただいております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 成人健康診査の件では申し込みが定員を上回ってんのはほとんどない、二つだけでしたよね、今言ったのは、オーバーしてるのは。この傾向は18年度も同じっていうふうに見ていいんでしょうか。っていうのは、私申し込んだけど、別のところで別の項目でオーバーだからってことで受けらんなかったって話聞いたもんですから、もっとたくさんあるのかなというふうに思ったもんですから聞いたわけです。今の状況でいけば、申し込みが多いところは定員をふやす必要があるという結果であったということですね。

それから二酸化窒素の調査の件は先ほどの答弁ですと、何かしなくていいんだみたいに聞こえちゃったんですけども、でも、そういうことではないですよ。適切にやはり調査をしているわけで、法律でその法の力をもって改善をさせるというところまではいってないという意味合いだと思うんですけども、しかし、答弁の中にもありましたように、条件はその時々でいろいろ変わりますけれども、雨が降ってたりということで、風があつたりということはあるかもしれませんが、それにしても調査のたびに一定基準を超えているのがこの数年ずっと続いていると思うんですよ。だから、やはりこれは改善の手を打つ必要があるんじゃないかと。

騒音の場合には要請基準を超えているんで、きちんと要請はしたということですけども、二酸化窒素の大気汚染の件についても、やはりこうした検査結果、調査結果をもってきちんとやるべきじゃないかと思うんで、その辺はみずから余り当てにならない調査だから、やってもしょうがないんだみたいな答弁でなくて、事実に基づいた調査ですので、きちんと対策を立てるというふうな姿勢でいってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康課長（原 與四雄君） 行政報告書278ページ、成人健康診査事業の中で、がん検診で定員オーバーするものが、17年度は先ほど申し上げた肺がんと乳がんが定員オーバーだったというお話なんですけど、今年度につきましても同様の傾向でございまして、今のところまだ募集はしてないものもございまして、現在のところでは同じく肺がんが抽せんの結果になっております。一つだけです。

以上です。

○環境課長（木内和郎君） ちょっと説明不足で申しわけなかったんですが、決してこのデータをもって汚染が進んでいると言えないので、その調査をしなくていいという話じゃなくて、こういったNO₂の調査、長いスパンで考えていく必要があるかと思っております。そういった意味では引き続き調査を充実いたします。また、例えばNO_xの関係、広く言いますと大気汚染の関係ですが、例えば事業所に対して重油を使う際、特Aの重油を使うようにお願いする、あるいはそういった低公害車の促進、そういったものもお願いしてございまして、

引き続きNO₂調査については、充実していきたいと思っるところでございます。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時 8分 休憩

午後 3時23分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康課長（原 與四雄君） 先ほどお答え申し上げました成人健康診査事業の中で、追加させていただきたいと思ひます。がん検診の中で抽せんが出たものですが、ちょっと古い情報で7月いっばいの情報でお答え申し上げました。大変失礼しました。8月いっばいの情報で申し上げますと、大腸がん検診も抽せん状態になっております。

以上です。

○委員（粕谷久美子君） 1点だけお願いします。

263ページの両親学級についてなんですが、前年度と比べて内容の充実が図られているのかなと思ひました。あと調理実習も組み合わせというような内容でいいのかなと思ひますが、参加者も前年度に比べてふえていますが、母親だけの参加という方もいらっしゃると思うんですが、両親ということだけでなく、そういった方たちの参加というのはどのくらいあるのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○健康課長（原 與四雄君） 263ページの両親学級でございますが、要するに御夫婦そろって御参加いただくということでございますが、これにつきましてはおよそ18組の参加があったということで、年々パパというんですかね、参加がふえているという状況でございます。

○委員（粕谷久美子君） ここは両親学級という項目で、母親学級というのはいなくなりましたんでしょか。その参加状況というのを伺ひたいと思ひます。それと今後プログラムというんでしょうか受講内容、そういったものも考えていかれるお考えがあるかどうかをお伺ひします。新聞でちょっと見たんですけども、親教育プログラムというのがあるというふうに見たんですが、そういったものも今後参考にしていかれるかどうかをお伺ひします。

○健康課長（原 與四雄君） 263ページの両親学級についてでございますが、母親学級というのはいなくなっております。それで、ここにページに書いてありますとおり、受講内容としてはオリエンテーションから始まりまして体験ママの話ということまでありますが、全部につきましては152人入っております、終わった者は53人ということでございます。なお、土曜日開催したものは先ほど申し上げましたとおり18人、9組の参加があったということでございます。

○委員長（二宮由子君） 衛生費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、衛生費の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第5款労働費の質疑を行います。

○委員（西川洋一君） 一つだけ、お聞かせください。

319ページの就職情報室事業、大変好評のようであれですけども、この中で青年だけを抜き出して、青

年の就職あっせんに役に立ったとか、そういう情報はないのでしょうか。というのは、いわゆる高齢者の就職相談室からハローワークが来て、全世帯向けに広げてやったということで、尾又市政の施策の中でも大変いい施策ではないかということで、私はこれを評価はしたいと思うんですけども、特に今、青年の就職という問題が大きな問題ですので、ここがどうであったかということは、きちんと見とく必要があるんじゃないかと思えますので、いかがなものでしょうか。

○産業振興課長（木下恒雄君） 行政報告書319ページの就職情報室におけます青年の就職状況のデータということでございます。こちらにつきましては特にデータはございませんが、55歳以上と55歳未満、そういった人数の区分けをしてございまして、就職者数が525名おりました。その中で55歳以上の方が173名、55歳未満の方が352名、67%に当たる方が55歳未満であるということで、こういったデータだけはとってございます。

以上であります。

○委員長（二宮由子君） 労働費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、労働費の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第6款農林業費の質疑を行います。

○委員（粕谷久美子君） 331ページのファーマーズセンターの運営事業費の中の花づくり体験事業ということです。市民とともに育てる東大和農業の推進を図ったということですが、この企画で10回分の参加者をちょっと見てみますと、募集人数がどのくらいの方を募集されたかわからないんですけど、だんだん減っている状況で、5回以降というのがかなりの人数が減っているんですが、こういった東大和市の農業の推進を図ることにおいては、これで成功したのかなというふうに思います。例えば参加した方に企画を立てていただくとか、そういった考えがあって、次の企画も考えていらっしゃるかどうかをお伺いしたいと思います。

○産業振興課長（木下恒雄君） 行政報告書331ページ、花づくり体験事業におけますまず募集人数でございます。30名を募集いたしました。その中で17年度におきましては21名の方が応募をされました。第1回につきましては19名御参加いただいたわけなんですけど、徐々に減少していったということでございます。この減少したということから、成功と言えるかどうかということでございますが、まずはこの作業自体が毎月第2、第4日曜日、午前中の時間帯を利用してやったということで、御都合が悪いとか、あるいは雨天の順延などがございました。そういった影響からも徐々に減少していったというふうには考えております。

そうした中で今後の取り扱いといたしまして、参加者の方に企画に参加していただくといった方法については、いかがでしょうかということでございます。18年度におきましては、やはりそういった反省点も含めまして、できるだけ参加者の方にこの部分に何を植えるとか、あるいは花の種類はどうかとか、そういった相談を持ちかけながら現在進めているところでございます。現在8回まで実施いたしまして、今度は9月24日と10月の第2週の日曜日に、残りの2回を実施する予定になっているところであります。

以上であります。

○委員長（二宮由子君） 農林業費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、農林業費の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第7款商工費の質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 2点お願いします。

不用額の説明のところで、4商店街が事業をしなかったっていう説明があったと思うんですが、これ335ページですね。元気を出せ商店街事業の方なんでしょうか。事業しなかった理由がわかったら教えてください。

それから同じく335ページの4番の住宅・店舗リフォーム資金への補助ですが、昨年よりも店舗はゼロで住宅が87件ということで利用が減っているわけですが、運用方法の検討など必要ではないかと思いますが、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○産業振興課長（木下恒雄君） 335ページの商店街等イベント事業への助成、こちらにつきまして4商店街が実施しなかったということでございます。こちらにつきましては、前年度から各商店街の方で予定ということで組んでいただきまして、中元セールあるいは歳末セール、そういった部分につきまして支援をするというものでございますが、この中で新たな役員さんが決まったというようなこともあろうかなということで、その役員会の中で、当該年度に実施するかどうかということで決定されたというふうに受けとめております。

次に、住宅・店舗リフォームの今後の展開ということでございます。住宅リフォームにつきましては87件ほどの御利用がございました。しかしながら、店舗の方につきましては17年度におきましては実績がございませんでした。そういった理由といたしましては、住宅数に比較いたしまして商店数、その店舗数が少ない、そういった部分から件数がそれほど住宅に達しないという部分はあろうかなという部分は想像しておりましたが、今後は住宅あるいは店舗とも、せつかくの制度でございますので、御利用していただくように広報あるいは関係団体等へのお知らせ、御案内を強化してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○委員（長瀬りつ君） 住宅・店舗リフォームですけど、PRを強化するというのはわかるんですが、工事金額の5%以内で10万円の限度というところが、店舗の方では何かこれ補助になるのかいなという金額ですけど、ないよりあった方がいいぐらいの金額ですよ。だから、この辺の金額の問題はないんですかね、補助の金額の。

○産業振興課長（木下恒雄君） 店舗リフォームにおけます助成金額10万円の多寡という問題でございます。この10万円につきましては、確かに事業展開をする上では大きな工事、そういった部分もあろうかと思えます。しかしながら、住宅あるいは店舗におきましてもかなりの大きな金額の工事を行った際に、この利用をしていただいているというようなことがございます。そういったことから、たとえ10万円でありましても、やはり公費という部分を御利用いただくということからは、ぜひ商店の方々におきましても改修等を行う際に、御利用していただく必要があろうかと思えます。

あともう一点、追加になってしまうかと思いますが、商店の方でリフォームをする際におきましては、かなり専門的な技術といたしますか、市内では例えばできないような専門業者がないような場合も想定されまして、工事の中で見てみますと、やはり他市の業者がやっけるようなことも見受けられます。そういった部分も含めまして、ぜひ商店の方々に御利用いただくように努めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（西川洋一君） 同じく住宅リフォームの関係ですけども、約400万円で約1億円の新しい事業創出ということで、住宅リフォームの産業振興における役割に非常に大きな役割を果たしているということは、この中からも示されてんじゃないかと。もう一方で、340ページの住宅増改築等あっせん事業、こちらが件数として10

件ということで、住宅リフォームの件数と比べていかにも少ない。これは他市との関係でも少ないんじゃないかというふうに聞いてはいるんですけども、この住宅リフォームと住宅増改築等あっせん事業の関連と相違、この辺もどのように見ておられるのか。

それから、これをさらに伸ばしていく上では、私は住宅リフォームの補助事業の条件を改善する必要があると。これは増築は一切入ってないわけですよ。増築が少しでもあれば、この対象にならないということで、特に店舗などの場合はちょっと店を広げたいという思いがあっても、増築はだめよということになってますから使えないんですよ。ですから、そういう意味では予算の都合もあるでしょうけども、やはり私はこの条件、改善に動くということがさらなる市内産業の振興につながっていくんじゃないかというふうに思います。この辺のところをどのように評価しておられるんでしょうか。

○生活環境部参事（窪田きく江君） 行政報告書335ページの住宅・店舗リフォーム資金への補助と、それから340ページの増改築のあっせん事業の関連と相違点ということでございますが、335ページの事業につきましては、地元業者育成という観点から発足した事業でございます。したがって、この補助につきましては市内の業者さんに工事を発注した場合に、補助が受けられる制度となっております。

それから340ページの増改築あっせん事業につきましては個人の住宅ではございますが、これは市民の方が改築等する場合に、どういう業者さんに頼んだらいいかわからないという際に、こちらで業者さんの団体をあっせんする制度でございますが、こちらは341ページにありますように、市内6団体と契約をしております、その6団体のそれぞれの構成員の数によって優先順位を毎年決めております。市報等でこの制度のPRをしておりますが、個人の方が工事の申し込みをしたいという問い合わせがあった場合に、市民生活課ではこの順番に従ってその団体をあっせんし、団体の方が工事をやる内容に応じた業者さんを自分の団体の中からあっせんをするという制度でございます。

以上です。

○市民部長（高杉 豊君） 335ページですが、住宅・店舗リフォームの補助金額等についてということでございます。これにつきましては、現在工事補助金額をどうしてこうかというので、検討を始めてるところでございます。

以上でございます。

○生活環境部参事（窪田きく江君） 申しわけございません。1カ所訂正をさせていただきます。

行政報告341ページのあっせん団体との契約団体数を6団体と答えましたが、5団体の誤りです。訂正いたします。

○委員（西川洋一君） リフォーム助成の条件等も考えていく必要が、もうそろそろ出てきてんじゃないかというふうに思って先ほど指摘したんですが、答弁がありませんでした。それからあっせん事業との関連では、ここは住宅リフォーム助成及び住宅あっせん事業、ここの辺はよく連携を取り合って進めることで、さらなる前進があるんじゃないかというふうに思われますので、よろしく願います。答弁できるでしょうか、条件。

○市民部長（高杉 豊君） 335ページの住宅リフォームの条件でございますが、現在工事金額、それから、それに対する補助ということで20万円以上の工事に対して5%の助成ということを実施してるわけでございますが、この工事金額の最低限、下限につきましては現在検討を始めてるということで、増築という部分につきましては条件でございますが、これにつきましては従来から増築部分とリフォーム部分の区分するのが非常に技術的に難しいということがございまして、当初から増築部分については制度の対象としてないということで、

この辺につきましては我々の方で技術的解決ができませんので、現状のことを進めさせていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○委員（中間建二君） 行政報告書339ページの中で、市民葬儀、斎場利用の状況が出ております。市民葬につきましては、安い費用でということと推進されてるかと思うんですが、昨年度17年度実績では60件の利用となっておりますが、東大和市の年間の死亡者数の状況を見ますと、536人という数字がいただいている資料では出ておりますが、状況的に60件という数字を市民葬の利用という意味では、どういうふうに担当の方としては見ているのかということと、もう一つはこの市民葬は書いてありますとおり、費用の華美になることを抑える目的で推進されてるかと思うんですが、具体的に聞くところによりますと、出ている金額よりも総計的には高くなっていく傾向もあるようなんですが、1件当たりどの程度の総額費用がかかっているかということまで、担当の方としてはつかんでいるかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○生活環境部参事（窪田きく江君） 行政報告書339ページ、市民葬儀の件でございます。市民葬儀の利用件数60件について市内の死亡人数との関係で、60件をどう見ているかというお尋ねですが、申しわけございません、市内の死亡者との人数のことで比較対象等をしたことがございません。申しわけございません。

それから1件当たりの費用でございますが、市民葬儀につきましては実際に協定の料金のほかにかかる協定外の料金というもので、例えばドライアイス、会葬御礼、マイクロバス、ハイヤーというようなものがございます。これは個々の葬儀をされる場合によって、協定外の料金がどれほどにかかるかというのは、会葬者の人数や御親戚の人数等によって違うかと思えます。市民生活課の方では、個々の葬儀にどのくらいの金額を用意したかということは、把握はしてございません。

それからちなみに葬儀の料金でございますが、斎場での利用料金でございますが、一般料金が16万8,000円できるところが協定料金ですと11万5,500円、それから高いところでは一般料金74万5,500円、これは700人が入れる式場ということでございますが、その一般料金74万5,500円のところが52万1,850円という協定料金という金額になってございます。個々の料金ですが、先ほどの協定外の料金のほかに、例えば骨つぼを安いのと高いのと見てしまうと、高いのを選んでしまったりというような、いろんな条件があるようでございますので、市民葬の葬儀券を交付する段階ではまだ葬儀も終わっておりませんので、その後葬儀業者さんから終わったという報告はいただいておりますが、個々の金額はつかめておりません。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 葬儀の華美化を抑えるという目的の中での運用であると思えますので、ぜひ実態等をつかみながら、また当市においては葬祭場等もございませんので、そういった意味での市民サービスと申しますか、なかなかこの葬儀というのは、そうめったにあるものではありませんので、何からの形で市民の利便性といいますか、相談体制等もぜひ御検討をお願いしたいと思います。答弁は結構です。

○委員長（二宮由子君） 商工費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、商工費の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第8款土木費の質疑を行います。

○委員（粕谷久美子君） 348ページお願いします。交通安全自転車対策事業、自転車等駐車対策協議会について

てなんです、この協議会の規則をちょっと見ましたが、市長の諮問に応じることだけでなく、自転車の駐車対策に関する重要事項について、市長に意見を述べられる立場と記されていました。今回の協議会の内容といたしまして、自転車対策の状況についてというような内容でここに書かれているんですが、このときの協議会の中で、現在東大和市の駅前でも自転車の駐車対策にはかなり頭を痛めているという状況がありますので、この協議会の中ではそういった点について、どのように話がされたのかをお伺いしたいと思います。

あともう一点なんです、それとあとページ数といいますか、自転車の放置自転車なんです、駅以外の放置された自転車というのは、どのように対応していくことがよいかということなんです、どこに連絡していくべきなのか、市の管理地、道路とかあと都の管理地というようなので、さまざまな対応がちょっと別々になっているかと思います。市民もこういった点についてちょっと迷ってしまうということなので、教えていただければと思います。

その2点、お願いいたします。

○管理課長（福島啓二君） 行政報告書348ページで、自転車等駐車対策協議会の関係で御質問いただきました。昨年度の内容でございますが、内容については記載のとおりでございますけれども、その中で私ども市の状況を説明した上で、委員の方からいろいろな御質問をいただいて、それに答えるというような内容でございました。委員の中には、やはり駐輪場の関係の問題を心配されてる方も多くいらっしゃいます関係から、そのような質問もあったんですが、市の方といたしましては現状を御説明している程度でございます。

続きまして、駅以外の放置自転車の対応についてということでございますけれども、道路上につきましては市の管理課の方で対応させていただいております。公園等につきましては、環境課の方の対応になるかと思っておりますけれども、いずれにしても市道でありまして都道でありまして、市の管理課の方に御連絡いただければ、それなりの対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（粕谷久美子君） 済みません。自転車等対策の協議会の方なんです、市の状況を行政の方は説明されたかと思うんですが、どういった内容が出されたかを事例を挙げていただければと思います。済みません。

○管理課長（福島啓二君） 大変申しわけありません。手元に前回の議事録等持ってきておりませんので、その内容についてちょっとここではお答えできない状況でございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 376ページの住宅施策推進事業、1、都営住宅建替事業に関する調整、この中に都営住宅の建て替え事業に関して、東京都都市整備局、庁内の関係部署及び地元自治会等と調整を行ったとあるわけですが、実は私、産業振興の方でも聞きたかったんです。といいますのは、市の方に市内建設団体等から都営住宅の建て替えに当たっては、市内業者に仕事が回るように努力してもらえませんか、こういう要望書が上がってるんじゃないかというふうに思うんですけども、そのような努力がされたのかどうか。東京都の方にそうした話として伝わっているのなら、その内容がどうであったか。現実に市内業者の方に仕事が回るというようなことがあったのかどうかということをお聞きしたいわけです。私ら議会で視察に行きましても、それぞれの相手先で観光パンフレットなどいっぱいくれるわけですよ。やっぱり市内産業、庁を挙げて振興してくという姿が見えるわけで、東大和市でも、そういうことを一つ一つ着実にやっていたらいいんじゃないかなという思いもありながら聞いてるんですが、よろしく申し上げます。

○都市建設部長（氏井 博君） 行政報告書376ページの関係で市内業者の関係でございますが、確かに要望い

ただいております、その要望だけにかかわらず、私どもいただきました要望につきましては、内容によりまして即時東京都にお伝えしたり、あるいは一定期間で取りまとめて要望したりしてございます。それ以外にも機会をとらえまして、東京都の方と地元業者を育成してほしいという願いは、常々しているところでございます。しかし、その結果がどうなっているかというのは、申しわけございませんが、私どもの方でつかんでないところでございます。

○委員（西川洋一君） お願いする努力まではわかりましたので、それが実を結ぶようによろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（二宮由子君） 土木費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、土木費の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第9款消防費の質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 2点、伺います。

386ページ一番上、(7) 消防大学校消防団長科受講負担金というのが去年までなかったと思うんですが、これ、どういう内容なのか教えてください。

それから391ページです。総合防災訓練です。ずっと言っているような気がするんですが、参加機関にずっと名前を書いてあって、この中でお金を払っているのが歯科医師会と医師会、薬剤師会、手話通訳者の会というふうに伺ったと思います。それで、医師会については3万4,440円払っているんですが、医療救護ではないわけですよ。で、五者協では合同訓練参加の医師の出動は、1回3時間まで1万9,600円というふうになっているんですけど、前回の決算のときにこのことを聞きましたが、その後どのように話し合いをされたのか、伺いたいと思います。

○総務部参事（並木俊則君） 行政報告書386ページ、(7)にございます消防大学校団長科の受講負担金でございますが、17年度に消防団の団長がこちらの消防大学校の方に入学しまして、初めて行ったわけですが、平成16年から今の団長になってるわけですが、いろいろな災害、多種多様になっておりますので、その出動等のこと、あるいはソフト面のいろいろな研修、そういったものもろもろを宿泊で大学の方へ入学したということでございます、今後団長が新しくなった段階では、消防大学校の方に今度も入校をというふうな形で考えているところでございます。

それと、391ページの総合防災訓練、これにつきまして医師会の訓練時の医師の報奨でございますが、平成17年度までは御質問者おっしゃったように、旧の単価でやっておりました。平成18年度、この前行いました9月3日の総合防災訓練からはその単価を既に見直しまして、本来の東京都と三者協で締結しているその単価に、平成18年度から変更をしたというような形になっております。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 大学校に行かれてお勉強されるのはとてもいいことだというふうには思いますが、運営交付金があるんだから、そっちで賄ってもらったらいんじゃないんですか。あえて負担金を出す必要はないのではないかとこのように、そのための運営交付金なのではないんでしょうか。その辺についてお願いします。

それから18年度はようやく単価を見直したということですが、じゃあ以前払ってたのはどうするんですかね。余分に払ってたわけですよ。1万9,600円でよかったわけでしょう。だからその辺についてはやっぱり今後

も、そういった意味ではしっかりと話し合いをしていただきたいなど、返せとは言わないからということで話し合いをしてください。

○総務部参事（並木俊則君） 先ほどの消防大学校の入校の関係でございますが、消防団の方の運営交付金ということのそちらの方でのということでございますが、消防団運営交付金については御案内のように、消防団員1人につき2万円以内ということで要綱で決めております。そうしますと、本部の運営費という形で申し上げますと、団長が1名、副団長が3名でございますので、本部の運営費用というのは2万円掛ける4名ということで8万円、これは年間でございます。その8万円の運営費の中から消防大学校の5万円からの負担金を払うというのは、非常に1年間通じて残り3万円では本部運営をやっていくのはできませんので、消防大学校に団長が入学する場合には、負担金を新たに予算化して入校し、受講していただくというような考えでございます。

それと総合防災訓練時の医師会の医師の派遣の報奨でございますが、いろいろな今までの経過を踏まえまして、結果平成18年度から東京都と三法人で結んでいる単価に締結ができたということでございますので、今後ともそれを重視し、総合防災訓練の運営に当たりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 一つだけ確認という形をお願いします。

389ページの――平成16年の第4回の定例会以前に、新潟県の中越地方で大きな地震が起きまして地域が分断されて、取り残された住民が乳児の粉ミルクを求めているというお話がありました。そのとき、その後の定例会で災害備蓄庫に乳幼児の粉ミルクという提案をしました。定例会には、そういうものも必要と答弁をいただいたんですが、17年度の備蓄状況を見ますと加えてはありませんが、その後そのことについて検討していただけたかどうかを確認したいと思いますので、お願いいたします。

○総務部参事（並木俊則君） 17年度のこの備蓄一覧等では確かに入っておりません。現在18年度の備蓄のいろいろなものにつきまして、もう既にもっているものもございまして、食料等は今後にも買うものが多いわけでもございまして今、御質問者おっしゃった粉ミルク、あるいは前にもいろいろお話をいただいております乾パンにかわるものということで、今ビスケットあるいはクッキー関係のものとか、そういうものもありますので、今食料についてはそういうようななるべく実態に合うようなものを少しずつ、今後年数をかかりかかりますけれど、考えていこうということで、18年度から食料については粉ミルクも含めまして、今今後の購入の中で検討、それを実際に購入をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） 消防費の質疑を終了して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、消防費の質疑を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時 4分 休憩

午後 4時23分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、第10款教育費の質疑を行います。

○委員（長瀬りつ君） 414ページです、414、415なんですが、教育相談事業、不登校対策というところで、か

なり当市は充実をさせていただいていますが、不登校が多かったというところがあるんでしょうが、先月発表された学校基本調査の中で、不登校減ってはいると言いますが、12万人超しているということもありまして、特に中学生の場合が減っていないということもあります。昨年でしたっけ、16年度1学期だけでも既に10日以上休んでいる子がいたりとか、始業式から1日も学校に来ていない子がいたりというのが小学校、中学校、3名、16名という形で中3が多かったみたいですけども、あったんですね。こういうふうな教育相談事業、充実をさせていただいて、不登校の解消にどういうふうにつながっていったのかということ、事業の点検等も含めてわかっていたら教えていただきたいと思います。

それから418ページです。小学校・中学校部活動の育成事業ですが、中学校の部活動の指導員ですけど、こういう指導員がいない部活っていうのは、担当の先生がいらっしゃってやっているのか、部活ってこれしかないんでしょうか。その辺を教えてください。指導員がいない場合には、担当の先生が指導をされるというふうに考えていいのでしょうか、教えていただきたいと思います。

それから隣の419ページ、教育センター運営事業で、ある意味相談についてはいろんな側面から取り組んでいただいているんですが、相談件数がなかつたりするものもありますので、そういった事業内容の見直しも含めて、充実していただきたいというふうには思うんですが、いじめですね、相談件数はふえています、いじめの電話は。解決にどうやって結びつけるかがかぎだというふうに思いますが、何とかその解決につながってほしいという希望を込めて、どんなふうな現状なのか現状をお知らせください。

それから資料をいただきました。小・中学校の学校図書館の図書整備率の一覧です。文科省が18年度、今年度まで5カ年計画で蔵書を充実させようということで、交付税という形で出しているわけですが、16年度末の標準達成割合というのが3分の1ぐらい、小・中ともですね。銭谷局長ががっくりしておりましたが、そういう部分も含めて、当市は小学校、中学校とも30万円ということで図書の購入費を出していただいています。小学校は6対4、中学校は2対3の割合で達成率は100%を超えてるところもあるんですが、数の問題もありますけれど、ある小学校のお母さんから聞いた話だと、図書館で廃棄本ですからお持ちくださいと言われるような本が、学校の図書室に並んでいるというふうなことを伺ってもいます。蔵書の質の問題だろうと思います。相当古いもの、例えば昔どのぐらい予算があったかわかりませんが、百科事典をどんと買ってしまえば、それで予算を消化してみたいなふうになっていないとも限りませんので、備品として購入されているんでしょうが、廃棄もされています。古いものというふうなものの点検、どのようにされているのか、伺いたいと思います。

それから424ページです。就学援助事業です。小学校、中学校とも子供たちの数は減っているのにもかかわらず、就学援助を受ける方がふえています。これ生保ですね、生活保護基準に前は1.6だったのを1.3に下げたんですよね。それでも受ける人がふえているという状況ですね。小学校でいうと15.8%だし、中学校だと19.2%、つまり5人に1人は受けているみたいな状況になっていますが、この辺の状況について、子供の問題ではなくて、これは家庭の問題かなというふうにも思います。市としてはどんなふうにしていらっしゃるのか。状況というんでしょうか、その家庭の状況とか、そういうことについての相談を受けたりとかということも含めて、教えていただけたらというふうに思います。

それから428ページです。定期健康診断の結果が小学校、中学校とも載っていますが、やはりこれも子供が減っているにもかかわらず、アレルギーの疾患ですね、目、それから鼻、皮膚、気管支ぜんそく、気管支ぜんそくに至っては小学校は約半分……これどのぐらい——すごいですよ、80人以上、去年と比べてふえてるわけですよ。小学校、中学校とも気管支ぜんそくについては、4年間分の各学校の推移を調べさせていただいた

んですが、多いところ、大きいところ、小さいところ、いろいろあるわけですが、原因が何だとももちろん言えないものもありますので、ただこの疾患を調べるのに当たって、いつも同じ方法で調べていただかないと、例えば統計をとりたくても統計として意味がなさないもので、その辺について、どういうところに留意をされているのか、ふえた原因がどういうところにあるのかというのものもあるんですけども、その辺も含めて教えていただきたいと思います。

それから467ページです。図書館ですね。夜間開館の利用状況が出ています。水曜日、金曜日とも昨年よりも利用者が減っているわけですが、今後の対策についてはどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

それから503ページです。学校給食センターの運営事業です。その4番目、委託業務です。昨年、資料をいただきました。それで、17年9月からタイムカードを導入して、配送には1時間弱、回収には2時間程度かかっているというふうなことがありました。この委託の仕様を考え直すときではないかと思います。同じ業者にずっと随意契約でやっているわけですが、その辺についてどのように考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○**学校教育部参事（真如昌美君）** まず報告書414ページ、それから415ページにかかります不登校対策につきましてですけれども、これまで幾つか不登校については対策を講じてまいりました。平成17年度につきましては、各学校にカウンセラーを配置しておりますので、そのカウンセラー同士がお互いの持っている知識を交換し合う場としてカウンセラー連絡会等を充実させまして、それぞれのまた資質を高めていく努力をまいりました。

また訪問相談員を指導室で2名ほど用意しておりますので、その訪問相談員がより学校に入りやすくなるように、校長会等で訪問相談員制度の周知をいたしますとともに、学校の方でも管理職だけが窓口とならないように担任と直接会って、そして実態を訪問相談員に報告しながら、お互いに対策を考えるというふうな方策をとってまいりました。また訪問相談員制度につきましては、かなり学校でも認知されるような状況になってまいりましたので、学校とよく相談の上、家庭訪問をして直接保護者やあるいは関係の児童・生徒と面会をし、学校に登校できるような働きかけをしてまいりました。さらにはサポートルーム、それからさわやか相談室、それから訪問相談員、スクールカウンセラー、そういった連携を密にする、そういう意識を持って組織づくりを進めてまいっております。

次に418ページの部活動につきましてですけれども、基本的には担当は学校の教員が顧問として担うことが望ましいわけですが、なかなか部活動の方も年齢によっては非常に負担になるという状況もございまして、すべての子供の期待にこたえられるというような状況にはございません。したがって、外部から指導員を招聘いたしまして、そして顧問は学校の教員なんですけれども、実際指導するのは外部の方というふうな、工夫をしながら運営をしていっている学校が多くなってきております。ただ大会等になりまして、引率をするような場面につきましては、いまだ学校の職員が引率をしなければならないというふうな縛りがございまして、なかなかそこところで部活動を継続して運営していくことが難しくなっているという状況もございまして。

419ページ、いじめについてですけれども、いじめにつきましてはなかなか減らないという状況がございまして。ただ学校の方の危機意識が若干こころ薄れてきているようなところがございまして、校長会等がいじめについての危機意識を継続して持っていたいただきたいということでお話をする場面がございまして。学校につきましては児童理解に努めるように繰り返しお願いするとともに、いじめが実際あったというふうなことに

については細かく指導室の方に報告をいただいて、そして指導主事を派遣して校長あるいは担任の相談に乗る、あるいは学校からの要請に基づいて子供の心のケアということで相談室を紹介するなどしながら、いじめについては改善の方向に向けた努力を進めているところでございます。

以上でございます。

○学務課長（下平一紀君） 初めに行政報告書424ページ、就学援助の関係でございます。まず17年度の現状について申し上げます。16年度と17年度の就学援助の状況を比較いたしますと、17年度の申請件数は780件で、そのうち認定件数は650、非認定件数は130件となっております。前年度に比べまして申請件数で15件の減少、それから認定件数で14件の減少となっております。16年度まではかなりのペースで就学援助の申請率、認定者数がふえてきたんですが、ここで若干減少傾向に移っているところでございます。

それで認定者の状況等原因でございますが、背景といたしましてはリストラや給与水準の低下ということで、厚生労働省の調査結果によりますと、常用雇用者給与が平成16年度まで4年連続で減っているということで、平成12年度の94%まで落ちたという結果が出ております。それで16年度の分析をしたことがあるんですが、世帯主別認定者数で分析をしてみたんですが、ひとり親世帯、特に母子家庭の比率が非常に高く、小学校で50.6%、それから中学校で51.7%という結果が出ております。

それでこのところやはり御質問者のおっしゃるとおり、相談窓口ですね、かなり相談を受ける件数ふえてまして、内容といたしましてはリストラにあつて収入がなくなっちゃったんで、子供を学校にやれないのどうしたらよいかとか、それから修学旅行等が非常にお金がかかるんだけど、出せないんでどうしたらいいかということで、本当に件数がふえております。その相談者に対しては就学援助の内容を十分に御説明するとともに、申請方法についても担当の方で十分に御説明させていただいている状況でございます。

次に行政報告の428ページ、健康診断でございます。先ほどの御質問の件でございますが、いろいろ検査項目がありましてそれぞれ違うんですが、特にアレルギー関係について若干申し上げさせていただきます。特に気管支ぜんそくなんですが、このアレルギーにつきましては最近、アレルギーの内容についていろいろ研究が進んでまして、医学的にもはっきりしてきて、それまでは余りよく養護教諭の方も理解してない部分がありました。

それで毎年8月に文科省の調査受けて、東京都から調査が来てるわけですが、これに回答している数字が実績として上がっているわけございまして、平成16年度までは内科検診の際に学校医から、例えばぜんそくで申し上げますと、この方は気管支ぜんそくだよという指摘を受けた者をカウントしてる学校がございました。それから逆に日常の健康観察の中で主治医等からぜんそくというふうな診断を受けた者を養護教諭が把握しておりまして、それについてもカウントしているというふうなことで、まちまちなですね、実は状況がございました。

うちの方でも平成16年度までこの状況気づきませんで、16年度その内容はっきりしましたので、17年度からは慢性的なアレルギー等の疾患につきましては医療機関で疾病、異常と診断された者、それから経過観察中であるなど、保健調査票や日常の健康観察で把握しているものにつきましても、内科医の健康診断による指摘とあわせてカウントするように、全校統一を図っております。したがいまして、今後は実数に近い数値が得られるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○社会教育部参事（田中美光君） 行政報告467ページの夜間開館の利用状況でございますが、御質問者からも

ありましたが、平成17年度は前年度に比べて開館日が2日減っております。利用者数で見ても12%、貸し出し数でも11.8%減少している状況でございます。16年度から週2日夜間開館を行っているわけですが、水曜日、金曜日ともに利用者数が前年度に比べて減っております。特に水曜日と金曜日の利用者率で見ると、金曜日の利用者数が43%、それから水曜日の方は57%。従来から金曜日の利用が少ない状況でございます。特に金曜日になりますと土日の前日、それから時には連休がありますので、なかなかこれは前からのあれですが、落ち着いて読書したり、そういう状況にないのかなというふうに担当者考えているところでございます。対策でございますが、夜間開館の利用について、今度とも図書館としては積極的に機会を見てPRを続けていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○**学校教育部参事（真如昌美君）** 先ほど御質問をいただきました学校図書館の廃棄の件につきましてですが、平成15年度から他校に先駆けまして、一小、三小、三中には本市で採用しました学校図書館指導員を配置してございます。大変活躍してくれておりまして、そういった指導員が中心になって、これまで子供たちに本当に適切な本かどうかということについて精査をして、廃棄するものは廃棄してくれております。またほかの学校につきましては各学校最低1人は司書教諭の免許を持った教員を配置しておりますので、そういった職員が中心になりまして、図書館の本について選別をしてきたというふうな経緯がございます。

以上でございます。

○**給食課長（目黒文典君）** 行政報告503ページの配送業務委託の関係でございますが、これにつきまして仕様書等についての見直しがされたかということでございますが、仕様書等につきましては一応一通りのと申しましょうか、見直しにつきまして実施したところであります。内容につきましてはより具体性を持った形の中で業務内容等、区分ですね、そういったところを明確にしたというところでございます。そして、契約の関係でございますが、契約の関係につきましては管財課の方に契約依頼をしたところでございます。ただ依頼に当たりましてはいろいろ配慮する事項ということで、何点かお願いしたところでございます。

以上でございます。

○**委員（長瀬りつ君）** 給食については管財に契約を依頼したけれども、その中身はじゃわかんないんですね、今はね。わかります、どういう契約をしたのかという。仕様書も結果は必要だというふうに思うんですけど、見直しをしてどういう契約だったのかというのが教えていただければというふうに思います。

それから不登校対策ですが、不登校の子供たちの現状の御説明がなかったというふうに思います。どういうふうな形で推移をしているのかということも。これをやったからすぐによくなるとか、子供が学校に来るといふふうには決して思っておりませんので、とりあえず現状のあれを教えてください。

それから済みません、1個聞くのを忘れたんですが、学校医の執務記録を去年だかおとしだかによくつくっていただきましたので、作成状況を資料でいただきました。この内科医については何か随分学校でばらつきがあるようなんですが、これはどういうふうに理解をすればいいのかというのがちょっとわからないので、4回しか行かなかったのか、10回行かれたのか、どうして一つの学校は10回行って、一つの学校は4回というのがあるのか、このばらつきの理由を教えてください。

○**学務課長（下平一紀君）** 学校医の執務記録につきましては、17年度は全校全お医者さんにやっとなら書いていただけた状況でございます。ただ御指摘のとおりまだ提出の数や内容についてがまだまちまちでございますので、今後それについてはさらに御理解いただきたいというふうには考えてます。この件数の違いでございますが、

これはまず内科医の定期健康診断で申し上げますと、お医者さんによってやり方が違うんですね。例えば学年ごとに一、二時間ちょっと抜けてきてやって6日間でやる方、それから1日休診をしてしまって、朝から夕方まで全学年をやってしまう方、そういう違いがございます。したがって、やり方はお医者さんにお任せしているわけでごさいます、それによって執務記録の枚数も違ってくるところもございます。

以上でございます。

○**学校教育部参事（真如昌美君）** 不登校の実態につきまして、平成17年度は小学校が19名、これは平成16年度比横ばいの状況でございます。中学校につきましては67名で、3名の減少ということになってございます。

以上でございます。

○**学校教育部長（並木清志君）** ページが503ページの学校給食センターの運営事業でございます。1社の特命につきましては、基本的には専門性、その他特殊性等、いろいろな理由に基づきまして1社特命の契約を行っております。今回の随意契約につきましては、理由といたしましては給食及び食器、器具類等を搬送、回収するコンテナ車を業者負担で改造しております。食器の型崩れ、食器器具の破損等の発生を防止しているの、他の業者が新たに参入するには相当な費用がかかりますので、随契によってそれらの費用が抑えられるということの理由等に基づきまして、今回は1社特命で契約をお願いしてるところでございます。

○**委員（藤原宏子君）** 行政報告書の401ページですけれども、修学旅行等の事業というのがあります。これで、これまでも私もいつもお聞きするわけですけれども、この修学旅行、移動教室の1人当たりの補助額が3年生ですら5,100円とどまっているということがあるんです。きょうも小学校なんかは行ってるところがあるというふうに思いますけれども、就学援助は受けるほどではないけれども、修学旅行の費用が大変だという声があります。小学校5年生、6年生、それから中学校2年生、3年生のそれぞれの費用が実際の金額でどのぐらいになるのか、わかりますでしょうか。

それで同じく修学旅行等の実施時の問題ですが、介助員を採用したというふうになっております。この介助員の採用はすべての学校が修学旅行等に出かけるときには、すべての学校に介助員を配置したのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

それからその下にも看護師の付き添いについて、業務委託を行ったというふうになっております。この条件はどのようなふうになっていますか、お聞きしたいと思います。

次は417ページです。いつもお聞きすることですが、鑑賞教室の予算がつけられておまして、とても喜ばれていますし、周辺の学校ではないということで、皆さん喜んでられると思うんですけども、こうして見てみますと実施していない学校があるわけです。それぞれ学校の方針でもあるというふうに思いますし、強制すべきものではないかと思っておりますけれども、ぜひ子供たちの勉強だけじゃなくて、こういう芸術鑑賞については積極的に機会をつくっていただきたいと思っておりますけれども、これについてはどんなふうになっているのでしょうか。また実施していない学校はどのような状況があって実施していないのか、お聞きしたいと思います。

それから421ページなんですけれども、第二小学校の増築工事の実設計を行ったということで、今増築工事に入っているわけなんですけれども、保護者、PTAへのこの校庭に建設するということがなかなか説明ができていたということで、父母の方からいろんな御意見出てたと思います。その後はどんなふうに説明会をなさっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから421ページ、今の上ですね、学校の耐震補強工事、今回一小について行われたんですかね。そうですね、繰越明許でやったんですね。それで先日、新聞では東大和市の学校の耐震補強工事が大変最低だという

ような数字も出されていて、そういうことがあったと思いますけれども、これについてはどんなふうに考えていられるのか、ぜひお聞きしたいと思います。

それから 421 ページの上の方に教科用及び管理用消耗品の金額が出ております。中学校では、429 ページだというふうに思いますけれども、これについては、それぞれ 17 年度決算は 16 年度決算よりもマイナス 1.15% の減、それでこれ小学校ですけれども、16 年度についても、前年よりもマイナスであったと。マイナスが重なっていきますと、全体として、この教科用及び管理用消耗品が全体として少なくなるのではないかと思いますけれども、この原因はどうか。

それから中学校についても同じように見えますけれども、ということでお聞きをしたいと思います。

それから 452 ページには中央公民館の講座、教室等の表があります。青年対象ということで、夏休みみんなでつくる遊空間というのが 8 月 2 日から 31 日まで、これはボランティアの皆さんで交代に当番をして、そして子供たちが、若い人たちが、そこの公民館でいろんな作業ができるように協力をしてなされたと思いますけど、この延べ参加人数 535 人、これは年齢的にはどういう状況だったのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

○学務課長（下平一紀君） 行政報告 401 ページの修学旅行関連でございます。

まず初めに、修学旅行に要する実費でございます。小学校移動教室でございますが、これの平均の 1 人当たりの経費は 1 万 2,213 円となっております。それから小学校の修学旅行でございますが、こちらの 1 人当たりの平均経費は 2 万 9,149 円となっております。それから中学校でございますが、移動教室の 1 人当たりの平均経費は 3 万 5,262 円でございます。それから中学校の修学旅行でございますが、こちらの 1 人当たりの平均経費は 5 万 3,807 円となっております。

次に介助員の件でございます。

介助員につきましては、移動教室、修学旅行等の実施に伴いまして、参加する児童・生徒に特別な理由、例えば心臓病とか、車いすを使うとか、それから介助を要する特別な病気等がある場合に、児童・生徒の安全性を確保するために、介助員をつけているところでございます。17 年度につきましては、当初介助員の必要な児童・生徒数が 12 人というふうに予想していたんですが、実際には 7 人に減少しまして、実際につけた介助員は 3 人で済んでおります。学校別に申し上げますと、一中で 2 人、それから二中で 1 人という状況になっております。

それから看護師の条件でございます。

看護師につきましては、業務内容でございますが、付き添いを行いまして、児童・生徒、それから引率の教職員の健康管理をしていただく。それから病気やけがの軽いものにつきましては、応急処置をしていただく。それから健康管理の報告書を学務課の方に上げてもらうものを作成していただくと、そういうふうなことが主な業務委託内容になっております。業務時間は、原則としまして午前 7 時から午後 6 時までで、出発から解散までの間ということで、ただ夜中に緊急事態が発生する場合もございます。この場合には、時間を超えて対応していただくという条件になっております。それで従事看護師につきましては、医療行為等に近いこともやっていたこととなりますので、免許を有する方ということをお願いしております。

以上でございます。

○庶務課長（大場正男君） 行政報告書 421 ページ、第二小学校の PTA、保護者等への説明のその後ということでございますが、この関係につきましては、第二小学校の増築工事の業者が決まった段階で従前に一度行い

ましたPTA、保護者、それから地域住民、こうした方々を集めての説明会を第二小学校で開催をいたしました。そうした中では、基本的には増築そのものについては、やむを得ないということでの設置場所等についての御判断はいただきましたが、その後の使い勝手につきましては、ぜひ工夫をしてほしいということがございました。そうしたことから、先般9月補正予算の段階で増築工事後の遊具等、それから防球ネット等の改善についての補正予算をお認めいただきましたので、これにつきましては、18年度の中で事業を実施するというところで、現在手続を進めているというところでございます。

同じく421ページの耐震補強工事に絡む関係でございますが、これにつきましては、現在校舎につきましては、第三小学校を今年度診断を実施いたします。体育館につきましては、小学校9校分をこれにつきましても、先般の9月補正で予算をお認めいただきましたので、これを今年度行います。このことによりまして、耐震診断につきましては、校舎、体育館すべて終了するということになります。工事につきましては、予算がかなりかかるということもございますので、計画的に行っていくということで、現在の段階では平成20年度に第三小、21年度には第五小学校をやっつけていきたいというふうな計画で考えております。

次に、同じく421ページと、それから中学校の運営費ということで429ページでございますが、教科用及び管理用消耗品の中で平成16年度に比較をして、17年度の決算ではマイナスになっているのではないかと御指摘でございます。

これにつきましては、平成16年度の3月補正だったと思っておりますが、学校の防犯対策でさすまたやスプレー、竹刀等を緊急に購入をいたしました。この費用が16年度の中で59万円ほどございました、小学校です。中学校では、29万5,000円ほどございました。この関係の予算を消耗品で特別にプラスしましたので、その分が17年度の決算の中では、その分に見合う部分がマイナスになったというところでございます。

以上でございます。

○**学校教育部参事（真如昌美君）** 行政報告書417ページ、鑑賞教室につきましてですが、生きた芸術に子供たちが触れるということにつきましては、子供の豊かな心を育成する上で、また情操教育をはぐくむ上で大変重要なことであるというふうに認識をしております。しかしながら、学校週5日制等が導入されまして、学校で教育活動をする時間が実質少なくなってきていると。さらには、その中で学力向上、あるいはほかの体験活動の重視、その他さまざまな課題を受けとめなければならないというような学校の状況もございます。平成17年度第四中学校が、これまで実施してきた鑑賞教室をやらなかったというふうな結果がありましたけれども、これにつきましても、これまで四中の学校の実態等を全校挙げて検討し、そしてこれまでのさまざまな活動を見直した結果、生徒活動やあるいは部活動の重視、それから学力の向上、そういったことにさらに力を入れていく必要があるのではないかとことから、当面の間鑑賞教室を行わないというふうな結論に達したところでございます。指導室もできる限り予算があるわけですから、有効活用をお願いしたいということで、繰り返しお願いをしてきているところでございます。学校の方も、このお金を使わない中でPTAと連携をしながら、PTAが講演会を行ったり、あるいはこれにかわる事業を提供していくなどの協力をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○**中央公民館長（関田賢治君）** 行政報告452ページ、夏休みみんなでつくる遊空間についてのお尋ねでございますが、年齢的にはどういう状況だったかということのお尋ねですけども、夏休み期間、18日間行っておりまして、午前中につきましては、2階ロビーを開放すると、自習室をというような形の開放の仕方、午後につ

きましては、各いろいろな絵手紙を書いてみようとか、パン粘土をつくってみようとかというイベントを中心に開催してきております。そういった中で、中には自習室の利用については、女子大生や、あるいは中学生の利用があったわけですが、535名中おおむねやはり小学校低学年の利用が多かったというのが実態でございます。

以上でございます。

○委員（藤原宏子君） 421 ページ、429 ページの小学校の教科用及び管理用消耗品費、これについて予算の中に、先ほどさすまたやスプレーなどを購入したというお話でしたけれども、この教科用の備品の中には入っているんですか。この中に入っていて、教科用の管理用の備品が少なくなっているということはないんでしょうか。それで、それは子供たちの授業に差しさわるのではないかというふうに思いますけれども、その点については、どうなんでしょうか。

○庶務課長（大場正男君） 今申しあげましたのは、16年度の予算でさすまた等を特別に買ったということでございます。17年度はその分を除外しておりますので、通年でいきますと16年度の額と大体同額が使われているということでございます。

○委員（小林知久君） 415 ページです。24時間電話教育相談事業、残念ながら相談件数がゼロ件ということで、理由をどういうふうに分析されているでしょうか。

それから、あと広報が足りてないんじゃないかと。どういった広報をされたのでしょうか、お聞かせください。

それからあわせて419ページです。これもほぼ同じなんですが、子ども人権相談コーナーですね、これもせっかく6名の相談員を用意したのにゼロ件ということで、どういうふうに理由を分析されているのでしょうか。それからこれも広報はどうされていたんでしょうか、その辺をお聞かせください。

それから、あと490ページです。中学校の施設使用状況で、校庭も体育館もそうなんですが、学校によって大分可能回数が違うという数値が違います。例えば、体育館でしたら一中が600回というのが出ているのに、ほかは300回と、このあたり利用可能回数のばらつきの原因というのは、何なのでしょう。統計の基準が違っちゃったりしているんでしょうかね。もし、これがそのままそうでしたら、これはそれなりに高い利用率を示しています。利用できる部分があればあるほど、市民のためになりますし、施設の有効活用につながるかと思えます。そのあたり校長先生の方に要請したりですか、市の方針というのをどうお伝えしたんでしょうか、お聞かせください。

以上です。

○学校教育部参事（真如昌美君） 24時間電話相談、チャイルドライン・ヤマトというふうな名称で行っておりますけれども、この件数がゼロ件ということにつきましては、幾つか理由が考えられるかというふうに思っております。まず一つは、火曜日1日限定ということで、相談員の方には携帯電話を持っていただいております。そういった関係で、本当に相談をしたいというときにかけても対応できないというような状況があるのじゃないかということが一つでございます。

それから周知につきましても、指導室としましては、さまざまなやり方で広報活動を進めております。例えば、教育委員会だよりの表紙につけましたり、あるいは市報、あるいは指導室のホームページ等で、この電話相談というのがありますよということで紹介をしているところでございます。平成17年度は、そういったことでゼロ件だったんですけれども、本年度につきましては、若干そういったことが周知されてきて、幾

らか相談があるというふうな報告を受けてございます。

また 419 ページのオンブズマン制度につきましても、さまざまな形で紹介しておりますけれども、他の機関で例えば東京都教育相談センター、それから警視庁、それから東京子どもの権利擁護専門事業、それから人権擁護委員等々で実施しております相談活動、そういった機会を利用される方も多いということで、本市のこのような制度について、利用が少ないというふうな結果になっているかとも思われております。

以上です。

○**体育課長（長島孝夫君）** 490 ページの学校施設の体育館での利用状況ということで御質問いただきました。

学校によりまして、この使用可能回数に違いがございます。基本的には、学校施設につきましては、学校教育法等に基づきまして、学校教育に支障のない範囲で社会教育としてお借りしております。具体的に申し上げますと、例えばやはり特に中学校等ではクラブ活動の比較的活発な学校とそうでない学校、それぞれございます。そういった学校の活動で使用されないときに、やはりできるだけ御協力いただいているというのが現状でございます。学校等につきましては、より学校等で使われないときに、できるだけ学校教育の部分で学校開放をしていただくように、各学校にはお願いしているところでございます。

以上でございます。

○**委員（小林知久君）** 415 ページです。やはりせっかくお願いをして、こういう現状では困りますし、失礼ですので、学校——今広報体制等を言っておりましたが、教育委員会日より、ホームページ、市報というのは、子供がまず見ると、そういう視点を持っていただいて、私、教育委員会よりは議員になってから初めて知りました、あるということ。そういう広報媒体は、利用者に合わせていただきたいというのがあります。これ非常に大事な事業かと思えます。似たようなのあって、重複あるという部分もおっしゃっていましたが、ここはもう教育委員会で死に物狂いで努力してください。重複するから何となくだめなのかなじゃ困ります。この部分、今年度継続しているかと思いますが、もう一段の御努力をお願いしたいと思えます。

施設に関してです、490 ページです。今おっしゃったことから言いますと、中学校によって施設の利用率がこれだけ違うということになってしまうということになると、学校管理者としてはどうなんだろうかという話になってしまうんですが、やはり何となく貸せないというのは、こちらからしっかりお願いする、むしろ指導するべきだと思います。これは施設の管理に関しては、あきをつくらせないというのは、行政側の責任かと思えますが、もう一段——今のいわゆる学校の支障にならないなんていうのは当然の話で、それで 600 と 300 の差が出るというのは、これは 600 のところは、こんなに活動してないということになっちゃいますよ。それはおかしいので、何かあるはずなんです。そこは体育課のみならず指導室なり、別な学務かもしれません、もうちょっと連携をとっていただきたいなと思うんですが、このあたり体育課のみならず分析としてはどうなんでしょうか。

○**教育長（佐久間栄昭君）** 一中の体育館なんですが、実はこれを建てるときに、一中の体育館はほかの体育館の倍であります。ちょうど倍であります。中で二つに切れて、二つのことが同時にできるようになっておりまして、それは地域に一つを 5 時過ぎについては、地域に開放するという約束で大きくした経緯があります。それが原因で一中だけ倍になっているんだというふうなことがありますので、そこもちょっと調べてみたいというふうに思います。

○**委員（粕谷久美子君）** 415 ページなんですが、スクールカウンセラーの各学校の相談件数、教員の方が多くなっているんですが、この相談内容というのを教えていただきたいと思えます。それで、小学校での先生に対

する暴力がふえているという報道がありますが、当市における現状はどういったところなのか。なぜかといいますと、小学校の先生が相談される場所というのは一体どういうところなのか、スクールカウンセラーの先生はいらっしゃらないので、どういったところなのかを教えてくださいたいと思います。

それと 419 ページ、先ほども言いました他の委員がおっしゃられていたいじめ電話相談件数が延べ 12 件、電話でどういったところまで対応していけるのか、その後はどう把握されているのかをお伺いしたいと思います。

それとあと 421 ページ、四小の便所改修工事というのか実施されたと思いますが、子供たちの反応や声というのをわかれば教えてくださいたいと思います。

それから防犯ブザーの電池が特殊で市販ではなかなか手に入らないというような報道がありましたので、当市の防犯ブザーはどうなのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○**学校教育部参事（真如昌美君）** スクールカウンセラーに対する相談の内容ですけれども、さまざまございます。415 ページです。学力について、学習の仕方について、それから友達となじめない、そういったことについて。それからいじめ、いじめられたということにつきまして、あるいは自分の性格、そういったことについての相談がございます。

それから小学校につきましては、スクールカウンセラーが配置していないわけですけれども、それにかわる役割を果たしているのが養護教員の先生が主だというふうに思っております。また最近では中学校からスクールカウンセラーが近隣の小学校に出向きまして、そして子供の相談とまではいきませんが、教員の相談に乗っているというふうな状況も見られるようになりました。

それから電話相談につきましては、先ほどのチャイルドライン・ヤマトにつきましては、平成 17 年度 1 件も相談がなかったわけですけれども、そのほかにさわやか相談室に電話相談というものが、また別にありまして、そこの方の申し込みについては、相談につきましては、年々増加の傾向がございます。相談員の方が、その電話相談に乗りまして、繰り返し繰り返し話を聞きながら、子供たちに勇気づけをしていくというのが現状でございます。その内容につきましては、逐一教育委員会の指導室の方に報告がございます。

それからトイレの改修につきましては、これはもうだれもが思われますように、大変気持ちよくトイレを使用できるようになったというふうな子供の声がございます。またきれいにしたことによりまして、子供たちがこれまで以上にトイレをきれいに使うようになったというふうな報告も受けております。

以上でございます。

○**庶務課長（大場正男君）** 防犯ブザーの電池の件でございますが、通常のボタン電池を使用しておりますので、100 円ショップ等で購入ができるものでございます。

○**委員（中間建二君）** 2 点伺います。

行政報告 395 ページ、教育委員会運営事業でございますが、開かれた教育委員会のあり方ということで、私前回伺いましたところ、委員会の開催について、ホームページで掲載をさせていただいております。その点も含めて、一つはやはり教育委員会の中で具体的に各委員がどういう発言をしているかということ、何らかの形で広報する必要もあるかと思うんですが、全部議事録を公開する、例えばホームページで公開するというのも、議会もまだうちの市はそこまで行ってませんので、難しい面もあるかと思うんですが、そういう観点で教育委員会の中のどういう議論が行われているかということについて、広報していく、広く市民に知っていただく

ということについて、どういう取り組みがなされているのか。

それからここには教育委員会の開催状況等が掲載されておりますが、もう一つは各教育委員さんがさまざまな行事に出られたり、また学校現場にも出向かれているかと思えます。教育委員の皆さんの活動状況についても、何らかの形で行政報告に載せるなり、大変な活躍をしていただいているかと思えますので、その活動状況がわかるような取り組みが必要かと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

それから2点目といたしまして、465 ページの中央図書館事業でございますが、先ほども夜間開館の利用者が伸びていないという質疑がございましたが、これはやはり週1日から週2日に夜間開館日を上げたときに、夜8時から夜7時ということで、1時間繰り上がった経緯がございます。やはり夜8時まで開館をしていくということが、一番この夜間利用者を伸ばしていくためには必要だと思うんですけれども、この点については、どういう考え方をお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○庶務課長（大場正男君） 中間委員さんの方からはホームページの活用、これにつきまして、従前御指摘がございまして、ホームページに日程につきましては掲載をするようにいたしてございます。現在会議録につきましては、窓口におきまして閲覧はできるという、そういう方法で公開をしてございます。広報等との意味でいきますと、先ほど小林委員さんからも御指摘ございましたが、教育委員会だよりが余り見られていないとかそういうことがございますが、一応東大和市の教育とか、教育委員会だより、それから最近は指導室の方でも頑張っていただきまして、指導室だより等を出しております。そういったものにつきましても、できるだけ目につくような場所に置くような努力を今後していきたいというふうに考えております。

2点目にございました教育委員さんの活動という、確かに教育委員さん、非常にいろんなところで活動しております。見た目以上に、私どもは直接担当しておりますから、いろんなところに出向いていっております。広く活動しているという実態がございます。その辺をこの行政報告書上にどうまとめるかとなりますと、その辺若干難しさもありますけれども、いずれにいたしましても、そうした活動をしているということがございますので、何らかの形で検討していきたいというふうに考えております。

○社会教育部参事（田中美光君） 夜間開館の状況の拡大と申しますか、御質問があったわけですが、現在7時まで開館しております。確かに御質問者言われたように、週2日にした段階で8時から7時にしております。それで今の貸し出しの状況等を見ますと、5時までの時間帯、4時から5時、それから5時から6時、それから6時から7時という時間が遅くなりますと、だんだん利用も減っていくという状況ではございます。ただこれもまた時間を7時から8時に延ばすという状況になると、これらの利用の状況もまた変わってくるのかなど。その辺の状況を十分つかみながら、今後とも継続して課題として検討させてもらいたいというふうに思っております。

○委員長（二宮由子君） 教育費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、教育費の質疑を終了いたします。

議事運営の都合上、午後6時まで休憩いたします。

午後 5時25分 休憩

午後 6時 1分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第11款公債費の質疑を行います。

公債費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、公債費の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第12款諸支出金の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 諸支出金の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、諸支出金の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 引き続き、第13款予備費の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 予備費の質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、予備費の質疑を終了いたします。

○委員長（二宮由子君） 以上をもって、一般会計歳入歳出決算の質疑をすべて終了いたしました。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第47号議案 平成17年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（二宮由子君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○委員長（二宮由子君） 第48号議案 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔収入役 岸 永通君 登壇〕

○収入役（岸 永通君） 平成17年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明申し上げます。

決算書の10ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。

1款国民健康保険税は、収入済額20億6,658万2,911円で前年度に比較し3,444万6,847円、1.7%の増となっております。歳入全体に占める割合は30.0%であります。不納欠損額は8,183万3,050円で5,391件分です。収入未済額は8億4,512万7,961円で前年度に比べ475万461円の減となっております。

1項1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は、収入済額13億5,468万1,890円

で前年度より 2,405 万 2,695 円の減であります。2 節介護納付金分現年課税分は、収入済額 8,485 万 8,723 円で前年度より 223 万 615 円の減であります。3 節医療給付費分滞納繰越分は、収入済額 1 億 3,547 万 4,604 円で前年度より 2,824 万 5,534 円の増であります。4 節介護納付金分滞納繰越分は、収入済額 1,016 万 1,621 円で前年度より 259 万 5,521 円の増であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分は、収入済額 4 億 4,499 万 1,945 円で前年度より 2,859 万 7,543 円の増であります。2 節介護納付金分現年課税分は、収入済額 3,010 万 7,662 円で前年度より 58 万 4,424 円の減であります。3 節医療給付費分滞納繰越分は、収入済額 567 万 1,867 円で前年度より 156 万 7,679 円の増であります。4 節介護納付金分滞納繰越分は、収入済額 63 万 4,599 円で前年度より 30 万 8,304 円の増であります。

3 款国庫支出金は、収入済額 17 億 2,043 万 5,054 円で前年度より 1 億 3,771 万 9,961 円、7.4%の減で歳入に占める割合は 24.9%であります。

12 ページをお願いします。

1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分は、収入済額 15 億 7,727 万 4,671 円で前年度に比べ 1 億 523 万 8,519 円、6.3%の減であります。

2 目 1 節高額医療費共同事業負担金は、収入済額 3,282 万 5,029 円であります。これは、高額な医療費の発生による保険者の不安定な財政運営を緩和するために、連合会が運営する制度で、平成 15 年度から法制化されました。本事業の財源は、国、都が 4 分の 1 ずつを負担し、市が 2 分の 1 を負担しております。その国負担分であります。

2 項国庫補助金、1 目 1 節調整交付金は、収入済額 1 億 210 万 5,000 円で前年度より 3,226 万 5,000 円の減であります。

4 款療養給付費等交付金、収入済額 16 億 5,180 万 7,312 円で前年度より 3 億 6,484 万 4,312 円、28.3%の増で、退職被保険者等の療養給付費の増によるもので、支払基金からの交付金であります。

5 款都支出金は、収入済額 2 億 5,021 万 5,049 円で前年度より 1 億 3,825 万 2,553 円、123.5%の増であります。

1 項都負担金、1 目 1 節高額医療費共同事業負担金は、収入済額 3,282 万 5,029 円であります。これは、高額医療費共同事業の都負担分であります。

2 項 1 目 1 節都補助金は、収入済額は 2,355 万 9,020 円で前年度より 5,740 万 7,626 円の減であります。

14 ページをお願いします。

2 目調整交付金、1 節調整交付金は収入済額 1 億 9,383 万 1,000 円であります。これは、三位一体の改革に伴い国庫負担率が下がり、都道府県負担が発生したため、東京都が市町村の国保財源安定のために必要な取り組みに対して、新規で交付されるものです。

6 款共同事業交付金は、収入済額 1 億 4,810 万 9,229 円で前年度より 2,656 万 5,228 円、21.9%の増であります。これは、高額医療費共同事業による連合会からの交付金で、対象件数の増によるものであります。

7 款繰入金は、収入済額 10 億 4,665 万 3,154 円で前年度より 7,214 万 606 円、7.4%の増で繰越金の減に伴う繰入金の増であります。

1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定制度繰入金（保険税軽減分）は、収入済額 8,890 万 4,520 円であります。低所得者に対する保険税軽減相当額を東京都が 4 分の 3、市が 4 分の 1 を負担し、一般会計から繰

り入れるもので、前年度より 38 万 6,840 円の増であります。

2 節保険基盤安定制度繰入金（保険者支援分）は、収入済額は 2,880 万 1,634 円であります。これは、平成 15 年度から始まり、今後平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間延長される措置で、保険税軽減対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険税の一定割合を国が 2 分の 1、東京都と市が 4 分の 1 ずつ補てんすることにより、保険者を支援する制度で、前年度より 35 万 3,234 円の減であります。

3 節職員給与費等繰入金に、収入済額 1 億 4,299 万 8,000 円であります。職員人件費、委託料、役務費等について、一般会計からの繰入金で、前年度より 2,715 万円の増であります。

4 節出産育児一時金等繰入金は、収入済額 4,000 万円であります。出産育児一時金 30 万円の 3 分の 2 を一般会計から繰り入れるもので、前年度と同額であります。

5 節その他の繰入金は、収入済額 7 億 4,594 万 9,000 円で一般会計からの財源補てんのための繰入金であります。繰越金の減に伴い、前年度より 4,495 万 7,000 円の増となりました。

8 款繰越金は、収入済額はゼロ円で、これは平成 16 年度の赤字決算によるものであります。

9 款諸収入は、収入済額 1,514 万 9,557 円で前年度より 96 万 6,376 円の増であります。

16 ページをお願いします。

1 項 1 目 1 節延滞金は、収入済額 1,117 万 8,100 円で前年度より 326 万 6,510 円の増であります。

3 項雑入は、収入済額 397 万 1,228 円で前年度より 229 万 8,570 円の減であります。

1 目 1 節一般被保険者第三者納付金は、収入済額 172 万 7,887 円であります。

2 目 1 節退職被保険者等第三者納付金は、収入済額 105 万 1,677 円であります。これらは、交通事故等による保険使用に対する納付金で 10 件分であります。

3 目 1 節一般被保険者返納金は、収入済額 116 万 9,512 円で前年度より 20 万 7,322 円の増であります。

4 目 1 節退職被保険者等返納金は、収入済額 1 万 7,989 円で前年度より 3 万 4,239 円の減であります。これらは、会社等の健康保険加入や転出により当市の国保資格がない方が、保険給付を受けたことによる不当利得返納金 104 件分であります。

以上によりまして、歳入合計は収入済額 68 億 9,895 万 2,266 円で前年度に比べ 4 億 8,534 万 4,180 円、7.6%の増であります。

次に、歳出について申し上げます。

18 ページをお開きいただきたいと思えます。

1 款総務費は、支出済額 1 億 974 万 7,737 円で執行率は 89.8%であります。

1 項 1 目一般管理費は 9 名分の人件費、嘱託員の報酬、臨時職員の賃金、レセプト点検委託料などでありま
す。

なお、被保険者証のカード化を導入いたしました。

2 目運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の会議 4 回分の経費であります。

3 目連合会負担金は、国保連合会に対する保険者負担金であります。

20 ページをお願いいたします。

2 項徴税費は、国民健康保険税に係る経費でありまして、納税通知書などの印刷、郵送料などであります。

2 款保険給付費は、支出済額 48 億 2,118 万 1,897 円で執行率は 91.9%であります。国民健康保険の被保険者数の状況は、年平均 3 万 1,115 人で前年度より 0.3%の増であります。老健対象者を除く一般被保険者数は

1万9,238人で前年度より1.5%の減、退職被保険者等は6,233人で前年度より9.9%の増であります。

1項1目一般被保険者療養給付費は、支出済額25億9,907万2,923円で執行率は92.3%であります。

2目退職被保険者等療養給付費は、支出済額16億4,853万3,703円で執行率は96.7%であります。

3目一般被保険者療養費は、支出済額4,227万5,440円で執行率は91.4%であります。

4目退職被保険者等療養費は、支出済額2,836万4,760円で執行率は94.6%であります。

5目審査・支払手数料は、支出額2,040万1,152円で執行率は92.2%でレセプトの審査・支払業務委託料であります。

22 ページをお願いします。

2項高額療養費は、支出済額4億1,196万9,943円で執行率は76.6%であります。

1目一般被保険者高額療養費は、支出済額2億8,090万6,570円で執行率は91.3%であります。

2目退職被保険者等高額療養費は、支出済額1億3,106万3,373円で執行率は56.9%であります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、支出済額4,832万円で執行率は75.5%、151件分であります。

5項1目葬祭費は、支出済額1,865万円で執行率は100%、373件分であります。

24 ページをお願いいたします。

6項結核・精神医療給付金は、支出済額359万3,976円で執行率は95.4%であります。

3款老人保健拠出金は、支出済額13億8,811万1,536円であります。

1項1目老人保健医療費拠出金は、支出済額13億6,972万6,020円で前年度より5,664万7,423円の減であります。これは、老人保健対象年齢の引き上げによる医療費等の見込み減による拠出金の減であります。

2目老人保健事務費拠出金は、支出済額1,838万5,516円であります。

4款介護納付金は、支出済額4億6,488万9,719円で前年度より3,947万5,656円の増であります。これは、国保加入者の第2号被保険者に対する支払基金への納付金で、1人当たりの単価の増によるものであります。

5款共同事業拠出金は、支出済額1億3,130万1,911円で執行率は93.3%であります。

1項1目高額医療費拠出金は、支出済額1億3,130万116円で前年度より731万6,713円の増であります。これは、高額な医療費の発生による保険者の不安定な財政運営を緩和するため連合会が運営する制度で、平成15年度から法制化されました。本事業の財源は、国、都が4分の1ずつを負担し、市が2分の1を負担しております。その市負担分を含めた国保連合会共同事業に対する拠出金であります。

なお、国、都の負担金及び事業運営による交付金が、歳入に計上されています。

26 ページをお願いします。

6款保健事業費は、支出済額783万342円で執行率は72.6%であります。これは、人間ドック受診料一部助成金並びに年2回の医療費通知に係る経費であります。

8款諸支出金は、支出済額528万9,845円で執行率は92.7%であります。

1項1目償還金・利子及び還付金は、支出済額528万9,845円で執行率は92.7%であります。これは、平成16年度東京都補助金の確定による返還金、国保の資格喪失等に伴う国民健康保険税の還付金及び加算金などあります。

9款予備費は、カード化に伴う被保険者証の印刷製本費の不足額76万7,000円であります。

28 ページをお願いします。

10款前年度繰上充用金は、支出済額3,972万4,303円であります。これは、平成16年度国民健康保険事業

特別会計決算において、国民健康保険税の歳入が見込額に達せず、収入済額が支出済額に対し不足したため、平成 17 年度予算より繰上充用したものであります。

以上によりまして、歳出合計は支出済額 69 億 6,807 万 7,290 円、執行率 93.8%で前年度に比べ 5 億 1,474 万 4,901 円、8.0%の増であります。

次に、実質収支に関する調書でございますが、30 ページをお開き願います。

歳入総額 68 億 9,895 万 2,266 円、歳出総額 69 億 6,807 万 7,290 円で歳入歳出差引額マイナス 6,912 万 5,024 円であります。実質収支額は、マイナス 6,912 万 5,024 円となっております。このため、平成 18 年度予算より繰上充用をしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

[収入役 岸 永通君 降壇]

○委員長（二宮由子君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第 48 号議案 平成 17 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○委員長（二宮由子君） 第 49 号議案 平成 17 年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

[収入役 岸 永通君 登壇]

○収入役（岸 永通君） 平成 17 年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明申し上げます。

決算書の 10 ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。

1 款受託水道事業収入であります。収入済額 4 億 226 万 4,797 円で前年度に比較し 7,464 万 8,880 円、15.7%の減であります。収入の主なものは、人件費 17 名分、施設管理費や水道工事に要する委託費であります。

1 項 1 目管理収入は、収入済額 3 億 692 万 4,891 円で人件費及び施設管理費のほか、配水管移設工事、給水管布設替、給水管取替工事など、東京都水道局からの水道事業管理に要する委託費であります。

2 目建設工事収入は、収入済額 9,533 万 9,906 円で配水管新設工事等、東京都水道局からの水道事業建設工事に要する委託費であります。受託水道事業は、全額東京都水道局からの収入となっております。

次に、12 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款受託水道事業費の支出済額は4億 226 万 4,797 円で執行率は96.0%であります。17 名分の人件費のほか、管網強化、管路の耐震性強化の新設・取替工事などが主なものであります。

1 項水道管理費は3億 692 万 4,891 円で執行率95.2%であります。

1 目浄水費は、導水管の布設替工事が主なものですが、本年度は導水管の漏水等がございませんでしたので、全額が不用額となっております。

2 目配水費は、配水管の取り替え、移設工事が主なものでございます。

3 目給水費は、配水管から各家庭へ伸びている給水管の取り替え、漏水修理工事に執行されたもので、漏水防止対策に努めたところがございます。また、計量法の定めに基づき、水道メーターの取り替え、止水栓設置などを行いました。

14 ページをお開き願います。

4 目受託事業費は、工事に伴う都道掘削監督事務費が主なものであります。

5 目業務費は、人件費17 名分のほか、水道料金の収納事務及び庶務に係る経費であります。

2 項建設改良費は、支出済額9,533 万 9,906 円で執行率98.4%であります。

1 目水道改良費は、配水管の新設工事を行ったもので、平成17 年度末の鉄管の配水管延長は23 万 2,861 メートルで前年度に比べ1,692 メートル延長いたしました。

16 ページをお願いいたします。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額は4億 1,922 万 7,000 円、支出済額は4億 226 万 4,797 円、執行率96.0%であります。

次に、実質収支に関する調書でございますが、18 ページをお開き願います。

歳入総額4億 226 万 4,797 円、歳出総額4億 226 万 4,797 円で歳入歳出差引額はゼロ円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

〔収入役 岸 永通君 降壇〕

○委員長（二宮由子君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第49 号議案 平成17 年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○委員長（二宮由子君） 第50 号議案 平成17 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

[収入役 岸 永通君 登壇]

○収入役（岸 永通君） 平成 17 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明申し上げます。

決算書の 10 ページをお開き願います。

歳入であります。1 款分担金及び負担金は、収入済額 173 万 3,680 円であります。

1 項 1 目下水道事業受益者負担金、1 節現年度分は収入済額 172 万 2,790 円、411 件分であります。2 節滞納繰越分は、収入済額 1 万 890 円で 5 件分であります。不納欠損額は 5 万 3,000 円で 4 件分、収入未済額は 21 万 2,250 円、18 件分であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 10 億 6,645 万 3,550 円であります。

1 項 1 目下水道使用料、1 節現年度分は収入済額 10 億 5,508 万 8,530 円、38 万 7,772 件分であります。前年度に比べ 1,677 万 7,435 円、1.6%の増となっております。収入未済額は 1,309 万 1,883 円、7,202 件分であります。2 節滞納繰越分は、収入済額 1,081 万 20 円、5,682 件分であります。前年度に比べ 127 万 2,931 円、13.3%の増となっております。不納欠損額は 109 万 2,577 円で 914 件分、収入未済額は 887 万 2,336 円、5,519 件分であります。

2 項 1 目総務手数料、1 節指定事業者等手数料は収入済額 55 万 5,000 円であります。これは、指定事業者の新規指定手数料 18 万円、18 件分及び指定更新手数料 24 万 5,000 円、49 件分、それと責任技術者の新規登録手数料 8 万 1,000 円の 27 件分であります。

3 款国庫支出金は、収入済額 990 万円で湖畔 2 丁目地区における公共下水道管渠更生工事の国費対象事業に係る国庫補助金であります。

4 款都支出金は、収入済額 468 万 281 円あります。

12 ページをお開き願います。

1 項 1 目下水道事業費都負担金は、収入済額 443 万 3,281 円で空堀川改修工事に伴う公共下水道管渠移設工事などに係る都負担金であります。

2 項 1 目下水道事業費都補助金は、収入済額 24 万 7,000 円で湖畔 2 丁目地区における公共下水道管渠更生工事の国費対象事業に係る都補助金であります。

6 款繰入金は、収入済額 11 億 7,372 万 6,000 円で一般会計繰入金であります。前年度に比べ 2,743 万 1,000 円、2.4%の増となっております。

7 款繰越金は、収入済額 1,858 万 8,169 円で前年度からの繰越金であります。

8 款諸収入は、収入済額 549 万 874 円あります。

14 ページをお開き願います。

4 項 1 目雑入、収入済額 298 万 9,703 円は東村山市、小平市及び武蔵村山市との下水道相互利用に関する協定による下水道使用料受託収入及び下水道使用料徴収事務委託料前年度清算金などあります。

9 款市債は、収入済額 2 億 7,480 万円あります。

1 項 1 目下水道債、1 節公共下水道債は 2 億 90 万円で公共下水道建設事業債 1 億 2,490 万円、公営企業金融公庫借換債 7,600 万円あります。2 節流域下水道債は 7,390 万円で、荒川右岸東京流域下水道事業債 5,110 万円、公営企業金融公庫借換債 2,280 万円あります。公営企業金融公庫借換債につきましては、平成 17 年度の臨時特例措置高金利対策として、年利 7.6%の既往債について一部借り換えを行ったものであります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は収入済額 25 億 5,537 万 2,554 円であります。

次に、16 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款総務費は、支出済額 5 億 7,906 万 6,282 円で執行率は 99.3%であります。

1 項 1 目総務管理費の支出済額 8,664 万 230 円は、下水道事業を運営するための庶務的な経費及び及び人件費、職員 5 名分であります。

2 項 1 目維持管理費の支出済額 4 億 9,242 万 6,052 円は、下水道の維持管理、管渠清掃委託など及び東京都水道局に対する下水道使用料徴収事務委託、流域下水道維持管理負担分であります。

18 ページをお開き願います。

2 款事業費は、支出済額 2 億 6,246 万 8,689 円で執行率は 99.6%であります。

1 項 1 目建設総務費の支出済額 4,062 万 7,535 円は、下水道事業執行に係る人件費で職員 2 名分であります。

2 項 1 目の建設事業費は、支出済額 2 億 2,184 万 1,154 円であります。主な内容であります。下水道工事の実施設計委託などが 9 件、管渠布設等工事の施工延長が 1,453.6 メートルで公共汚水升設置工事箇所は 161 カ所あります。供用開始区域面積は 17 年度末で 992.26 ヘクタールとなり、事業認可面積 1,009.2 ヘクタールに対しまして、98.3%となっております。委託料及び工事請負費の詳細につきましては、行政報告書 554 ページから 556 ページに掲載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

19 節負担金補助及び交付金は 6,029 万 303 円で、流域下水道建設負担金であります。清瀬水再生センターの汚泥焼却施設等の整備工事に伴う負担金であります。

3 款公債費は、支出済額 17 億 247 万 7,647 円で歳出総額の 66.9%を占めております。前年度に比べ 9,078 万 4,092 円、5.6%の増となっております。

1 項 1 目の元金は、支出済額 9 億 6,030 万 9,501 円で、公共下水道分、荒川右岸東京流域下水道分、特例措置分の建設事業債元金償還並びに公営企業金融公庫借換債の借入れに伴う繰上償還 9,889 万 9,000 円であります。

20 ページをお開き願います。

2 目の利子は、支出済額 7 億 4,216 万 8,146 円で建設事業債の償還金利子であります。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額は 25 億 5,460 万 9,000 円で支出済額は 25 億 4,401 万 2,618 円、執行率は 99.6%であります。

次に、実質収支に関する調書でございますが、22 ページをお開き願います。

歳入総額 25 億 5,537 万 2,554 円、歳出総額 25 億 4,401 万 2,618 円で歳入歳出差引額 1,135 万 9,936 円あります。実質収支額は 1,135 万 9,936 円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

恐れ入ります。18 ページのところで、職員数を 4 名分のところを 2 名と言っておりますので、4 名分に訂正をお願いいたします。

以上です。

[収入役 岸 永通君 降壇]

○委員長（二宮由子君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（粕谷久美子君） ちょっとわからない点があるので教えてください。

下水道もかなり整備が進んでいるんですが、地震対策を考えたとき、食糧とか水というのは優先順位でかなりの方で確保されていると思うんですが、トイレそのものは壊れなくても、下水道の状態というのは、一般の私たちはわからないんですけど、おふろの水があればトイレに流せるから大丈夫というふうに水の確保ということをしているんですが、実際地下にある下水道の耐震性というものは、どのように考えていけばよろしいのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○下水道課長（柚木行夫君） 公共下水道の耐震についてのお問い合わせですが、これにつきましては、行政報告書 554 ページ、こちらの方の設計委託等、公共下水道耐震対策事業計画地盤情報作成業務委託、こちらの方をごらんください。

この作業の内容につきましては、下水道の地震対策に伴い準備を進めてきた経過がございます。下水道の地盤情報作成業務につきましては、東大和市におけます地盤がどの程度のものかという調査を行いました。その結果、東大和市の地盤については、他の地域と比べて非常によい状況というふうになっております。今後におきましては、耐震対策に向けた耐震計画、対策及びそのための計画を、またさらに進めていきたいと考えております。したがって、当市における公共下水道管につきましては、現状では下水道管渠につきましては、大丈夫というような状況になっておりますが、たまたま先日、国から下水道地震対策緊急整備計画策定という通知がまいりました。これにつきまして、短期的目標であります3年以内に計画をさらに進めるよう、国から通知がございました。今後におきましても、公共下水道の耐震化につきましては、鋭意努力して、将来地震があったときにつきましては、問題ないようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第 50 号議案 平成 17 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

ここで 10 分間休憩いたします。

午後 6 時 4 6 分 休憩

午後 6 時 5 5 分 開議

○委員長（二宮由子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（二宮由子君） 第 51 号議案 平成 17 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

〔収入役 岸 永通君 登壇〕

○収入役（岸 永通君） 平成 17 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御

説明申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入であります。

1 款支払基金交付金でありますが、収入済額 26 億 9,721 万 6,253 円で前年度に比較し 6,176 万 2,747 円、2.2%の減であります。

1 項 1 目医療費交付金、1 節現年度分は、収入済額 26 億 7,654 万 7,000 円で前年度より 6,199 万 8,000 円の減であります。2 節過年度分は、収入済額 46 万 7,210 円で前年度より 46 万 7,210 円の増であります。

2 目審査支払手数料交付金、1 節現年度分は、収入済額 1,991 万 9,000 円で前年度より 51 万 5,000 円の減であります。2 節過年度分は、収入済額 28 万 3,043 円で前年度より 28 万 3,043 円の増で、レセプトの審査・支払手数料に対する交付金であります。

2 款国庫支出金でありますが、収入済額 12 億 1,978 万 408 円で前年度に比較し 2 億 2,848 万 724 円、23.0%の増であります。

1 項 1 目医療費負担金、1 節現年度分は、収入済額 11 億 8,632 万 7,775 円で前年度より 1 億 9,502 万 8,091 円の増であります。2 節過年度分は、収入済額 3,345 万 2,633 円で前年度より 3,345 万 2,633 円の増であります。

3 款都支出金でありますが、1 項 1 目医療費負担金、1 節現年度は収入済額 3 億 1,444 万 4,039 円で前年度より 5,757 万 3,425 円、22.4%の増であります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、収入済額 3 億 1,162 万 6,000 円で前年度より 5,129 万 6,000 円、19.7%の増で、市が負担する医療給付費などあります。

12 ページをお願いします。

6 款諸収入は、収入済額 798 万 9,917 円で前年度より 661 万 7,022 円の増であります。

3 項雑入、1 目 1 節第三者納付金は収入済 798 万 4,877 円であります。これは、交通事故等による保険使用に対する納付金で 4 件分あります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は収入済額 45 億 5,105 万 6,617 円で前年度より 2 億 1,882 万 4,185 円、5.1%の増であります。

14 ページをお開き願ひます。歳出であります。

1 款医療諸費は、支出済額 44 億 7,573 万 9,862 円で前年度より 1 億 7,751 万 569 円、4.1%の増で執行率は 96.2%であります。

1 目医療給付費は、支出済額 43 億 6,084 万 9,881 円で前年度より 1 億 7,944 万 9,721 円、4.3%の増で医療受診に係る経費であります。

2 目医療費支給費は、支出済額 9,433 万 5,629 円で前年度より 177 万 6,461 円、1.9%の減で補装具、柔道整復、高額医療費に係る経費であります。

3 目審査・支払手数料は、支出済額 2,055 万 4,352 円で前年度より 16 万 2,691 円、0.8%の減であります。

2 款諸支出金は、支出済額 482 万 5,786 円で前年度より 5,855 万 4,574 円の減であります。

1 項 1 目償還金は、支出済額 68 万 2,536 円で平成 16 年度分事業の精算による東京都への返還金であります。

2 項 1 目一般会計繰入金は、支出済額 414 万 3,250 円で平成 16 年度分事業の精算による市負担分を一般会計へ繰り出したものであります。

3 款前年度繰上充用金は、支出済額 2,937 万 7,221 円であります。これは、平成 16 年度老人保健特別会計

決算において、国庫支出金などの歳入が見込みに達せず、収入済額が支出済額に対し不足したため、平成 17 年度予算より繰上充用したものであります。

16 ページをお開き願います。

以上のようにいたしまして、歳出合計は支出済額 45 億 994 万 2,869 円、執行率 96.2%で前年度に比べ 1 億 4,833 万 3,216 円、3.4%の増であります。

次に、実質収支に関する調書であります、18 ページをお願いいたします。

歳入総額 45 億 5,105 万 6,617 円、歳出総額 45 億 994 万 2,869 円で歳入歳出差引額 4,111 万 3,748 円であり、実質収支額は 4,111 万 3,748 円となっております。

先ほど、2 項 1 目一般会計繰出金のところ、繰入金と申し上げましたが、繰出金に訂正をお願いします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

[収入役 岸 永通君 降壇]

○委員長（二宮由子君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第 51 号議案 平成 17 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○委員長（二宮由子君） 第 52 号議案 平成 17 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

[収入役 岸 永通君 登壇]

○収入役（岸 永通君） 平成 17 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思っております。歳入であります。

1 款分担金及び負担金、1 項保留地処分金、1 目立野地区保留地処分金であります、収入済額 1 億 4,069 万 431 円で保留地処分金 6 件分、面積にして 995.55 平方メートルであります。

2 款都支出金、1 項都補助金、1 目区画整理事業費都補助金は、収入済額 6,516 万 6,000 円で立野地区土地区画整理事業に対する補助金であります。

2 項都委託金、1 目区画整理事業費都委託金は、収入済額 12 万 3,396 円で建築行為等の制限に関する事務に対する委任事務費 21 件分の交付金であります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、収入済額 1 億 8,336 万 3,000 円で一般会計からの繰入金でありま

す。

12 ページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目繰越金は、収入済額 7,647 万 5,695 円で前年度の繰越金であります。

6 款諸収入、3 項 2 目雑入は、収入済額 1 万 2,369 円で公務災害補償基金負担金の過年度還付金であります。

以上のようにいたしまして、歳入合計は収入済額 4 億 6,584 万 3,180 円でございます。

次に、14 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は支出済額 1 億 1,120 万 9,717 円で人件費 11 人分が主なものであります。

2 款事業費、1 項 1 目立野地区事業費は支出済額 2 億 3,452 万 3,584 円であります。主な事業内容であります。委託料は道路等実施設計委託料など 6 件分で支出済額 815 万 6,092 円、工事請負費は区画道路築造工事費などで支出済額 9,205 万 8,554 円、負担金補助及び交付金は都市ガス本支管工事負担金、水道施設整備工事負担金などで支出済額 358 万 8,671 円、補償補填及び賠償金は建築物等移転補償費で支出済額 1 億 2,727 万 5,737 円となっております。

16 ページをお開き願います。

4 款諸支出金、1 項 1 目基金費は、支出済額 6,250 万 219 円で保留地処分金及び基金利息分を積み立てしたものであります。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額は 4 億 6,910 万 5,000 円で支出済額は 4 億 823 万 3,520 円、執行率は 87.0%であります。

次に、実質収支に関する調書であります。18 ページをお開き願います。

歳入総額 4 億 6,584 万 3,180 円、歳出総額 4 億 823 万 3,520 円で歳入歳出差引額 5,760 万 9,660 円であります。実質収支額は 5,760 万 9,660 円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

[収入役 岸 永通君 降壇]

○委員長（二宮由子君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第 52 号議案 平成 17 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○委員長（二宮由子君） 第 53 号議案 平成 17 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を議題に供します。

内容の説明を求めます。

[収入役 岸 永通君 登壇]

○収入役（岸 永通君） 平成 17 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきまして、御説明申し上げます。

10 ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は収入済額 5 億 8,306 万 6,100 円であります。不納欠損額は 809 万 900 円であります。収入未済額は 2,372 万 6,300 円で現年度分 495 名分、2,728 件分と滞納繰越分 391 名、2,345 件分であります。介護保険料の賦課及び徴収の状況につきましては、行政報告書 575 ページに掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

2 款分担金及び負担金、1 項 1 目総務費負担金は収入済額 10 万 8,000 円で、介護保険の適用除外となる 40 歳以上 65 歳未満の生活保護受給者に係る要介護認定の受託に伴う認定審査会判定受託負担金であります。

4 款国庫支出金、1 項 1 目保険給付費負担金は収入済額 5 億 7,674 万 6,765 円で、介護保険法第 121 条に基づく保険給付費に係る国負担分であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金は収入済額 2,901 万 6,000 円で、介護保険法第 122 条に基づき交付されたものであります。

12 ページをお願いします。

5 款支払基金交付金、1 項 1 目保険給付費交付金は収入済額 9 億 1,248 万 3,224 円で、第 2 号被保険者に係る保険料であります。

6 款都支出金、1 項 1 目保険給付費負担金は収入済額 3 億 5,740 万 978 円で、介護保険法第 123 条に基づく保険給付費に係る東京都負担分であります。

14 ページをお願いします。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険給付費等繰入金は収入済額 3 億 5,991 万 7,625 円で、介護保険法第 124 条に基づく保険給付費に係る市負担分の繰入金であります。2 節の職員給与費等繰入金は、収入済額 1 億 1,548 万 4,000 円で職員給与費等の繰入金であります。3 節事務費繰入金は、収入済額 6,659 万 8,000 円で事務費の繰入金であります。

10 款繰越金、1 項 1 目繰越金は 2,160 万 505 円で平成 16 年度からの繰越金であります。

16 ページをお願いします。

以上のようにいたしまして、介護保険事業特別会計の収入済額は 30 億 7,130 万 5,469 円でございます。

次に、18 ページをお開き願います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は支出済額 1 億 3,447 万 3,003 円で職員人件費、介護保険電算システムの委託料が主なものであります。

2 項 1 目介護認定審査会費は、支出済額は 1,546 万 7,342 円で介護認定審査会委員報酬及び主治医意見書作成手数料が主なものであります。

20 ページをお願いします。

2 目介護認定調査費は、支出済額 1,687 万 2,172 円で認定調査委託料が主なものであります。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費は支出済額 11 億 542 万 1,571 円で、要介護被保険者が指定居宅介護サービスを受けた場合の保険給付分であります。

2目特例居宅介護サービス給付費は、支出済額 147 万 1,876 円で要介護被保険者が基準該当居宅サービスを受けた場合の保険給付分であります。

3目施設介護サービス給付費は、支出済額 14 億 3,736 万 1,212 円で要介護被保険者が指定施設介護サービスを受けた場合の保険給付分であります。

22 ページをお願いします。

5目居宅介護福祉用具購入費は、支出済額 574 万 7,327 円で要介護被保険者が厚生労働大臣の定める福祉用具を購入した場合の保険給付分であります。

6目居宅介護住宅改修費は、支出済額 1,606 万 1,592 円で要介護被保険者が厚生労働大臣の定める種類の住宅改修を行った場合の保険給付分であります。

7目居宅介護サービス計画給付費は、支出済額 1 億 465 万 5,838 円で要介護被保険者が指定居宅介護支援を受けた場合の保険給付分であります。

2項1目居宅支援サービス給付費は、支出済額 4,032 万 7,614 円で要支援被保険者が指定居宅支援サービスを受けた場合の保険給付分であります。

24 ページをお願いします。

4目居宅支援住宅改修費は、支出済額 252 万 6,308 円で要支援被保険者が厚生労働大臣の定める種類の住宅改修を行った場合の保険給付分であります。

5目居宅支援サービス計画給付費は、支出済額 1,378 万 3,540 円で要支援被保険者が指定居宅介護支援を受けた場合の保険給付分であります。

なお、支援サービス諸費における各サービスの給付状況は、行政報告書 582 ページに掲載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

3項1目高額介護サービス費は、支出済額 2,581 万 5,931 円で要介護被保険者が受けた居宅サービスまたは施設サービスに係る本人負担分が、政令で定める額を超えた場合に支給したものであります。

26 ページをお願いします。

4項1目審査・支払手数料は、支出済額 427 万 9,085 円で審査支払業務の委託料を国民健康保険団体連合会に支払ったものであります。

5項1目特定入所者介護サービス費の支出済額 5,372 万 380 円で、平成 17 年 10 月からの制度改正に伴い新設された科目でございます。

28 ページをお願いします。

3款財政安定化基金拠出金、1項1目財政安定化基金拠出金は支出済額 255 万 1,853 円で、東京都財政安定化基金への拠出金であります。

4款諸支出金、1項1目償還金及び還付加算金は支出済額 45 万 3,500 円で、平成 16 年度において歳入した東京都保険給付費負担金及び支払基金交付金の平成 16 年度決算の確定に伴う精算償還が主なものであります。

3項1目一般会計繰出金は、支出済額 1,776 万 4,384 円で平成 16 年度に歳入した一般会計繰入金を平成 16 年度決算の確定に伴い精算したものであります。

30 ページをお願いします。

以上のようにいたしまして、歳出予算現額 30 億 8,331 万円、支出済額 29 億 9,905 万 233 円で執行率は 97.3%であります。

次に、実質収支に関する調書であります、32 ページをお願いいたします。

歳入総額 30 億 7,130 万 5,469 円、歳出総額 29 億 9,905 万 233 円で歳入歳出差引額 7,225 万 5,236 円であり
ます。実質収支額は 7,225 万 5,236 円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

〔収入役 岸 永通君 降壇〕

○委員長（二宮由子君） 説明が終わりました。

歳入歳出一括して質疑を行います。

○委員（西川洋一君） 1 点、お聞かせください。

行政報告書 578 ページ、審査判定状況というところがあります。2 番目の表は、平成 18 年 4 月 1 日から始
期による更新申請のみというのがありまして、これまで要支援、あるいは要介護 1 だった方が自分の体の様子
が変わらないのに認定が下がったという、要するに要支援 1、要支援 2 になったという方がおられるわけで、
これらの方の中で下がるのはおかしいんじゃないかとか、あるいはそういう不服、あるいは疑問、そういうふ
うに申し出された方は何人かおられるんでしょうか。人数等、あるいは声等ありましたら、お聞かせください。

○福祉部参事（北田和雄君） 行政報告 578 ページの審査判定状況の下の表でございまして、この表につきまし
ては、18 年 4 月 1 日から更新がかかる方の認定状況をまとめたものでございます。その中で、要支援 1 が 22
名、要支援 2 が 28 名おられます。要支援の方が合計で 50 名ですが、この中で御質問者、御指摘の疑問とか、
御不満の声が上がった件数ですが、4 件ございました。そのうち 2 件につきましては、サービスを利用してな
い方もいらっしゃいますし、有料老人ホーム等に入院しておりまして、特にサービスの変更はないケースで
ございます。あとの 2 件の方につきましては、サービスが少し減るために御不満があったという状況でございま
す。

以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 1 件だけ、済みません。

582 ページです。さまざまなサービス事業者の連絡会とか、四つほど連絡会ができていますが、4 番の介護
老人福祉施設の入所相談員の連絡会というのがつくってあるんですが、風の樹を見学されているようですが、
どういう方が相談員になっていらっしゃるって、何人いらっしゃるのか教えてください。

○福祉部参事（北田和雄君） ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっとお待ちいただきたいと思いま
す。（長瀬りつ委員「後でいいです」と呼ぶ）後でいいですか、申しわけございません、後で御連絡させてい
ただきます。

○委員長（二宮由子君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論は本会議で行うこととし、直ちに採決いたします。

第 53 号議案 平成 17 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を認定と決す
ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（二宮由子君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○委員長（二宮由子君） 以上で、決算特別委員会に付託されました一般会計外6特別会計決算の審査をすべて終了いたしました。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

午後 7時24分 閉会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 二 宮 由 子

副 委 員 長 木 下 光 雄